

官報

號外 昭和五年五月十一日

第五十八回衆議院議事速記録第十二號

帝國議會

昭和五年五月十日(土曜日)
午後一時三十分開議

議事日程 第十一號

昭和五年五月十日午後一時開議

第一 盜犯等ノ防止及處分ニ關スル法律案(政府提出、貴族院送付)

第一讀會ノ續(委員長報告)

昭和三年度第一豫備金支出ノ件

昭和三年度特別會計第一豫備金支出ノ件

昭和三年度特別會計豫備費支出ノ件

昭和四年年度特別會計第二豫備金支出ノ件

昭和四年年度特別會計第二豫備金支出ノ件

昭和四年年度特別會計第二豫備金支出ノ件

昭和四年年度特別會計第二豫備金支出ノ件

昭和四年年度特別會計第二豫備金支出ノ件

昭和四年年度特別會計第二豫備金支出ノ件

昭和四年年度特別會計第二豫備金支出ノ件

承諾
委員
報告

第六 市制中改正法律案(若宮貞夫君外十三名提出)

第一讀會ノ續(委員長報告)

第七 町村制中改正法律案(末松偕一郎君外三十五名提出)

第一讀會ノ續(委員長報告)

第八 町村制中改正法律案(若宮貞夫君外十三名提出)

第一讀會ノ續(委員長報告)

第九 北海道會法中改正法律案(末松偕一郎君外三十二名提出)

第一讀會ノ續(委員長報告)

第十 北海道會法中改正法律案(若宮貞夫君外十三名提出)

第一讀會ノ續(委員長報告)

第十一 船舶業組合法案(加藤鯛一君外三名提出)

第一讀會ノ續(委員長報告)

第十二 船舶業組合法案(内田信也君外二名提出)

第一讀會ノ續(委員長報告)

第十三 川崎町間鐵道敷設ニ關スル建議案(清水徳太郎君提出)

第十四 岡崎多治見間鐵道敷設速成ニ關スル建議案(岡本實太郎君提出)

第十五 千種武節間鐵道敷設速成ニ關スル建議案(岡本實太郎君外一名提出)

第十六 大宮ヨリ川越ヲ經テ飯能ニ至ル鐵道敷設ニ關スル建議案(定塚門次郎君外一名提出)

第十七 羽ノ浦半岐間鐵道敷設速成ニ關スル建議案(谷原公君外四名提出)

第十八 廣島濱田間鐵道敷設速成ニ關スル建議案(荒川五郎君外四名提出)

第十九 山陰鐵道本線電化速成ニ關スル建議案(原夫次郎君外六名提出)

第二十 大船渡鐵道速成ニ關スル建議案(志賀和多利君提出)

第二十一 八代吉松間鐵道電化ニ關スル建議案(深水清君外二名提出)

第二十二 木材類ノ鐵道貨物運賃引下ニ關スル建議案(太田信治郎君提出)

第二十三 志布志、古江間鐵道敷設速成ニ關スル建議案(永田良吉君外二名提出)

第二十四 寒河江富澤間鐵道敷設ニ關スル建議案(清水徳太郎君提出)

第二十五 新宮若櫻間鐵道敷設ニ關スル建議案(土井權大君提出)

第二十六 二瀬長尾間鐵道敷設ニ關スル建議案(大里廣次郎君外一名提出)

第二十七 大分港臨港線敷設速成ニ關スル建議案(長野綱良君外三名提出)

第二十八 出水大口間鐵道敷設ニ關スル建議案(崎山武夫君提出)

第二十九 阿久根驛ニ急行列車停車ニ關スル建議案(崎山武夫君提出)

第三十 大川線竣成年度線上ニ關スル建議案(崎山武夫君提出)

第三十一 牛ノ濱西方間ニ停車場設置ニ關スル建議案(崎山武夫君提出)

第三十二 出水宮之城間鐵道敷設ニ關スル建議案(崎山武夫君提出)

第三十三 菱刈大口間ニ停車場設置ニ關スル建議案(崎山武夫君提出)

第三十四 下仁田三反田間鐵道敷設ニ關スル建議案(山邊常重君外二名提出)

第三十五 超特急列車靜岡驛停車ニ關スル建議案(永田善三郎君外五名提出)

第三十六 杉安湯前間鐵道敷設速成ニ關スル建議案(三浦虎雄君外一名提出)

第三十七 松山佐川間鐵道敷設速成ニ關スル建議案(松田喜三郎君外二名提出)

第三十八 木材類ノ鐵道貨物運賃輕減ニ關スル建議案(東武君外五名提出)

第三十九 田島、新藤原間自動車交通路線速成ニ關スル建議案(高橋元四郎君外一名提出)

第四十 熊本縣天草郡縱貫國有自動車道路開鑿ニ關スル建議案(宮崎高四君外三名提出)

第四十一 大船渡鐵道速成ニ關スル建議案(水上齊之助君提出)

第四十二 大船渡水澤間ヲ自動車交通網ニ編入ニ關スル建議案(水上齊之助君提出)

第四十三 臼三鐵道速成ニ關スル建議案(長野綱良君外三名提出)

第四十四 内海志布志間鐵道速成ニ關スル建議案(小村俊一君外三名提出)

第四十五 栃尾鐵道國有移管ニ關スル建議案(加藤知正君外三名提出)

第四十六 綠茶海外販路擴張費國庫補助ニ關スル建議案(小久江美代吉君外六名提出)

第四十七 人造絹絲織物消費稅撤廢ニ關スル建議案(栗原彦三郎君提出)

第四十八 鹽專賣法撤廢ニ關スル建議案(栗原彦三郎君外一名提出)

第四十九 絹綢織物ノ消費稅撤廢ニ關スル建議案(栗原彦三郎君提出)

第五十 廣幅織物消費稅撤廢ニ關スル建議案(戶部良祐君外四名提出)

第五十一 人造絹絲輸入稅撤廢ニ關スル建議案(戶部良祐君外四名提出)

第五十二 國立煙草試驗場設立ニ關スル建議案(山本實彦君外二名提出)

- 第五十三 佐伯稅務署復活ニ關スル建議案(長野綱良君外三名提出)
- 第五十四 多度津港重要港灣指定ニ關スル建議案(山下谷次君提出)
- 第五十五 猿投神社昇格ニ關スル建議案(岡本實太郎君提出)
- 第五十六 北海道拓殖促進ニ關スル建議案(小池仁郎君外九名提出)
- 第五十七 荒川改修ニ關スル建議案(定塚門次郎君外一名提出)
- 第五十八 澱川低水工事改良ニ關スル建議案(田中祐四郎君外三名提出)
- 第五十九 溫泉ノ調査研究機關設置ニ關スル建議案(加藤知正君外二名提出)
- 第六十 北海道拓殖促進ニ關スル建議案(東武君外六名提出)
- 第六十一 大船渡港重要港灣指定ニ關スル建議案(志賀和多利君提出)
- 第六十二 菊川改修工事速進ニ關スル建議案(小久江美代吉君外六名提出)
- 第六十三 帶患者結婚制限法制定ニ關スル建議案(中馬興丸君提出)
- 第六十四 肝屬川治水工事ニ關スル建議案(永田良吉君提出)
- 第六十五 大雪山國立公園設定ニ關スル建議案(淺川浩君提出)
- 第六十六 大分港修築速成ニ關スル建議案(長野綱良君外三名提出)
- 第六十七 白虎隊戰死者ヲ神社ニ祀ルノ建議案(林平馬君提出)
- 第六十八 鬼怒川水利ニ關スル建議案(齋藤太兵衛君外一名提出)
- 第六十九 大阿蘇國立公園設定ニ關スル建議案(小山令之君外八名提出)
- 第七十 霧島國立公園設定ニ關スル建議案(山本實彦君外六名提出)
- 第七十一 雲仙國立公園設定ニ關スル建議案(則元由庸君外四名提出)
- 第七十二 鹿兒島縣瀬港ヨリ古仁屋港ニ至ル縣道ヲ國道ニ編入ニ關スル建議案(久留義郷君提出)
- 第七十三 河川使用許可ニ關スル建議案(東武君外五名提出)
- 第七十四 北海道土功組合窮狀整理ニ關スル建議案(三井德實君外二名提出)
- 第七十五 伊豆國立公園設置ニ關スル建議案(岸衛君提出)
- 第七十六 溫泉法制定ニ關スル建議案(高橋欽哉君外三名提出)
- 第七十七 北海道土功組合整理救済ニ關スル建議案(小池仁郎君外九名提出)
- 第七十八 社會事業助長獎勵ニ關スル建議案(守屋榮夫君提出)
- 第七十九 醫藥普及ニ關スル建議案(守屋榮夫君提出)
- 第八十 失業救済事業トシテ大正用水起工促進ニ關スル建議案(栗原彦三郎君外三名提出)
- 第八十一 警察官ノ待遇改善ニ關スル建議案(本田義成君提出)
- 第八十二 癩癧養所設置ニ關スル建議案(木槍三四郎君提出)
- 第八十三 蠶絲業國策樹立ニ關スル建議案(植原悅二郎君外二名提出)
- 第八十四 浮島沼整理干拓速成ニ關スル建議案(庄司良郎君提出)
- 第八十五 米價恢復維持ニ關スル建議案(加藤知正君外二名提出)
- 第八十六 出雲國稻佐灣漁港修築ニ關スル建議案(原夫次郎君提出)
- 第八十七 耕地擴張改良事業ノ進展ニ關スル建議案(胎中楠右衛門君外一名提出)
- 第八十八 馬産ノ保護ニ關スル建議案(山内亮君外五名提出)
- 第八十九 馬産ノ保護ニ關スル建議案(八田宗吉君外四名提出)
- 第九十 部落林野制制定ニ關スル建議案(土井權大君提出)
- 第九十一 蘭價安定法制定ニ關スル建議案(小山邦太郎君外十三名提出)
- 第九十二 耕地擴張改良事業ノ進展ニ關スル建議案(川崎安之助君外五名提出)
- 第九十三 蠶絲業組合法制定ニ關スル建議案(村上國吉君外二名提出)
- 第九十四 地頭方漁港兼避難港修築ニ關スル建議案(小久江美代吉君外一名提出)
- 第九十五 舞坂漁港築設ニ關スル建議案(井上剛一君外六名提出)
- 第九十六 養蠶組合法制定ニ關スル建議案(加藤知正君外三名提出)
- 第九十七 森林及林業ニ關係アル地方稅輕減ニ關スル建議案(東武君外五名提出)
- 第九十八 森林金融ニ關スル建議案(東武君外五名提出)
- 第九十九 相互組織ノ森林火災保險設立ニ關スル建議案(東武君外五名提出)
- 第一百 國產材使用ニ關スル建議案(東武君外五名提出)
- 第一百一 樺太森林ノ伐採制限ニ關スル建議案(東武君外四名提出)
- 第一百二 九州畜産試驗場設置ニ關スル建議案(長野綱良君外三名提出)
- 第一百三 水產國策樹立ニ關スル建議案(鶴澤宇八君外七名提出)
- 第一百四 沖繩縣產業助成費繼續支出ニ關スル建議案(漢那憲和君外三名提出)
- 第一百五 高等蠶絲學校建設ニ關スル建議案(岡本實太郎君提出)
- 第一百六 東京帝國大學農學部附屬農業教員養成所獨立ニ關スル建議案(東郷實君外三名提出)
- 第一百七 農業教育振興ニ關スル建議案(平山岩彦君外四名提出)
- 第一百八 國定教科書中略字採用、假名遣改正及漢字制限ニ關スル建議案(池田敬八君外四名提出)
- 第一百九 空軍擴張ニ關スル建議案(永田良吉君提出)
- 第一百十 兵庫縣六栗郡及神崎郡ノ聯隊區管轄區域復舊ニ關スル建議案(土井權大君提出)
- 第一百十一 借家法借地法施行ニ關スル建議案(長谷川陸郎君提出)
- 第一百十二 廣島縣神邊町ニ區裁判所出張所設置ニ關スル建議案(宮澤裕君提出)
- 第一百十三 我カ民族ノ海外發展ニ關スル建議案(荒川五郎君提出)
- 第一百十四 鑛業法中鑛產稅ニ關スル條項改正ニ關スル建議案(大里廣次郎君外十六名提出)
- 第一百十五 貴衆兩院ノ官制並豫算ニ關スル建議案(原夫次郎君外三名提出)
- 第一百十六 公用文書ニ用キル文字、其ノ書方及數字ニ關スル建議案(池田敬八君外四名提出)
- 第一百十七 鹿兒島縣大島群島ニ通スル航海補助費増額ニ關スル建議案(久留義郷君提出)
- 第一百十八 決議案(救護法實施ノ件)(武藤山治君提出)
- 第一百十九 決議案(失業救済ノ件)(鷲野米太郎君外一名提出)
- 第一百二十 決議案(文部大臣奏處ノ責任ニ關スル件)(尾崎行雄君提出)

請願

- 第一 (特別報告第一號) 金鷄勳章年金
受領者優遇ニ關スル請願外一件 (委員長報告)
- 第二 (特別報告第二號) 一時賜金癩兵
ニ關シ恩給法一部改正ノ請願外一件 (委員長報告)
- 第三 (特別報告第三號) 一時賜金癩兵
並給與傷痍者ノ優遇ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第四 (特別報告第四號) 一時賜金癩兵
ニ關シ恩給法一部改正並軍人傷痍記
章令改正即行ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第五 (特別報告第七號) 華府條約ニ依
ル青島鹽業補償金交付再審査促進ノ
請願 (委員長報告)
- 第六 (特別報告第八號) 華府條約ニ依
ル青島鹽業補償金交付再審査ニ關ス
ル請願 (委員長報告)
- 第七 (特別報告第九號) 東亞保民會設
立ニ關シ國家の援助ノ請願 (委員長報告)
- 第八 (特別報告第一〇號) 伊勢神宮御
料田ノ恢弘ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第九 (特別報告第一三號) 婦人ノ政治
結社加入ニ關スル請願外三十件 (委員長報告)
- 第十 (特別報告第一四號) 大津村厚肉
漁港修築ノ請願 (委員長報告)
- 第十一 (特別報告第一五號) 苫前漁港
修築ノ請願 (委員長報告)
- 第十二 (特別報告第一六號) 聲間河口
修築ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第十三 (特別報告第一七號) 壽都漁港
修築ノ請願 (委員長報告)
- 第十四 (特別報告第一八號) 砂川、新
十津川間石狩川架橋ノ請願 (委員長報告)
- 第十五 (特別報告第一九號) 奈井江、
浦臼間石狩川ニ架橋ノ請願 (委員長報告)
- 第十六 (特別報告第二〇號) 泊居港修
築ノ請願 (委員長報告)
- 第十七 (特別報告第二一號) 國立授職
所設置ノ請願 (委員長報告)
- 第十八 (特別報告第二三號) 麻織物消
費稅撤廢ノ請願 (委員長報告)
- 第十九 (特別報告第二四號) 下津港ヲ
開港地ニ指定シ稅關事務取扱所設置
ノ請願 (委員長報告)
- 第二十 (特別報告第二五號) 貯蓄銀行
カ預ケ入レタル預金ニ對スル所得稅
及資本稅免除ノ請願 (委員長報告)
- 第二十一 (特別報告第二六號) 軍人傷
痍記章令改正即行ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第二十二 (特別報告第二七號) 大樹市
街ニ區裁判所出張所設置ノ請願 (委員長報告)
- 第二十三 (特別報告第二八號) 士幌村
ニ區裁判所出張所設置ノ請願 (委員長報告)
- 第二十四 (特別報告第二九號) 豐頃村
ニ區裁判所出張所設置ノ請願 (委員長報告)
- 第二十五 (特別報告第三〇號) 苫前村
ニ區裁判所出張所設置ノ請願 (委員長報告)
- 第二十六 (特別報告第三一號) 中川村
字譽平ニ名寄區裁判所出張所設置ノ
請願 (委員長報告)
- 第二十七 (特別報告第三二號) 千歲村
ヲ山形區裁判所管轄ニ變更ノ請願 (委員長報告)
- 第二十八 (特別報告第三三號) 竹田村
ニ區裁判所出張所設置ノ請願 (委員長報告)
- 第二十九 (特別報告第三四號) 海部村
ニ區裁判所出張所設置ノ請願 (委員長報告)
- 第三十 (特別報告第三五號) 知取町ニ
區裁判所設置ノ請願 (委員長報告)
- 第三十一 (特別報告第三六號) 財團
法人日本少年指導會ニ對シ國庫ヨリ
助成金下付ノ請願 (委員長報告)
- 第三十二 (特別報告第三八號) 雪害確
認、義務教育費國庫負擔金ノ分配其
ノ他施設ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第三十三 (特別報告第三九號) 雪害確
認ノ請願 (委員長報告)
- 第三十四 (特別報告第四〇號) 佐多村
大泊ニ郵便電信取扱所設置ノ請願 (委員長報告)
- 第三十五 (特別報告第四一號) 遙垣村
ニ無集配郵局設置ノ請願 (委員長報告)
- 第三十六 (特別報告第四二號) 海部村
ニ電信取扱ノ三等郵便局設置ノ請願 (委員長報告)
- 第三十七 (特別報告第四三號) 小田村
ニ電信取扱ノ三等郵便局設置ノ請願 (委員長報告)
- 第三十八 (特別報告第四四號) 家島郵
便局ニ特設電話架設ノ請願 (委員長報告)
- 第三十九 (特別報告第四五號) 稚内、
利尻、禮文間連絡航路開始ノ請願 (委員長報告)
- 第四十 (特別報告第四六號) 南日野村
大字東大道ニ電信取扱郵便局設置ノ
請願 (委員長報告)
- 第四十一 (特別報告第四七號) 航空行
政統一及施設擴張ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第四十二 (特別報告第四八號) 運送業
者差別撤廢ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第四十三 (特別報告第四九號) 苫前、
士別間鐵道敷設ノ請願 (委員長報告)
- 第四十四 (特別報告第五〇號) 羽幌線
部分開通並其ノ速成ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第四十五 (特別報告五一號) 遠別線
分岐點ヲ宗谷本線幌延驛ニ設置ノ請
願 (委員長報告)
- 第四十六 (特別報告五二號) 士別、
龍ノ上間及士別、苫前間鐵道敷設ノ
請願 (委員長報告)
- 第四十七 (特別報告五三號) 天鹽沿
岸鐵道速成ノ請願 (委員長報告)
- 第四十八 (特別報告五四號) 名松線
工事起工ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第四十九 (特別報告五五號) 清水、
邊富内間鐵道敷設ノ請願 (委員長報告)
- 第五十 (特別報告五六號) 羽幌線鐵
道速成ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第五十一 (特別報告五七號) 深川町、
下蘆別間鐵道敷設ノ請願 (委員長報告)
- 第五十二 (特別報告五八號) 岩塚村
ニ停車場設置ノ請願 (委員長報告)
- 第五十三 (特別報告五九號) 上越北
線大澤停車場設置ノ請願 (委員長報告)
- 第五十四 (特別報告六〇號) 舊韓國
將校並相當官及准士官ニ扶助金下賜
ノ請願 (委員長報告)
- 第五十五 (特別報告六一號) 恩給法
中一部改正ニ關スル請願 (委員長報告)
- 第五十六 (特別報告六二號) 故増本
忠兵衛氏贈位ノ請願 (委員長報告)
- 第五十七 (特別報告六三號) 土津神
社ヲ別格官幣社ニ昇格ノ請願 (委員長報告)

第五十八 (特別報告第六四號) 衆議院議員選舉法中改正ニ關スル請願 (委員長報告)

第五十九 (特別報告第六五號) 消防組員優遇ニ關スル請願 (委員長報告)

第六十 (特別報告第六七號) 天橋立ヲ國立公園ニ指定ノ請願 (委員長報告)

第六十一 (特別報告第六八號) 治安警察法中一部改正ニ關スル請願 (委員長報告)

第六十二 (特別報告第六九號) 淡河川、山田川水利組合救済ノ請願外一件 (委員長報告)

第六十三 (特別報告第七一號) 常呂河口改修促進ノ請願 (委員長報告)

第六十四 (特別報告第七二號) 重信川改修ノ請願 (委員長報告)

第六十五 (特別報告第七三號) 白瀧村ニ漁港築設ノ請願 (委員長報告)

第六十六 (特別報告第七四號) 拔海港修築ニ關スル請願 (委員長報告)

第六十七 (特別報告第七五號) 辨邊村ニ漁港築設ノ請願 (委員長報告)

第六十八 (特別報告第七六號) 沙留漁港修築速成ニ關スル請願 (委員長報告)

第六十九 (特別報告第七七號) 產婆法制定ノ請願 (委員長報告)

第七十 (特別報告第七八號) 結核豫防施設普及充實ニ關スル請願 (委員長報告)

第七十一 (特別報告第七九號) 血液循環治療法規制制定ノ請願 (委員長報告)

第七十二 (特別報告第八〇號) 村醫設置ニ關スル請願 (委員長報告)

第七十三 (特別報告第八二號) 濟生會診療機關用地免租ノ請願 (委員長報告)

第七十四 (特別報告第八七號) 織物消費稅撤廢ノ請願外二十件 (委員長報告)

第七十五 (特別報告第八八號) 綿絲輸入關稅撤廢ノ請願外十九件 (委員長報告)

第七十六 (特別報告第八九號) 染料輸入關稅撤廢ノ請願外二十一件 (委員長報告)

第七十七 (特別報告第九〇號) 毛絲及紡毛絲輸入關稅撤廢ノ請願外十三件 (委員長報告)

第七十八 (特別報告第九二號) 平生町鹽田保存ニ關スル請願 (委員長報告)

第七十九 (特別報告第九三號) 肥料官營促進ニ關スル請願 (委員長報告)

第八十 (特別報告第九四號) 安栗郡山林鐵道速成ノ請願 (委員長報告)

第八十一 (特別報告第九七號) 水產冷藏獎勵金交付ニ關スル請願 (委員長報告)

第八十二 (特別報告第九八號) 高砂港修築ノ請願 (委員長報告)

第八十三 (特別報告第九九號) 鯨ヶ澤漁港修築ノ請願 (委員長報告)

第八十四 (特別報告第一〇一號) 蟹工船漁場調査ニ關スル請願 (委員長報告)

第八十五 (特別報告第一〇二號) 北洋漁業補助施設ニ關スル請願 (委員長報告)

第八十六 (特別報告第一〇七號) 不動產登記法中一部改正ノ請願 (委員長報告)

第八十七 (特別報告第一〇八號) 土幌村ニ區裁判所出張所設置ノ請願 (委員長報告)

第八十八 (特別報告第一〇九號) 山瀬村ニ區裁判所出張所設置ノ請願 (委員長報告)

第八十九 (特別報告第一一〇號) 船木區裁判所管轄擴張ニ關スル請願 (委員長報告)

第九十 (特別報告第一一二號) 長崎縣ニ高等水產教育機關設置促進ニ關スル請願 (委員長報告)

第九十一 (特別報告第一一二號) 小學兒童ノ通信簿ニ緊縮欄加設ノ請願 (委員長報告)

第九十二 (特別報告第一一三號) 盲及聾啞兒童就學義務制度制定ノ請願 (委員長報告)

第九十三 (特別報告第一一四號) 鳥見靈時址保存顯彰ニ關スル請願 (委員長報告)

第九十四 (特別報告第一一五號) 孝子祭制定並孝子追賞ニ關スル請願 (委員長報告)

第九十五 (特別報告第一一六號) 岡見村ニ無集配郵便局設置ノ請願 (委員長報告)

第九十六 (特別報告第一一七號) 御津村ニ三等郵便局設置ノ請願 (委員長報告)

第九十七 (特別報告第一一八號) 泉田村ニ三等郵便局設置ノ請願 (委員長報告)

第九十八 (特別報告第一一九號) 栗田村ニ無集配郵便局設置ノ請願 (委員長報告)

第九十九 (特別報告第一二〇號) 西濱村ニ三等郵便局設置ノ請願 (委員長報告)

第一百 (特別報告第一二二號) 八橋郵便局ニ集配事務開始ノ請願 (委員長報告)

第一百一 (特別報告第一二三號) 相生郵便局ニ集配事務開始ノ請願 (委員長報告)

第一百二 (特別報告第一二三號) 田面郵便局ニ集配事務開始ノ請願 (委員長報告)

第一百三 (特別報告第一二四號) 西太良郵便局ニ集配事務開始ノ請願 (委員長報告)

第一百四 (特別報告第一二五號) 有珠村ニ電信、電話取扱無集配郵便局設置ノ請願 (委員長報告)

第一百五 (特別報告第一二六號) 三山木郵便局ニ集配電信事務開始ノ請願 (委員長報告)

第一百六 (特別報告第一二七號) 中賀茂橋郵便局ニ電信電話事務開始ノ請願 (委員長報告)

第一百七 (特別報告第一二八號) 中庄、尾道兩郵便局區內間通話料金更訂ノ請願 (委員長報告)

第一百八 (特別報告第一二九號) 北方定期航空開設促進ノ請願 (委員長報告)

第一百九 (特別報告第一三〇號) 德佐、高森間鐵道敷設ノ請願外一件 (委員長報告)

第一百十 (特別報告第一三一號) 益田驛、大朝町間鐵道敷設ノ請願 (委員長報告)

第一百十一 (特別報告第一三二號) 沼田驛、佐久間間鐵道敷設ノ請願外一件 (委員長報告)

第一百十二 (特別報告第一三三號) 標茶、標津間鐵道敷設ノ請願 (委員長報告)

第一百十三 (特別報告第一三四號) 雨龍、美深間鐵道敷設ノ請願 (委員長報告)

第一百十四 (特別報告第一三六號) 喜茂別、辨邊間鐵道速成ノ請願 (委員長報告)

第百十五 (特別報告第一三七號) 名
寄羽幌間鐵道速成ノ請願

第百十六 (特別報告第一三八號) 萩、
小郡間鐵道速成ノ請願 (委員長報告)

第百十七 (特別報告第一三九號) 岩
館、大間越間鐵道開通並岩崎迄工事
促進ニ關スル請願 (委員長報告)

第百十八 (特別報告第一四〇號) 雨龍
線幌加内、添牛内間鐵道開通ニ關ス
ル請願 (委員長報告)

第百十九 (特別報告第一四一號) 沼ノ
上、中湧別間ニ停車場設置ノ請願
(委員長報告)

第百二十 (特別報告第一四二號) 矢神
村ニ停車場設置ノ請願 (委員長報告)

第百二十一 (特別報告第一四三號) 幸
震、中札内間ニ停車場設置ノ請願
(委員長報告)

第百二十二 (特別報告第一四四號) 醜
關村ニ停車場設置ノ請願
(委員長報告)

第百二十三 (特別報告第一四五號) 要
田村ニ停車場設置ノ請願
(委員長報告)

第百二十四 (特別報告第一四六號) 咲
來、恩根内間ニ停車場設置ノ請願
(委員長報告)

第百二十五 (特別報告第一四七號) 平
驛東部踏切改修ノ請願 (委員長報告)

第百二十六 (特別報告第一四八號) 魚
沼輕便軌條改良並其ノ延長ニ關ス
ル請願 (委員長報告)

第百二十七 (特別報告第一四九號) 三
成、新市間及新市、三次間ヲ自動車
網道路計畫線ニ編入ノ請願
(委員長報告)

第百二十八 (特別報告第一五〇號) 富
山鐵道買收ノ請願 (委員長報告)

第百二十九 (特別報告第一五一號) 鳥
致院、全州間鐵道敷設ノ請願
(委員長報告)

第百三十 (特別報告第一五二號) 樺太
中央橫斷鐵道敷設ノ請願
(委員長報告)

第百三十一 (特別報告第一五三號) 金
鵒勳章年金受領者優遇ニ關スル請願
外十三件 (委員長報告)

第百三十二 (特別報告第一五四號) 一
時賜金癡兵ニ關シ恩給法一部改正ノ
請願外七件 (委員長報告)

第百三十三 (特別報告第一五五號) 一
時賜金癡兵並無給與傷痍者ノ優遇ニ
關スル請願 (委員長報告)

第百三十四 (特別報告第一五六號) 軍
人傷痍記章令改正即行ニ關スル請願
外十件 (委員長報告)

第百三十五 (特別報告第一五八號) 雪
害確認、義務教育費國庫負擔金ノ配
分其ノ他施設ニ關スル請願外二件
(委員長報告)

第百三十六 (特別報告第一五九號) 雪
害確認ノ請願 (委員長報告)

第百三十七 (特別報告第一六〇號) 羽
幌線鐵道速成ニ關スル請願
(委員長報告)

●議長(藤澤幾之輔君) 諸般ノ報告ヲ致サ
セマス
〔書記官朗讀〕
一議員ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ
大正十三年法律第二十四號中改正法律案
(翻譯品等ノ輸入稅ニ關スル件)
提出者 大口喜六君
(以上五月九日提出)
養蠶業者ニ對シ低利資金融通ニ關スル建
議案
提出者 小山邦太郎君 風見 章君
高橋 守平君 北原阿智之助君
百瀬 渡君 横山 重次君

北海道舊土人保護ニ關スル建議案
提出者 手代木隆吉君 神部 爲藏君

岡田 春夫君
有珠岳、洞爺湖、登別溫泉、羊蹄山、定
山溪、支笏湖ヲ抱擁スル國立公園設定ニ
關スル建議案
提出者 手代木隆吉君 神部 爲藏君
岡田 春夫君 一柳仲次郎君

澤田 利吉君
室蘭區裁判所ニ地方裁判所支部設置ニ關
スル建議案
提出者 手代木隆吉君 神部 爲藏君
岡田 春夫君

伊達紋範、札幌間鐵道速成ニ關スル建議
案
提出者 手代木隆吉君 神部 爲藏君
岡田 春夫君 一柳仲次郎君

尾道、鹽町間鐵道敷設ニ關スル建議案
提出者 土屋 寛君 作田萬太郎君
横山金太郎君

延宇線敷設速成ニ關スル建議案
提出者 佐藤 重遠君 中山 貞雄君
延岡、高森間鐵道敷設速成ニ關スル建議
案
提出者 佐藤 重遠君 中山 貞雄君

日豐線ニ夜行客車運轉開始ニ關スル建議
案
提出者 佐藤 重遠君 東郷 實君
内海、志布志間鐵道敷設速成並停車場等
設置ニ關スル建議案
提出者 東郷 實君 佐藤 重遠君
寺田 市正君

大霧島山國立公園設定ニ關スル建議案
提出者 寺田 市正君 東郷 實君
井上 知治君 佐藤 重遠君
藏園三四郎君 中村 嘉壽君
津崎 尙武君 永田 良吉君

食用蛙飼育普及ニ關スル建議案
提出者 東北帝國大學ニ農學部増設ニ關スル建議
案
提出者 高橋熊次郎君 中島 鵬六君
工藤 鐵男君 信太儀右衛門君
小野寺 章君 比佐 昌平君

佐世保、伊萬里間鐵道速成ニ關スル建議
案
提出者 佐保 畢雄君 向井 倭雄君
志波安一郎君 西岡竹次郎君
岡山市ニ綜合中國帝國大學設置ニ關スル
建議案
提出者 吉井川改修ニ關スル建議案
提出者 常總鐵道買收ニ關スル建議案
提出者 飯村 五郎君 山崎 猛君
筑波山霞浦ヲ中心トスル國立公園設定ニ
關スル建議案
提出者 飯村 五郎君 山崎 猛君
新聞記者ノ資格制定ニ關スル建議案
提出者 小貝川改修速成ニ關スル建議案
提出者 飯村 五郎君 山崎 猛君
禁獵區内ニ於ケル鶴保護及農作物被害賠
償ニ關スル建議案
提出者 崎山 武夫君 寺田 市正君
東郷 實君

吉松八代間鐵道電化並急行列車運行ニ關スル建議案

提出者

崎山 武夫君 東郷 實君
松野 鶴平君 中山 貞雄君
五箇瀬川並大瀬川治水工事費國庫負擔ニ關スル建議案

提出者

佐藤 重遠君
鹿兒島縣野間池港口浚渫築港ニ關スル建議案

提出者

中村 嘉壽君 藏國三四郎君
井上 知治君
室蘭市母戀停車場設置ニ關スル建議案

提出者

手代木隆吉君 岡田 春夫君
神部 爲藏君
伊佐鐵道工事速進ニ關スル建議案

提出者

古賀 政一君 本田 恒之君
牧山 耕藏君 則元 由庸君
田崎 武男君
肥前山口、諫早間鐵道速成ニ關スル建議案

提出者

田崎 武男君 則元 由庸君
牧山 耕藏君 本田 恒之君
古賀 政一君
(以上五月九日提出)

提出者

一議員ヨリ提出セラレタル質問主意書左ノ如シ
養章下賜ニ關スル質問主意書

提出者

志賀和多利君
大阪神戸間國道改修速成ニ關スル質問主意書

提出者

多木久米次郎君
農業救済ニ關スル質問主意書
提出者 多木久米次郎君
(以上五月八日提出)

米穀及肥料政策ニ關スル質問主意書

提出者

土井 權大君 胎中楠右衛門君
(以上五月九日提出)
〔左ノ報告ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノ爲玆ニ掲載ス〕
一去八日貴族院ニ於テ本院ノ送付ニ係ル左ノ政府提出案ヲ可決シタル旨同院ヨリ通牒ヲ受領セリ
朝鮮私設鐵道補助法中改正法律案
一去八日議長ニ於テ選定シタル委員左ノ如シ

市制中改正法律案(末松偕一郎君外三十四名提出)外六件委員
末松偕一郎君 杉浦 武雄君
深水 清君 風見 章君
山井 儀重君 谷原 公君
信太儀右衛門君 武谷甚太郎君
林 平馬君 青木 亮實君
若宮 貞夫君 安藤 正純君
加藤久米四郎君 星島 二郎君
西岡竹次郎君 田子 一民君
犬養 健君 森本 一雄君
恩給法中改正法律案(神部爲藏君外九名提出)外一件委員

神部 爲藏君 手代木隆吉君
前田卯之助君 菊池 良一君
松井 郡治君 西村金三郎君
土井 權大君 三井 德實君
板谷 順助君
治安警察法中改正法律案(後藤亮一君外八名提出)外一件委員

大西 正幹君 長谷川陸郎君
田崎 武男君 濱野徹太郎君
後藤 亮一君 原 惣兵衛君
加藤 知正君 牧野 賤男君
立川 太郎君
牧野法案(山内亮君外六名提出)外一件委員

菅村 太事君 鹽田 團平君

高瀬 梅吉君 松田喜三郎君
松尾 四郎君 奥山 龜藏君
高橋元四郎君 簡半 凡夫君
山内 亮君 宮澤 胤勇君
中島 鵬六君 加藤 知正君
佐々木平次郎君 大石 倫治君
工藤十三雄君 西澤 定吉君
中山 貞雄君 村田不二三君
勞働組合法案(片山哲君提出)外一件委員

添田敬一郎君 佐藤 正君
鍋木 忠正君 栗原彦三郎君
田中 貢君 三宅 馨君
三浦 虎雄君 辻本豐三郎君
杉浦 武雄君 北浦圭太郎君
藏國三四郎君 松村 光三君
保良淺之助君 西岡竹次郎君
田子 一民君 森田 政義君
安藤 正純君 松谷與二郎君
未成年者飲酒禁止法中改正法律案(長尾半平君外十八名提出)委員

前田房之助君 田中 養達君
長尾 半平君 佐竹 庄七君
武知 勇記君 最上 政三君
志賀和多利君 岩本 武助君
庄司 良朗君
中央卸賣市場法中改正法律案(藤田若水君外四名提出)委員

森田 茂君 藤田 若水君
村岡 吾一君 中 亥歲男君
三宅 馨君 川島正次郎君
中谷 貞頼君 上田 孝吉君
岸田 正記君
船舶業組合法案(加藤鯛一君外三名提出)外一件委員

紫安新九郎君 菊池 良一君
一柳仲次郎君 村上紋四郎君
加藤 鯛一君 前田卯之助君
篠原 陸朗君 松田 正一君
古賀 政一君 山本平三郎君
内田 信也君 勝田銀次郎君

野田 俊作君 飯村 五郎君
若宮 貞夫君 板谷 順助君
丹下茂十郎君 多木久米次郎君
一去八日ニ於ケル特別委員ノ異動左ノ如シ
盜犯等ノ防止及處分ニ關スル法律案委員
辭任橋部 荒熊君 補闕原 夫次郎君
一昨九日委員長及理事互選ノ結果左ノ如シ
市制中改正法律案(末松偕一郎君外三十四名提出)外六件委員

委員長 杉浦 武雄君 西岡竹次郎君
理事 恩給法中改正法律案(神部爲藏君外九名提出)外一件委員
委員長 手代木隆吉君 板谷 順助君
治安警察法中改正法律案(後藤亮一君外八名提出)外一件委員
委員長 大西 正幹君
理事 長谷川陸郎君 牧野 賤男君
牧野法案(山内亮君外六名提出)外一件委員
委員長 菅村 太事君
理事 鹽田 團平君 藤井 達也君
勞働組合法案(片山哲君提出)外一件委員
委員長 佐藤 正君 田子 一民君
未成年者飲酒禁止法中改正法律案(長尾半平君外十八名提出)委員
委員長 前田房之助君
理事 田中 養達君 岩本 武助君
中央卸賣市場法中改正法律案(藤田若水君外四名提出)委員
委員長 森田 茂君
理事 藤田 若水君 川島正次郎君

船舶業組合法案(加藤鯛一君外三名提出)
外一件委員

委員長
加藤 鯛一君

理事
菊池 良一君
勝田銀次郎君
前田卯之助君
板谷 順助君

●議長(藤澤幾之輔君) 是ヨリ會議ヲ開キ

マシ。堀部久太郎君カラ議事進行ニ關スル發言ヲ求メラレテ居リマス、之ヲ許シマス、堀部君

〔堀部久太郎君登壇〕

●堀部久太郎君 私ハ屢々、議事ノ進行ニ障礙ヲ醸シマスル失言ノコトニ關シマシテ、院議ヲ御監督ナサイマスル議長ニ御伺申上グルノデアリマス、ソレデ尙ホ議員ノ御方方ニ豫メ御願ヲ申上ゲテ置キマスルガ、私ハ甚ダ度胸ニ乏シイノデ、何時モノヤウナ御模倣デアリマスト自然逆上セマシテ、甚ダ御恥シイガ脱線スル虞ガアルノデアリマス、所ガ今日此處ニ述ベサシテ戴キマスル問題ハ、實ハ非常ニ細密ニ注意ヲシツ、私ニ述ベサシテ戴キタイノデアリマス、ソレト云フハ私ガ若シ逆上セマシテ口ヲ滑ラシマス、其問題ガ私ニ累ヲ及ボスノデヤナクシテ、ソチヲ様ニ累ヲ及ボス虞ガアルカラデアリマス、ドウカ一ツ此邊ノ御諒承ヲ豫メ御願申上ゲテ置キマス

過日豫算總會ノ議事中ニ、鷺野君ガ安達内務大臣閣下ニ對シマシテ「世間デ蝮ノ謙藏」ト申上ゲテ居ルト云フコトヲ申シタノデアリマス、所ガ此「蝮ノ謙藏」ト云フ言葉ハ森田委員長カラ失言デアルトシテ取消ヲ御命ジニナツタデアリマス、所ガ鷺野君モ亦此御命令ニ服サレタノデアリマスルガ、其速記録ヲ後デ見マスルト、森田委員長ガ取消ヲ御命ジニサリマシタ所ノ鷺野君ノ發言、失言デアリマス、此「蝮ノ謙藏」ト云フ言葉ハ三箇所トモ議事録カラ抹消サレテ居リマス、所ガ安達内務大臣閣下ガ御自身デ御取消遊バシタ所ノ「金權候補」ト云フ此四字

ハ、明カニ議事録中ニ明記サレテ居リマス(拍手)ソコデ私ハ議長ニ御伺ヒ申上ゲルノデアリマスガ、一方ヲ御抹消ニナルナラバ、序デアアルカラ又他方モ御抹消遊バシテモ宜イコトダト私ハ思フノデアリマス、何故ニ一方ヲ御抹消ニナリマシテ、他方ヲ明記ナサテ居リマスルカ、其理由ヲ議長ニ御伺申上ゲタイノデアリマス

次ニ議長ヲ通ジマシテ、安達内務大臣閣下ガ當日御取消ニナリマシタ所ノ「金權候補」ト云フ言葉ニ關係シテ居ル所ノ語句ノ全部ヲ、此議會終了前ニ安達内閣閣下ニ御取消ヲ願ヒタイノデアリマス、其理由ヲ是カラ申述ベサシテ戴キマス、其議事録ヲ拜見致シマスルト、斯ウ云フコトヲ内相ハ仰セラレテ居リマス、是ハ私ガ單ニ御取消ヲ御願申上ゲマシテモ、其理由ガ御分リニナラヌダラウト存ジマスルカラ、簡單ニ其理由ヲ述ベサシテ戴クノデアリマス、其御言葉ノ中ニ「鷺野君ニ對スル内閣閣下ノ御言葉デゴザイマスルガ」アナタ方ノ仲間ハ世間一般カラ金權候補ト云ウテ居ラレルノデアリマス、ソレデ此金權候補ニ對シマシテハ比較的「比較的」ト斯ウ仰シヤッテ居ル「ソレデ鷺野君ハ、アナタハサウ云フ事ハナカッタカモ知レマセスガ、一體ニ選舉「ブローカー」ヲ徹底ニ取締ルト云フコトハ確ニ「ト、最後ニ「取消セ」ト云フ言葉ガアリマシテ、内閣閣下ハ「宜シウゴザイマス、金權候補ト云フ事ハ、取消シテ置キマス」ト仰セニナツテ御取消ニナリマシタ、私モ此内相ガ仰シヤイマシタヤウニ、矢張其仲間ノ一人デアリマシテ、此内閣閣下ノ所謂金權候補デアリマス、所ガ鷺野君ニ對シテハ御取消ニナリマシタケレドモ、其鷺野君ハ、内相ガ「アナタハサウデナイカモ知レヌ」ト云フ人デアリマシタカラ、其他ノ所謂仲間ト云フモノハ金權候補ナリト認メラル、コトニナツテ居ルノデアリマス、「アナタノ仲間」以下「金權候補」マデノ内閣閣下ノ發言ノ御取消ヲ御願申上ゲタイノデアリマス、鷺野君ニ對シマシテ金權候補ト云フ御言葉ヲ御取消ニナリマシテモ、前後ノ此語意ヲ綜合致シマスルト、君等ノ仲間ハ選舉ニ金力ヲ濫用シテ居ルト認メテ、特ニ取締ヲ嚴重ニシタノダト云フ、差別的ノ御解釋ヲ下シテオイデニナルノデアリマスルガ、是ガ内閣閣下ガ過テオイデニナルト私ハ思フノデアリマス、私ハ選舉ニ際シマシテ、檢舉ト云フコトハ寧ロ峻嚴デアリ、且ツ苛烈デアッテ宜イト私ハ思ウテ居リマス、ソレデアリマスルカラ、公平嚴正ナ御取締ハ寧ロ私ハ推獎致スノデアリマスルガ、唯、差別的ノ御取締ヲ爲サルト云フコトヲ非難スルノデアリマス、若シ私ガ其職ニ居リマシタナラバ、私ハ殆ド全部ノ候補者ヲ費用超過ノ點デ檢舉致シマス、是ガ寧ロ我ガ日本ノ立憲政治ヲ確立致シマスルノニ必要ナ要件デアアルト、私ハ確信シテ居ルノデアリマス、内務大臣閣下ノ金權候補ト仰シヤイマスル意味ハ分リマセヌケレドモ、要スルニ金權候補ト云フモノハ、金力ヲ選舉界ニ濫用シテ惡性ノ違反ヲ起シ易イカライケナイト云フ御意味ダラウト私ハ信ジマスルガ、金權金持ガ決シテ候補者ニナツテ惡イノデハナク、又貧乏ナル私ガ候補者ニナツテ惡イ筈ハナイ、例ヘバ片岡サシノヤウナ大資産家ガ候補者ニ御立チニナツタカラト云ウテ、之ヲ攻撃スベキデハナイト私ハ思フ、又私ガ假令貧乏デアリマシテモ、假ニ惡イコトヲ選舉界ニスルナラバ、私ト雖モ惡イト言ハシケレバナラヌノデアリマス、デアリマスカラ單ニ其惡イト云フコトガ、所謂金權候補ハ惡イモノト云フ御意味ハ甚ダ私ニ受取レマセヌ、ソコデ私ハ安達内閣閣下ニ對シテ、能ク御分リ下サイマスルヤウニ、一ツ茲ニ實例ヲ申上ゲマスルガ、此問題ガ私ヲシテロノ「ナナイヤウニ、過テナイヤウニ、一ツ暫クノ間御許シテ願ヒタイノデアリマス(拍手起リ)ソレガ議事進行力」ト呼フ

者アリ)ソレハ今回ノ選舉ガ濟ミマシテ間モナクデアリマシタガ、私ノ選舉區滋賀縣ノ八幡町ニ、縣立ノ商業學校ガゴザイマス、其學校ノ卒業式ニ私ガ參タトキニ(議長注意シテ)議事進行デハナイデヤナイカト呼フ者アリ)ソレハ私、閣下ニ御反省ヲ……

●議長(藤澤幾之輔君) 堀部君、一旦取消サレタル……

〔拍手起リ「ヤレ」ト呼ヒ其他發言者多ク聴取スル能ハス〕

●議長(藤澤幾之輔君) ソレデ公開ノ議場ニ於テ再ビ紹介スルト云フコトハ許サレテ居リマセヌ、故ニ是ヨリ以上御述ニナリマスコトナラバ、議長ハ之ヲ中止スルヨリ外ニ仕方ガナイ、サウシテ之ヲ御容レニナラヌケレバ、降壇ヲ命ズルヨリ外ニ仕方ガナイ——結論ヲ御付ケナサイ

●堀部久太郎君(續) ソレデハ簡單ニ之ヲ結論サシテ戴キマス——其際ニ久シ振ニ滋賀縣ノ民政黨ノ幹事長ニ御目ニ懸リマシタ(同ジデハナイカ)議事進行デハナイデヤナイカト呼フ者アリ)ソレナラバ私ハ斯ウヤッテ除ケル、ソレガ御分リニナラヌ——内閣閣下ガ此實際ニ選舉ノ狀況ニ付テ誤認ヲ遊バシテ居リマスルカラ、其點ニ付テ御諒解ヲ願ハニヤ又御取消ヲ願フト云フ事ハ出來ナイ筈デアリマス、ソレデドウカ暫ク一ツ宏量ヲ御示シ下サルコトヲ御願致シマス……

〔議事進行デハナイデヤナイカト呼フ者アリ〕

●議長(藤澤幾之輔君) 堀部君、議事ヲ御進メニナルナラバ……

〔議長横暴ノ議事ノ妨害ダ〕與黨ヲ押ヘロ「ヤレ」ト呼ヒ其他發言スル者多シ

●堀部久太郎君(續) 要スルニ只今ノソレデヤ問題ヲ結論ニ引キマス、此人ハ私ト云フモノガ選舉ノ相手方ノ違反ナドヲ彼此レ表向ニハ出サスト云フコトヲ確信サ

レ——此人ハ人格モアリ資産モアル人デア
リマス、安心ヲシテ其親シイ中ノ私ニ語ラ
レタコトハ斯ウデアリマス、ソレハ今度或
ル御方ガ選舉ニ意、御立チニナタ際ニ、或
ル郡ノ——此民政黨ノ中ニ何幹部何幹部ト
云フモノガアリマス、其幹部ノ某々ガ、其
御方ト某處デ御目ニ懸タト云フ——サウ
シテ其或ル郡ニ於キマス所ノ——(名前
ヲ言ヘト呼フ者アリ)御名ハ決シテ申シマ
セヌ(議事妨害ダ)下デロ——ト呼フ者
アリ)ソレハ私ノ親友ノ御方デス、兎ニ角或
ル金ノ纏タモノガ或ル部ニ入ッタ、此事實
ハ——斯ウ云フコトガアルト云フコトヲ内
相閣下ニ申上ゲル、ソコデ詰リ内相閣下ノ
金權候補云々ト仰シヤルコトハ、要スルニ
サウ云フ遺方ガイカヌト云フ仰セデアリニ
相違ナイノデアリマスカラ、唯、吾々一概ニ
金權候補ト云フヤウナコトヲ公ノ席デ仰セ
下サタト云フコトハ甚ダ迷惑デアアル、殊ニ
此ノ例ヲ擧ゲマスルト、私共ノ此問題ニ矢張
關係致シマシタル、此間出タ所ノ干渉問題
デアリマス、是ハ内相閣下ハ御承知アリマ
スマイ、要スルニ下情ニ御通ジ遊バサレヌ、
下ノ方デドウ云フコトヲシテ居ルカト云フ
コトハ、一應御承知ヲ戴イテ置キタイノデ
アリマス、ソレハドウ云フコトカト云ヒマ
スト、私ノ選舉區ニ於テ或ル所ニ——其候
補者ハ實ニ人格的ノ立派ナ人デアリマス、
所ガ其事務長ノ過チカラ選舉違反事件ヲ生
ジマシテ、其事務長以下四十三名ト云フモ
ノガ檢舉致サレマシタ、サウシテ此關係者
ノ召喚サレタ者ガ約四百人、北海道ノ第一
區ニモ同様ノ事件ガアリマシタガ、此候補
者ハ立派ナ人デアアル、所ガ此問題ニ付キマ
シテ、總テ其取締ヲ行フベキ警察カラハ、
更ニ其材料ガ擧ゲラレテ居リマセヌ、皆檢
事局カラノミ材料ガ擧ゲテ居ルト云フ事實
ガアリマス、司法警察ト云フモノハ選舉ノ
取締ニ甚ダ不正デアアル、又怠慢デアルト
云フ、其事實タケハ看過スコトガ出來ナイ

ノデアリマス、ソレデ政友會ノ御方々モ御
立腹カ存ジマセヌガ、私ハ此選舉ニ……
●議長(藤澤幾之輔君) 堀部君、ドウモ……
〔横暴々々〕ト呼ヒ其他發言スル者多
シ)

●堀部久太郎君(續) ドウカ私ハ、内相閣
下ニ御願申上ゲマスルノハ、此公平ナ選舉、
明ルイ政治ヲ標榜サレテ居リマスル現内
閣デサヘ、矢張選舉ノ取締ノ實情ハ此通り
デアアル、コンナコトデハ到底立憲政治ト云
フモノハ何時ニナツテモ光ヲ放ツモノデハナ
イ、己ノ心アル者ハ政治家ノ資格ナキコト
ハ皆サシ御承知ノ通りデアリマス、又議會
ノ現狀ニ鑑ミマシテモ、野黨ノ御方ト與黨
ノ御方トノ御爭デモ、日々コンナ御爭ヲ遊
バシテ、此醜劣ナル爭鬭ガ、行詰リ國民生
活ニ全ク沒交渉ナコトハ言フ俟タナイ

●議長(藤澤幾之輔君) 堀部君——堀部
君ノ議事進行ノ範圍ヲ脱シテ居リマス、
仍テ禁止シマス

●堀部久太郎君(續) ソレデハ私は……
●議長(藤澤幾之輔君) 只今堀部君ノ議事
進行ニ關シテ御述ニナリマシタ中、豫算委
員會ノ速記録ニ關スル件ハ取調ベマシタ上
ニ、必要ガアレバソレハ適當ナル措置ヲ
致シマス日程第一、盜犯等ノ防止及處分ニ
關スル法律案ノ第一讀會ヲ續テ開キマス、
委員長ノ報告ヲ求メマス、委員長則元由庸
君

●第一 盜犯等ノ防止及處分ニ關スル法
律案(政府提出、貴族院送付)

●報告書 第一讀會ノ續(委員長報告)

一 盜犯等ノ防止及處分ニ關スル法律案
(政府提出、貴族院送付)

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致
候此段及報告候也

昭和五年五月九日 委員長 則元 由庸

衆議院議長藤澤幾之輔殿

●(則元由庸君登壇)

●則元由庸君 私人盜犯等ノ防止及處分ニ
關スル法律案ノ委員會ノ經過並ニ其結果ヲ
御報告致シマス

委員會ハ前後三回開キマシタガ、第一回
ハ委員長及理事ノ選舉デアリマス、私ガ委
員長ニ選舉セラレマシテ、藤田君ト小野寺
君ノ兩名ガ理事ニ選舉セラレマシタノデア
リマス、第二回目ニ政府ノ本案ニ對スル説
明ヲ求メマシテ、司法大臣ヨリ其提案ノ理
由ヲ説明セラレタノデアリマス、續イテ質
問ニ入ラントスルニ當リマシテ、或ル事情
ノ爲ニ委員會ヲ延會致シマシテ、第三回目
ガ昨日デアリマシタ、午前ヨリ午後ニ互リ
マシテ質問ヲ繼續致シタノデアリマス、本
案ニ對スル政府ノ説明ノ要旨ヲ申上ゲマス
ルト、第一條ノ方ハ刑法ノ第三十六條ノ正
當防衛權ノ解釋法規デアアル、現行刑法ハ頗
ル抽象的ノ文字ヲ用ヒテアルガ爲ニ、學者
間ニ於テモ其解釋ニ付テ説ヲ異ニスル、普
通ノ國民デアレバ大ニ其正當防衛權ノ範圍
ニ付テ迷フ所ガアルガ、現時ノ世相ニ照シ、
此解釋ヲ一定スル必要アリト云フノデアリ
マス、第二條以下ハ是亦近頃ノ世相ニ照シ
テ見ルト累犯ガ頗ル多イ、折角刑ヲ終ヘテ
刑務所ヲ出マスト云フト、直ニ又同一ノ惡
事ヲ繰返スト云フ傾向ガ益々盛ニナツテ來
テ居ル、故ニ常習トシテ此刑法ノ二百三十
五條、二百三十六條、二百三十八條其他ノ
違反ヲ致シタ者ハ、茲ニ一ツノ法令ヲ設ケ
テ取締ノ必要アリト云フノデアリマス

之ニ對シマシテ各委員ヨリ最モ熱心ニ御
質問ガアリマシテ、委員外ノ松谷君ヨリモ
亦質問ノ申出ガアリマシタカラ、之ヲ許容
致シマシテ、二三ノ質問ヲ遂ゲラレタノデ
アリマスガ、其詳細ハ頗ル多岐ニ互テ居
リマスルカラ、私此處ニ一々御報告致シマ
スルコトハ多クノ時間ヲ要シマスノデ、總
テ速記録ニ就テ御承知ヲ願フコトニ致シ
マシテ、之ヲ略スル積リデアリマス

昨日午後大分質問致シマシタ末ニ、委員
藤田君ヨリ質問打切ノ動議ヲ提出サレマシ
テ、採決ノ結果多數ニ依テ動議ガ成立致シ
マシタ、此時ニ政友會ノ委員諸君ハ何レモ
連袂退場ヲ致サレマシテ、殘テ居リマスル
他ノ委員諸君ノ中、原夫次郎君ヨリ原案同
意ノ意見ヲ述ベラレマシタ——一寸申渡シ
マシタガ、此質問打切ノ動議成立後直ニ討
論ニ入ルトニ私ヨリ宣告致シタノデアリ
マス、他ノ委員諸君ハ原君ノ贊成説ニ御同
意ニナリマシタノデ、滿場一致ヲ以テ委員
會ハ此案ヲ可決致シタノデアリマス、ドウ
カ本議場ニ於テモ御可決アラントヲ希望
致シマス(拍手)

●議長(藤澤幾之輔君) 此際星島二郎君ヨ
リ、議事進行ニ關シマシテ、發言ヲ求メラ
レテ居リマス——之ヲ許シマス星島君

●星島二郎君 私人ハ實ハ皆様モ大部分ノ方
ハサウデアアラウト思ヒマスルガ、此法案ノ
題ガ盜犯防止ニ關スル法律案デアリマスル
カラ、極メテ簡單ナモノデアツテ、大シタモ
ノデナイト實ハ思ウテ居タノデアリマス、
所ガ段々調ベテ見マス云フト、是非非常
ナ社會的ニ影響ヲ及ボスベキ問題デアルコ
トヲ發見シタノデス、只今委員長ノ御報告
ニモアリマシタ通りニ、説教強盜ヤ、或ハ
講談強盜ガアツタ爲ニ、其當時ノ司法當局ハ
何カ是等ニ對シテ正當防衛ノ方法ヲ廻ラシ
タイト云フノデ、昨日ノ委員會デ御聽キン
マスレバ、原司法大臣ノ時カラ、既ニ御研
究ガアツタサウデスケレドモ、マダ十分ノ研
究ガナクテ、前内閣時代ニハ、之ガ發案サレ
ナカッタサウデアリマス、所ガ此短イ議會ニ、
政府ハ未ダ十分ニ吾々ガ之ヲ審議シテ違ガ
ナイノニ、何故ソナニ急イデ之ヲ出サナ
ケレバナライカ、而モ此様ナ非常ニ社會
的ノ影響ノ多イ法案ハ、寧ろ衆議院ニ先ニ
出サレテ、十分審議ヲサレテ後ニ、之ヲ貴
族院ニ送付サレルノガ本當デハナイカ、ト

モスルト云フト特權階級ヲ擁護スルヤウナ風ニ此法案ガ誤解ヲ受ケタナラバ、其影響ハ大キイノデアリマスカラ、サウ云フ意味ニ於キマシテモ、是先ニ衆議院ニ出サレテ、十分ニ審議ヲサスノガ本當デハナイカ、是ハ噂ニ聞キマスレバ、貴族院並ニ其方面カラアレハ早ク出セト強要サレテ、時ノ司法大臣渡邊サンハ貴族院ノ方デアルカラ、俄ニ之ヲ通シテ——此短イ特別議會ノ間ニ、之ヲ早ク通シテシマハウト云フヤウナコトハ、是ハ法律ノ趣旨ヲ徹底スル點カラ言ヒマシテモ、私ハ面白クナイコトダト思フ（拍手）私ハ實ハ此案ノ内容趣意ニ付テハ贊成ノ點ガ多イノデス、又必要タラウト思フノデス、殊ニ人ノ生命、身體、又實ニ興味深イコトハ此貞操ニ關スル擁護、殺シテモ宜イト言フ位ノ力ヲ與ヘテ居ルノデアリマスカラ、餘程ハ具サニ研究シテヤリマスレバ、精神ニ於テハ中々是ハ良イ法案デス、ケレドモ之ヲ此儘通シマシタ結果ハ、今多クノ方ハ短イ期間デ研究サレマセスケレドモ、之ヲ研究シマスト云フト、或ハ新聞社ノ社會部ノ記者ガ熱心ノ餘リ、問題ノアル人ヲ訪問シテ、面會ヲ強要シタヤウナ場合ニ於キマシテハ、此法案デ行キマスレバ、ドントヤラレテモ仕様ガナイ結果ニナルノデス、ソレハ非常ナ虞ガアルノデス、昨今非常ナ色々ナ疑獄事件ガアリマス、依商相ノ所ヘハ隨分色々ナ訪問者ガアル、サウ云フ場合ニ自ラヤラレヌデモ（拍手）其用心棒ノ人ガヤレデモ、是デハ法網ヲ逃レルヤウナコトニモナラヌガアル、殊ニ私ガ處レマスノハ、現在色々ナ勞働爭議ガアル、小作爭議ガアル、斯ウ云フ場合ニ或ハ小作人ガ地主ニ對シテ大學シテ面會強要ニ行ク、或ハ其夫人ニ會フ、是ハ能クアルコトデス、サウ云フ場合ニドントヤラレテモ已ムヲ得ヌ結果ニナルノデアリマシテ、是ハ誤リ用ヒラレマスレバ非常ニツノ問題デス、ソコデ私共ハ案其モノニハ反對セナイガ、モウ少シ

研究シタラドウダ、斯ウ云フ人ヲ殺シテモ宜イト云フヤウナ法案ヲ一日ヤ二日デ、如何ニ司法當局ガ頭ガ良クテモ、又研究シテモ、俺達ノ方デ調ベテ居ルカラ間違ナイ、サア通セト云フヤウナ官僚的態度ハ、私ハ禁ズベキコトデハナイカト思フ（拍手）殊ニ又是ハ船舶ニ侵入シタト云フヤウナ時ハ宜シイデスガ、近頃自動車ノ中デハ隨分色々ナ問題ガアル、或ハ婦人ガ貞操ヲ擁護スル場合、死ヲ以テ之ニ當ルト云フコトハ吾々贊成デアル、ソレナラバ強盜ヤ、サウ云フ者デナク、金ノ力ヤ或ハ——後程演壇ニ現ハレテ三宅君ガ述べラレマセウガ、樓主ガ無理ニ娼妓ニ客ヲ取ラセル、斯ウ云フ者ニ對シテモヤレデモ宜イト云フ希望ヲ有テ居ルノデス、サウ云フコトヲ十分ニ研究シタイト思フノデアリマシテ、昨日ノ委員會ニ於キマシテモ色々質疑應答ヲシタノデアリマスケレドモ、此様ナ大法案ヲ贊成反對四人々々デ、最後ハ委員長ニ依テ是ガ決セラレタコトハ、人權ノ大問題ヲ委員會ハ可否同數デ、ソレヲ委員長ニ依テ之ヲ決スト云フヤウナコトハ、洵ニ此法律ノ精神ヲ閉却シテ居ルト思フノデス（拍手）私ハ是ハ再審議ヲシテ、サウシテモ十分ニ研究スル必要ガアラウト思フノデス、果シテ政府ハ顧ミテ今一度之ヲ撤回シテ、再審議スル意思ナキヤ、又議長ハ斯ノ如キ委員會ノ經過ヲドウ御覽ニナルカ、其點ヲ承リタイト思フノデス（拍手）

（國務大臣子爵渡邊千冬君登壇）

●國務大臣（子爵渡邊千冬君） 只今星島君カラ此法案ヲ此際撤回シタラドウカ、サウシテ議員ニ尙ホ一層丁寧ニ審議スル機會ヲ與ヘタラドウカ、政府ニ其様ナ意思ハナイカ、斯ウ云フ御質問ガアッタノデアリマス、御答ヲ致シタイト思ヒマス、星島君ノ御議論ヲ拜聽シテ居タノデアリマスケレドモ、星島君ハ雄辯ヲ以テ巧ニ人ノ想像心ニ訴ヘテ、何カ法案ニ現ハレテ居ナイ深イ意味ガ隠レテ居ルト云フヤウナ御趣意ノ御話ガアッタノデアリマスガ、其様ナコトハナイノデアリマス、常ニ想像心ト云フモノハ現實ヨリハ大キクナリ勝ナモノデアリマスガ、星島君ガ何カ之ニハ隱レタコトガアルデアラウト云フヤウナ御趣意デアリマシタケレドモ、斷ジテ其様ナ事ハナイト云フコトニ御承知ヲ願ヒタイト存ジマス、星島君ハ、此問題ハ社會ニ非常ナ大影響ヲ及ボス法案デアルト云フヤウナ御話デアリマシタケレドモ、政府ノ見ル所ヲ以テスレバ、是ハ現在ノ刑法ノ成文以外ニ、新シキ權利ヲ何人ニモ授ケルト云フ趣旨ハナイ、今日ノ刑法ノ範圍ヲ出デナイノデアリマスカラ、此單行法ガ出タ爲ニ社會ニ大影響ノ及ボト云フヤウナコトハ考ヘテ居ナイノデアリマス、星島君ハ人民ノ權利ニ關係スルコトデアアルカラ、衆議院ニ先ニ提出シタラバ宜イデハナイカ、然ルニ渡邊ハ貴族院議員デアアルカラ貴族院ニ先ニ提出シタ、斯ウ云フ御話デアリマシタケレドモ、之ヲ此際貴族院ニ先ニ提出シマシタノハ外ノ意味カラデアリマス、即チ此短期ノ特別議會ニ於キマシテ、各種ノ金錢法案ト云フモノハ皆衆議院ニ先ニ提出サレルノデアリマスカラ、此特別議會開會ノ當初ニ於キマシテハ、衆議院ノ方ガ多忙デアリマシテ、貴族院ノ方ガ比較的閑デアアルガ故ニ、之ヲ先ニ貴族院ニ提出致サウト云フノガ私ノ考デアリマシテ、閣議ニ於テ私ガ之ヲ貴族院ノ方ニ提出致シタイト云フコトヲ申シタ理由モ、ソレニ外ナラナイノデアリマス、左様御承知ヲ願ヒタイト思ヒマス

●議長（藤澤幾之輔君）

星島君ハ例ヲ御引キニナリマシテ、此法案デ行ケバ、新聞記者ガ面會ヲ強要シテ謝絶セラレタニモ拘ラズ、尙ホ其新聞記者ガ面會ヲ求メル時ニハ「ピストル」デズドント一發ヤラレシマウト云フコトヲ申サレタノデアリマスケレドモ、此法律ニハ其様ナ規定ハナイノデアリマス、新聞記者ノ例ヲ御出シニナタト云フコトハ、ドウ云フ御考デアアルカ知レマセウガ、第一條ノ第一項ノ他人ノ生命、身體又ハ貞操ニ危害ヲ及ボサウトスルトキニ、是ハ適用セラレルノデアリマスケレドモ、私ハ新聞記者ガ其様ナ事ヲ致スト云フコトハ斷ジテ信ジマセウ、ソレデアリマスカラ星島君ノ御話ニナリマシタヤウナ危險ナ法律デナイト云フコトヲ、玆ニ言明ヲ致シテ置キマス、尙ホ又星島君ハ、何カ氣紛レニ吾々ガ此様ナ法律案ヲ制定致シタト云フヤウニ御話ガアリマシタケレドモ、是ハサウデハナイノデアリマス、御承知ノ通り司法省ノ中ニハ刑法改正委員會ト云フモノガアリマシテ、刑法改正ノ要項ト云フモノニ依リマシテ、今刑法ノ編纂ヲ致シテ居ルノデアリマス、其編纂委員ノ中ニハ、朝野ノ刑法學者ガ皆網羅シテアルノデアリマス、總テトハ申シマセウガ、主ナル刑法學者ハ皆網羅シテアルノデアリマス、其刑法編纂委員——刑法起草委員ノ中カラ主ナル人ガ數名小委員ニナリマシテ、サウシテ數回最モ鄭重ニ、前内閣ノ時以來出來テ居リマシタ草案ニ就テ審議ヲ致シ、サウシテ此成文ヲ得タノデアリマシテ、氣紛レニ、面白半分ニ鐵砲ヲ撃ツノガ好キデアアルカラ此法律ヲ制定シタト仰シヤッタノデアリマスケレドモ、其様ナ事ハナイノデアリマシテ、是ハ鄭重ニ審議ヲ致シタノデアリマス、右ノ次第デアリマスカラ、私共ハ之ヲ此際撤回ヲ致サナケレバナラヌト云フヤウナ危險ナ法律トハ考ヘテ居ラヌノデアリマス、左様御承知ヲ願ヒタイト思ヒマス

●議長（藤澤幾之輔君）

星島君ニ御答致シマス、議長ニ於キマシテハ特別委員會ハ適法ニ進行致シタモノト信ジテ居リマス——片山哲君カラ質疑ノ通告ガアリマス、之ヲ許シマス——片山哲君

●片山哲君

本案ハ人權ニ關スル最モ重大

テアル法律案ト思フノデアリマス、之ニ關スル審議ハ、先程星島君ガ申サレマシタヤウニ極メテ盡シテ居ナイト思フノデアリマス、私ハ簡單ニ政府當局ニ質問ヲ致シタイノデアリマスルガ、其點ハ二ツアリマス、一ツハ是ハ星島君モ述ベラレマシタガ、明確ニ政府ノ所見ヲ聽キタイノデアリマスガ、勞働爭議ガ始マル、或ハ又進行中ニ、爭議團ノ代表者、又ハ爭議團員ガ資本家備主ニ面會ヲ強要シ、或ハ退去ヲ命ゼラレテ尙ホ其處ニ居ル場合ニ、色々交渉ヲ重ネナケレバナライ、サウ云フ場合ニ備主ノ方カラ先程ノドント一發ヤラレタト云フヤウナ場合ニモ、本法ヲ適用スルモノデアリカト云フコトヲ私ハ尋ネタイノデアリマス

第二ニハ勞働組合法ガ制定セラレマシテ、罷業權ト云フモノガ法認サレル、團體權ト云フモノガ確認セラレマシタ時ニ、團體權或ハ罷業權ニ依テ行動スル、ソレニ基準致シマシテ行動スル罷業團ノ代表者、又ハ團員ニ本法ヲ適用スルモノデアリカ、或ハ罷業權又ハ團體權ノ行使ニ依テ資本家ト交渉スル場合ニ、若シ資本家ノ方デ或ハ恐怖ヲ感ジ、或ハ狼狽ノ結果、是ハ身體生命ニ危害ヲ加ヘルモノデハナイカト云フ一ツノ杞憂ト狼狽ノ結果、矢張殺傷スルニ至ラト云フ場合ニモ本法ヲ適用セントスルモノデアリカ、斯ウ云フコトヲ尋ネタイノデアリマス

更ニ新聞記者ノ例ヲ申サレタノデアリマスガ、新聞記者ガ社會ニ依テ自分ノ仕事ヲ遂行セントスル場合ニハ、本法ヲ適用シナイト云フヤウナ司法大臣ノ御話ガアリマシタガ、若シ適用シナイト云フナラバ、其點ヲ矢張法文ノ上ニ於テ除外スルコトヲ明確ニシナケレバナライナイト思フノデアリマス、即チ暴力行為取締法ト云フ法律ガアリマス、是ハ勞働爭議又ハ小作爭議ニ適用シナイト云フコトハ立法當時カラ申サレテ居、タノデアリマスガ、此法律ガ一度出マス

ト、是ガ最モ適用サレルモノハ勞働爭議、小作爭議ニ關スルモノデ、右翼ノ暴力團體ニ是ガ適用サレルコトガ少クシテ、今日ノ經濟闘争ニ依ル勞働團體及小作團體、此暴力行為取締法ヲ最モ多ク適用シテ居リマス、斯ウ云フ風ニ、立法者ノ意思ヲ極メテ明確ニシナケレバ、他日裁判事件ノ起リマシタ時ニ、裁判官ノ斯ウ云フ法律ノ適用ガ極メテ區々ニ互リ、又現ハレタル條文、法文ニ拘束セラレマシテ、色々思ハザル結果ヲ來スノデアリマス、斯ウ云フ風ニ、本法ガ泥棒ニ對スル正當防衛ヲ立法ノ中心トスルナラバ、今日最モ問題トナリ、又段々頻發シテ來ルデアラウ勞働爭議、小作爭議、又先程申上ゲマシタ新聞記者ノ其使命ヲ遂行スル所ノ行為ニ對シマシテ、本法ヲ適用スル場合アリト致シマシタナラバ、之ニ對スル相當ノ處置ヲ考ヘテ置カナケレバナライト思ヒマス、即チ本法ヲ適用スル積リデアリカ、本法ニ依テ斯様ナ場合ニ取締ラントスル趣旨デアリカナイカ明確ニ政府ニ聽クノデアリマス、而シテ若シ適用シナイト云フナラバ、其點ヲ除外スルコト云フコト、即チ勞働爭議、小作爭議其他新聞記者ノ場合ニ本法ヲ除外スルコト云フコト、適用シナイト云フコトヲ明確ニシテ置ク必要ガアリハシナイカト云フコトヲ司法大臣ニ伺フ次第デアリマス

〔國務大臣(子爵渡邊千冬君登壇)〕
●國務大臣(子爵渡邊千冬君) 片山君ノ御質問ニ御答ヲ致シタイト存ジマス、片山君ハ此法律ガ公布セラレマス、勞働爭議等ノ場合ニ、此法律ニ依テ與ヘラレタル正當防衛權ガ、不當ニ濫用セラル、虞ハナイカト云フ點カラ出發セラレマシテ、勞働爭議ノ場合ニ混雜シテ居ル際ニ、或ハ要求ヲ受ケテ退去セザル爲ニ之ヲ排斥スル場合、其他ノ場合ニ殺傷セラレテモ、ソレハ此法律ニ依テ無罪デアリカ、又勞働組合法ガ制定セラレマシタ時ニ、其組合ノ代表者ガ資本

家又ハ工場主ト交渉スル場合ニ、此法律ガ適用セラレテ無暗ニ殺傷セラレテハ困ル、又新聞記者ガ人ヲ訪問スル場合等ヲ舉ゲラレマシテ、是等ノ場合ニ適用ガアルカナイカ、適用ガナイナラバナイト云フコトヲ此法律ニ規定シテ置イタラドウカ、斯ウ云フ御質問デアッタト思ヒマス、片山君ガ此第一條ヲ能ク御精讀ニナリマス云フコト、其様ナ疑問ハ起ラナイコトダト存ジマス、此法律ニハ唯、要求ヲ受ケテ人ノ住居又ハ人ノ看守スル邸宅、建造物等ヨリ退去セザル者ヲ排斥セントスル時、之ヲ正當ナル防衛行為ト看做スト云フ規定デハナイノデアリマス、サウ云フヤウナ場合ニ、自己又ハ他人ノ生命身體又ハ貞操ニ對スル現在ノ危險ガアツタ場合ニ、初メテ正當防衛權ヲ行ハレコトニナツテ居ルノデアリマス

〔危險アルニ非ズト雖モアルデヤナイカ(其他發言スル者多シ)〕
●議長(藤澤淺之輔君) 靜肅ニ願ヒマス
●國務大臣(子爵渡邊千冬君)(續) 私ハ先ヅ第一條ノ第一項ノコトヲ申上ゲテ居ル、是ハ政治的ノ問題デナイノデアリマスカラドウゾ靜ニ御聽キテ願ヒマス、是ハ現在ノ刑法ニモ認メラレテ居ルノデアリマシテ、新ニ現在ノ刑法ニ認メラレテ居ラナイ人ヲ殺傷スル權利ヲ、與ヘントスル法律デハナイノデアリマス、隨テ其場合ガ勞働爭議ノ場合デアリマシテモ、如何ナル場合デアリマシテモ、人ノ生命身體又ハ貞操ニ對シテ危險ヲ與ヘントスル場合ニハ此法律ノ適用セラル、ノデアリマス、若シ片山君ノ言ハレマシタ通り、勞働爭議ノ場合ニノミ本法ヲ適用シナイト云フコトニナルト、勞働爭議ニ付テハ不法行為ヲ許スト云フコトニナルノデアリマシテ、其様ナコトハ吾等ト致シテハ考ヘタクナイノデアリマス、何トナレバ今度新シク權利ヲ與ヘルノデハナクテ、從來ノ正當防衛權ヲ明確ニ致スト云フノガ此法ノ精神デアリマスカラ、其様ニ今

マデノ法律デ認メテ居ラナイ所ノ、人ヲ殺傷シテ宜イト云フ權利ヲ認メタト云フヤウナ誤解ヲ御持チニナルト云フコトハ、甚ダ残念ニ思フノデアリマス
ソレカラ片山君ハ此前暴力行為取締法ノ法律案ヲ制定シマス時ニ、江木前司法大臣ハ、暴力取締法ヲ勞働爭議ニ適用シナイト云フコトヲ言明シテハ居ラナイノデアリマス
〔發言スル者多シ〕
●議長(藤澤淺之輔君) 靜肅ニ願ヒマス
●國務大臣(子爵渡邊千冬君)(續) 江木前司法大臣ノ言明ハ、勞働爭議ニ適用スル爲ニ暴力行為等ヲ取締ル法律案ヲ作、タノデアリナイト云フコトヲ言ハレタノデアリマシテ、勞働爭議ニ於キマシテモ、暴力行為ヲ取締ルニ觸レタ場合ニハ其取締法ヲ適用スルノデアリマス、此度ノ此法律ニアリマシテモ、勞働爭議ニ於キマシテモ、如何ナル場合ニ於キマシテモ、不法行為ガアツテ、サウシテ此第一條ノ規定ニ當嵌マル場合ガアリマシレバ、現在ノ刑法ニ於テ正當防衛權ヲ認メラレテ居ルノデアリマスガ、ソレト同ジク此法律ニ於テモ正當防衛權ヲ行使シ得ルト云フコトヲ明確ニ致シタケノコトデアリマスカラ、左様御承知ヲ願ヒマス
〔片山君登壇〕

●片山君 只今ノ司法大臣ノ答辯ニ依リマス、司法大臣ハ第一條ノ第一行目、即チ「自己又ハ他人ノ生命、身體又ハ貞操ニ對スル現在ノ危險ヲ排除スル爲」ト云フノヲ基準トサレテ答辯シテ居ルノデアリマスガ、併ナガラ第二項ニ依リマスレバ「他人ノ生命、身體又ハ貞操ニ對スル現在ノ危險アルニ非ズト雖モ行為者恐怖、驚愕、興奮又ハ狼狽ニ因リ現場ニ於テ犯人ヲ殺傷スルニ至リタルトキハ之ヲ罰セズ」ト云フコトヲ明記致シテ居ルノデアリマス(拍手)然ラバ現在ノ狀態ニ於テハ危險ハナイケレドモ、併ナガラ行為者ガ非常ナル主觀的恐怖ニ因

リ、或ハ又驚愕ノ餘リ、興奮ノ結果、狼狽ノ極、其處ニ出テ參タ人間ヲ「ビストル」ニ依テ殺傷シテシマフト云フヤウナコトガ、果シテ許サルベキデアリマセウカ、斯ノ如キハ人間ノ生命ニ關スル重大ナル問題デアリ、刑法ノ除外例ニ關スル問題デアラウト思フデアリマス、斯ウ云フ風ナ、行為者ノ恐怖、驚愕、興奮、狼狽、斯ノ如キ心理的作用、精神的作用ハ一體何ニ依テ認識スルノデアリマセウカ、此判斷ハ一體誰ガヤルノデアリマセウカ、是ガ客觀的の狀態ニ依テ認識或ハ認定サレト云フナラバ、其個人ノ心理作用、個人ノ精神作用ト云フモノハ、果シテ外部ニ如何ナル形ニ於テ現レテ參ルノデアリマセウカ(拍手)裁判官ガ之ヲ認定スルト云フノナラバ、裁判官ハ人間ノ腹ノ底マデ、人間ノ心理作用「サイコロ」ヲ果シテ批判スル權限ヲ持テ居リマセウカ、斯ウ云フコトヲ考ヘテ見マスナラバ、外部ニ現レタ行為、客觀的の事情ニ依テ、客觀的情勢ニ依テ判斷スルノガ即チ裁判官ノ職務デナケレバナラヌ、個人ノ心理作用或ハ個人ノ心理ニ依リマシテ、人一倍ニ興奮スル者、或ハ驚愕スル者モアリマセウ、サウ云フコトヲ基準ト致シマシテ、唯面會ニ來タノデアリガ、是ハ自分ノ生命身體ヲ害スル爲ニ來タ者デアルト云フノデ、狼狽ノ結果、其人間ヲ射殺スルヤウナコトガ、タナバ、實ニ是ハ重大ナル結果ヲ來スモノデアルト私ハ考ヘル(拍手)

ルノデアリマス、モット積極的ニ労働者ノ罷業權、團結權、爭議權ト云フモノヲ守テ行カナケレバナラナイ今日ニ於テ反對ニ逆轉致シマシテ、労働爭議ニ關係シテ居リマス爭議團員ヲ、非常ニ不利ナ狀態ニ陥レテ居ルヤウナコトニナリ、本法制定ノ趣旨ハ洵ニ徹底シナイト私ハ考ヘルノデアリマス、即チ刑法ノ正當防衛ノ趣旨ヲ具體的ニ現ハスニ過ギナイト云フ其提案ノ理由ハ、少シモ本法ニ依テハ現ハレテ居リマセヌ、本法ハ非常ニ廣ク、其範圍ガ極メテ抽象的デアッテ、其具體的事項ハ少シモ分ラナイ、即チ具體的例ト致シマシテ先程舉ゲマシタ三ツノ例ニ對シテ除外スルナラバ、除外スルト云フ趣旨ヲ明確ニシナケレバナラナイト云フコトヲ私ハ申述ベルノデアリマス、其趣旨ニ依テ今一度明確ニ司法大臣ノ答辯ヲ求メル次第デアリマス

●國務大臣(子爵渡邊千冬君登壇) 片山君ニ御答ヲ致シマス、此第一條ノ第二項ニ付テ御心配ノヤウデアリマスガ、此第二項モ現在ノ刑法ノ正當防衛權ヲ擴張スルツカ、現在ノ刑法ニアリマス所ノ精神ヲ擴大シマシテ、サウシテ新ニ斯ウ云フ權利ヲ人ニ與ヘタト云フコトノヤウニ御解釋ニナツテ居ルヤウデアリマスガ、サウデハナイノデアリマス、此恐怖、驚愕、興奮、狼狽等ニ因テ人ヲ殺傷スル場合ハ二ツアルト思ヒマス、一ツハ全ク斯ウ云フ狀態ニ於テ判斷力ヲ失フ場合デアリマス、此判斷力ヲ失フ場合ハ即チ責任能力ノナイ場合デアリマス、今日ノ刑法ノ第三十九條ニアリマス所ノ心神喪失者ノ行為ハ其罪ヲ罰セズト云フノハ、此原理カラ來テ居ルノデアリマス、ソレカラモウ一ツ片山君ノ最モ御心配ニナツテ居ルノハ(發言スル者多ク議場騒然)

●議長(藤澤幾之輔君) 靜肅ニ願ヒマス

●國務大臣(子爵渡邊千冬君) (續) 御心配

ニナツテ居ルノハ其點デナシニ、恐怖、驚愕、興奮、狼狽等ニ因テ全ク判斷力ヲ失ハナイ場合合、人ヲ殺傷スル權利ヲ與ヘテ置イテハ危險デハナイカ、斯ウ云フ御話デアリマスケレドモ、是ハ今日ノ刑法ニ於キマシテモ「罪ヲ犯ス意ナキ行為ハ之ヲ罰セズ」ト云フノハ、チヤント刑法ニアルノデアリマス、而シテ是等ノ規定ハ、今度新シク發明サレタ規定デハナイノデアリマシテ、獨逸ノ刑法ニモアリマス、又「チエツク・スロヴァキヤ」邊リノ刑法ニモ是ト同ジ規定ハアルノデアリマス、決シテ斯ウ云フ危險ナ權利ヲ、新シク事ヲ好シデ人ニ與ヘタツフノデハナイノデアリマスカラ、能ク其邊ハ御考慮ヲ願ヒマス、尙ホ専門的ノ説明ノ御希望ガアルナラバ、政府委員ヲシテ説明致サセマス

●議長(藤澤幾之輔君) 討論ニ入りマス、小野寺章君(發言スル者多シ)アナタノ立タナカタノヲ……(發言スル者多ク聽取スル能ハズ)……認メル、小野寺章君

(小野寺章君登壇)

●小野寺章君 諸君、私ハ本案ニ對シマシテ審議粗漏ノ意味ニ於テ、政府ニ其再審査ヲ求メル爲ニ、之ヲ否決スベシトノ理由ヲ以テ反對ヲ致ス者デアリマス、當局ガ現下ノ世態ニ鑑ミマシテ、本法制定ヲ思ヒ立タレマシタコトニ付キマシテハ、私共ハ之ヲ諒トスル者デアリマスルガ、此短期ナル所ノ特別議會ニ對シ、而モ民衆ニ對シテ非常ナル重大ノ關係ヲ齎シマスル所ノ法案ヲ、前ニ貴族院ニ提出ヲセラレテ居ル、國民代表ノ府タル所ノ此衆議院ニ對シテ審査ヲ求ムルコトガ非常ニ遅レタノデアリマス、隨テ此特別議會ノ審査ト云フモノハ、極メテ匆卒ノ間ニ行ハレタ、此點ニ於キマシテハ、私共ハ非常ナル遺憾ヲ感ジテ居ルノデアリマス(拍手)殊ニ此内容ヲ調査致シマスルト、此原案ヲ無修正ノ儘ニ通過ヲスルト云フコトハ、國家國民ニ對シテ決シテ忠ナル所以デハアリマセヌ、故ニ吾

吾ハ本案ヲ否決致シマシテ、更ニ政府ヲシテ審査研究ヲ爲サシムル必要ガアル、完全ナル議案ヲ來ルベキ通常議會ニ提出致シマシテモ、決シテ遅クハナイト信ズルノデアリマス

諸君、刑法ハ實ニ治國ノ要道デアル、基本ノ法律案デアル、隨テ此制定改廢ト云フモノハ、慎重ノ上ニモ慎重ヲ要スルコトハ言フマデモナイノデアリマス、殊ニ本法ハ刑法第三十六條ノ抽象的規定ヲ具體化シタノ止マル、モウ一ツハ常習的ノ盜犯ノ刑ヲ加重スル止マルガ如ク政府ハ辯解ヲ致シテ居ルノデアアル、然ルニ此提出ヲセラレマシタル所ノ議案ヲ一々點檢ヲ致シテ見マスルト云フト、決シテ政府ノ言ハル、ガ如キ法案デハナイノデアリマス、先ヅ此第一條ノ點カラ申シマズナラバ、第一條第一號ト云フノハ「故ナク人ノ住居又ハ人ノ看守スル邸宅、建造物若ハ船舶ニ侵入シタル者又ハ要求ヲ受ケテ此等ノ場所ヨリ退去セザル者ヲ排斥セントスルキ」トアリテ、現在ノ危險ナル狀態ガ繼續シタル、所謂危險狀態ガアリサヘスレバ、直ニ正當防衛ト云フコトガ反動的ニ是ガ出來ルト云フコトニナツテ居ル、此第三號ハ從來ノ所謂刑法第三十六條ノ正當防衛ノ適用上ニ於テハ、殆ド豫想セラレテ居ナイ所ノ條文デアル、殊ニ「又ハ要求ヲ受ケテ此等ノ場所ヨリ退去セザル者」即チ訪問ヲ致シマスル時ニ於テハ、相當ノ理由ガアリ、管理者ノ承諾ヲ得テ這入テ來タ者デモ、途中カラ話ガ破レルトカ、或ハ意見ノ扞格カラ致シマシテ、退去ヲ要求セラレタ場合ニ於テ、退去シナカタナラバ、直ニズドント一發ヲラレテモ、何等申分ガナイト云フコトニナル、斯フ云フ亂暴極マル法律ト云フモノハ、世界ノ立法例ニモアリマセヌ(拍手)殊ニ此第二項、本法ノ中心ヲ成シテ居ル所ノモノハ第二項デアリ、即チ「前項各號ノ場合ニ於テ自己又ハ他人ノ生命、身體又ハ貞操ニ對スル現在ノ危險アルニ非ズト雖モ」トナツテ居ル、即チ

現在何等危險ナキニ拘ラズ、加害者ガ恐怖、驚愕若クハ興奮、狼狽ニ因テ是等ニ危害ヲ加ヘタ時ニ、何等責任ガナイト云フコトニナツテ居ル、此點ニ於テ明ニ所謂新シキ刑法ノ解釋の規定ニアラズシテ、創設の規定デアルト云フコトハ言フ俟タナイノデアアル(拍手)殊ニ現在ノ危險ナキニ拘ラズ、興奮ノ結果之ヲ殺シテモ差支ナイト云フ、此法律ノ構文ト云フモノハ、政府委員ノ御引例ニナツテ獨逸ノ刑法デアルトカ、又世界ノ各國ノ刑法ヲ見マシテモ、興奮ニ因テ人ヲ殺シテモ差支ナイト云フ法律ハ、唯一ツモアリマセヌ、若シ斯ウ云フ法律ヲ作ッテ、此日本ニ於テ斯ノ如キ變法ヲ施行スルト云フコトハ、明ニ逆轉デアアル、時代錯誤デアルト言ハナケレバナラヌト考ヘルノデアアル(拍手)諸君ハ此昭和ノ聖代ニ於テ、斬捨テ御免ヤ、無禮打ノ制度ヲ御認メニナリマスカ(拍手)殊ニ第二條ニ於テハ常習ナル所ノ盜犯、共犯デアリサヘスレバ、三年以上ノ重刑ヲ以テ之ニ臨ムコトニナツテ居ル、而モ現行ノ刑法ニ於キマシテハ、唯一年以上ノ刑ヲ科シテ居ルニ過ギナイノデアアル、即チ最低三十倍ニ値上ガリシテ刑ヲ規定シテ置クト云フコトハ、餘リニ極端ナル所ノ課刑デアルト言ハナケレバナラヌ、即チ嚴刑ヲ以テ之ニ臨ムモノト言ハナケレバナラナイノデアアリマス(拍手)

諸君、現行刑法ハ犯人ノ個人的事情、即チ其環境ヲ見テ適當ナル課刑ヲスルト云フコトガ根本ニナツテ居ル、即チ主觀主義ノ法律デアリマス、然ルニ今第二條以下ニ定メテ居リマスル所ノ規定ヲ見マスルト、三年以上ノ重刑ヲ以テ之ニ臨ンデ居ルノデアアル、即チ裁判官ノ自由裁量ノ餘地ヲ甚シク狭メマシテ、主觀主義、人格主義ノ立法ヲ變更致シマシテ、即チ客觀的ノ法律ニ改メントスルモノデアアル、此點ニ於キマシテハ確ニ此法律ト云フモノハ、現行刑法ノ根柢ヲ破壊シテ逆轉シテシマフモノデアルト言

ハナケレバナラヌ(拍手)此點ニ於キマシテ明ニ時代逆行ノ惡法デアルト言ウテ宜シイノデアアル、其他本法ニ於キマシテ、十分ニ審議ヲ盡サナケレバナラヌ事柄ハ澤山アルノデアリマス、例ヘバ第一條第一項ノ、生命身體貞操トシテ、此自由權ノ一部デアアル所ノ貞操ノミヲ拔キ取ッテ、サウシテ自由權ヲ殊更ニ除外シテ居ルト云フ所ノ立法ノ理由ハ何等ナイノデアアル、又急迫不正ノ侵害ト、現在ノ危險トハ、實質的ニ同一デアナイ、是ハ同一デアアルカ、ナイカト云フコトヲ委員會ニ於テ質問ヲ致シマシタ所ガ、政府委員ハ明ニ是ハ同一デアナイト云フコトヲ申サレテ居ルノデアリマス、サウシテ見ルナラバ、此刑法ハ司法大臣ノ言ハル、ヤウニ解釋の規定ニ非ラズシテ、創設の規定デアアルコトハ何等疑ヲ容レナイノデアアル、政府ハ現下ノ社會不安ヲ、斯ル時代逆行ノ法律ニ依リマシテ、防止シ得ルト考ヘルノデアアリマセウカ、刑法ノ目的ハ申スマデモナク刑無キヲ期スルニ在ル、刑無キヲ期スルニハ、ドウシテモ嚴刑ヲ以テ臨ムト云フコトハ、決シテ策ノ得タルモノデハナイ、寧ろ今日ノ世態ノ急迫スルニ至リマシタ所ノモノハ、政府ガ經濟政策、或ハ社會政策ノ施設ヲ誤ッテ、斯ノ如キ急迫ナル狀態ニ至ッタルト云フコトハ申スマデモナイコトデアリマスガ……

〔發言スル者多シ〕

●議長(藤澤幾之輔君) 靜肅ニ願ヒマス

●小野寺章君(續) 然ルニ現内閣ハ此點ニ於テ何等思ヲ廻ラサズシテ、單ニ此刑法ノ規定ノ改正ニ依ッテ、此多難ナル時局ニ處セントスルコトハ、實ニ誤マレルノ甚シキモノナリト思フノデアリマス(拍手)吾々ハ此法律ノ施行ニ依ッテ、刑法ノ法條ガ益、嚴シシテ、監獄ノ益、狭キヲ感ズル結果ヲ招來スルト云フコトヲ斷言シテ憚ラヌ者デアアル、(拍手)殊ニ本案ハ說教強盜ニ端ヲ發シテ、一面カラ申シマスルト特權階級ノ要望ヲ充

タサント致シマシテ爲サレタ疑ガアル、若シ此法律ガ實行セラレルトニ相成リマスナラバ、今迄諸君ガ申サレタヤウニ、是ハ勞働運動者デアルトカ、或ハ記者デアルトカ云フヤウナ、サウ云フ方面ノ一大脅威トナルコトハ疑ヲ容レナイノデアアル(拍手)斯ノ如ク此法律案ト申シマスノハ、非常ニ杜撰極マルモノデアリマス、此杜撰極マル所ノ法案ハ、吾々ハ之ニ對シテ十分ナル審議ヲ盡シテ——政府ノ本法提案ノ趣旨ニ對シテハ固ヨリ贊成ヲ致シテ居ルノデアリマスカラ、十分ナル審議ヲ盡シテ、完全ナル法律ヲ施行シタイト云フコトヲ希望シテ居ルノデアアル、斯ノ如キ杜撰極マル所ノ法律ヲ此處デ作上ゲルト云フコトハ、現下ノ時局ニ對シテ、寧ろ百害アッテ一利ナキモノデアルト私ハ信ズル者デアアル(拍手)此意味ニ於キマシテ、私ハ本法ヲ否決致シテ、更ニ政府ヲシテ完全ナル所ノ法律ヲ制定セシムル爲ニ、諸君ノ御贊同ヲ求ムル次第デアリマス(拍手)

〔藤田若水君登壇〕

●藤田若水君 本員ハ本案ニ對シマシテ贊成ヲ致シマスル者デアリマス、贊成ノ理由ヲ簡明ニ申上ゲタイト思ヒマス、只今ノ政友會ノ小野寺君ノ御意見ハ、本案ニハ反對ノ議論デアリナイ、調査シテ出シ直セト云フ理由ノ反對デアアルノデアリマスガ、本員ノ此案ニ贊成致シマスル理由ハ此處ニアアルノデアリマス、提案者ノ說明致シテゴザイマスル通り、是ハ正當防衛權ノ解釋立法デアルト云フコトハ洵ニ明デアリマス、諸君、此案ノ見方ニ依リマスルト、吾々國民ノ生存權ノ確保デアリマス(拍手)諸君ハ、自己ノ生命身體貞操ニ對シテ危害ヲ被ッテモ平然トシテ之ニ命ヲ渡シ、身體ヲ提供シ、貞操ヲ蹂躪サス程ノ雅量ヲ有スル者デアリマスカ(拍手)現行刑法ノ三十七條デアリマスカ、此條文ヲ御覽ニナリマスルト洵ニ疑ガ多イノデアアル……

〔此時發言スル者多シ〕

●議長(藤澤幾之輔君) 靜肅ニ願ヒマス

●藤田若水君(續) 自己又ハ他人ノ生命、身體、自由若クハ財産ニ對スル現在ノ危險ヲ避クル爲メ已ムコトヲ得ザルニ出デタル行爲ハ、其行爲ニ依ッテ受クル害ト加ヘタル害トヲ計算シテ、サウシテ其程度ヲ超エナケレバ責任ガナイナド、云フ事ヲ書イテアル、斯ナ事デ正當防衛權ヲ完全ニ實行出來マスカ、故ニ茲ニ斯ノ如キ正當防衛權ノ實行ノ上ニ於テ明確ナル解釋の立法ノ必要ヲ生ジテ居ルノデアリマス(拍手)本案ハ政友會トカ或ハ民政黨トカ云フ政黨ヲ以テ論議スベキ問題デアリナイデヤアリマセヌカ

〔發言スル者多シ〕

●議長(藤澤幾之輔君) 靜肅ニ願ヒマス

●藤田若水君(續) 承リマス所ニ依リマス、田中内閣ノ時ニ於テ原司法大臣ガ目論ミマシテ、其立法ニ著手サレタ案デアルト聞イテ居ルノデアリマス

〔發言スル者多シ〕

●議長(藤澤幾之輔君) 靜肅ニ願ヒマス

●藤田若水君(續) 而シテ其後ヲ繼承シタル所ノ濱口内閣ノ渡邊法相ガ、此問題ヲ具體化シテ參ッタルデアアル、即チ是ダケノ事實ニ著眼サレマシテモ、政黨政派ヲ超越シテ居ルデアリマセヌカ(拍手)私ガ本案ニ贊成シマスガ故ニ、政友會ノ諸君ノ反對ノ議論ヲ言フガ如ク御聽キニナルコトハ餘ニ狹量デアリマス(拍手)此案ニ對シマシテ憂慮ノ行使ヲ名トシテ、此權利ヲ濫用スルノ弊ニ陥リハセヌカト云フ心配ノミデアリマセヌカ、此心配ヲ除去スルコトヲ得タナラバ、是程立派ニ吾人國民ノ生存權ヲ擴充スルモノハナイデアリマセヌカ(拍手)

諸君、靜ニ此第一條ノ原文ヲ御覽下サイマス、即チ是等揭示シテアル所ノ慘禍ノ場合ニ於テ、生命、身體、貞操ニ對スル危害ヲ除去スル爲ニ起ル所ノ行動デアリマ

ス、過日ノ委員會ニ於キマシテ、牧野君ヨリ類ニ貞操ト云フ問題ニ向テ議論ガアリ、質問ガアリ、只今ノ小野寺君モ此貞操ニ對シテハ色々議論ガアッタウデアリマスルガ、諸君、此我國ノ家族制度ニ於テ、代立派ニ家ヲ繼イデ參テ居リマスルノ、貞操ヲ蹂躪サレテ其血統ノ混濁ヲ生ズルガ如キ場合ヲ生ジタナラバ、其子孫ハ晏如トシテ之ヲ忍ブコトハ出來ナイ、洵ニ血統ヲ保全シ保障スル上ニ於キマシテハ、何ト申シマシテモ死ヲ以テ貞操ヲ護ラナケレバナラヌデアリマス

〔發言スル者多シ〕

●議長(藤澤幾之輔君) 靜ニ願ヒマス

●藤田若水君(續) 私ハ此第二段ニ於テ恐怖、驚愕、興奮又ハ狼狽ニ因リ云々トアル點ニ付テ、實ハ興奮ニ因テ生ズル場合ハ如何デアルカト云フコトヲ政府委員ニ質問致シマシタ所ガ、政府委員ノ説明ヲ聽イテ私ハ了解ヲシタ、政府委員ノ言フ所ニ依リマスト 是ハ諸君、冷靜ニ聽イテ戴キタイ、政府委員ノ説明ニ依ルト、例ヘバ説教強盜、ソレガ這入ッテ參リマシテ、サウシテ主人ノ前デ可愛イ細君ヲ弄バントスル場合ニ、其主人ガ興奮ヲシテ之ヲヤル、即チ興奮デアアル、私ハ諸君ノ細君ガ 假ニ是ハ例デアリマサガ、諸君ノ……

〔發言スル者多シ〕

●議長(藤澤幾之輔君) 靜ニ願ヒマス

●藤田若水君(續) 諸君ノ細君ガ不逞ナル兇漢ノ爲ニ貞操ヲ傷付ケラレントスルヤウナ場合ニ立至ッテ時ニ於テ、平然トシテ之ヲ見ルダケノ雅量ガアリマスカ(拍手)興奮スルノハ當リ前デハアリマセヌカ、又興奮モシナイヤウナ男子ナラ墨丸ヲ捨テルガ宜イ

〔發言スル者多シ〕

●議長(藤澤幾之輔君) 靜肅ニ願ヒマス

●藤田若水君(續) 即チ此第二項ハ此權利ヲ行使シタル者ノ精神ヲ無視シテ此責任ヲ

問フト云フコトハイケナイ、當然ノコトデアリマス、是ハ刑法ノ上ニ於キマシテ、刑法ノ原則ニ立戻ッテモ是ハ責任ヲ免除サルベキ所ノ自由ヲ有スルノダ、是ハ明ニ書イテアル、洵ニ國民ヲシテ安心ヲシテ其生存權ヲ行使スルコトヲ得セシムルモノデアリマス、無産黨ノ諸君デゴザイマシタカ、何ダカ労働爭議等ノアル場合ニ、之ヲ悪用サレハセヌカト云フ御心配ノ議論ガアッタノデアリマスガ(本質ガ其處ニ在ルノダ)其他發言スル者多シ

●議長(藤澤幾之輔君) 御靜ニ願ヒマス

●藤田若水君(續) 労働爭議ノ起リシ場合ニ於テ、其労働條件ノ交渉ヲ開始スル爲ニ資本家ニ向テ談判ヲ開始スル時ニ於テ、其資本家ノ身體、生命、貞操ニ危險ヲ與ヘルガ如キ態度ヲ以テ臨ムガ如キ不埒ナル労働者ハ、天下ニ無イト思フノデアリマス、若シ斯ノ如キ亂暴ナル者ガアルナラバ、是ハ暴民デアリマス、其意見ヲ主張シマスルガ爲ニ、故ナク人ノ住居ニ侵入スルガ如キ背法的行動ヲ取ルコトハ、斷ジテナイト思フノデアリマス

〔發言スル者多シ〕

●議長(藤澤幾之輔君) 靜肅ニ願ヒマス

●藤田若水君(續) 故ニ無産黨ノ諸君ニ於テ、斯ノ如キ場合ヲ心配セラル、ト云フ其心事ガ、私ニハ了解出來ナイノデアアル(拍手)労働問題ヲ解決センガ爲ニ合法的態度ヲ取ラズシテ、徹頭徹尾團結ノ暴力ヲ以テ解決セントスル所ノ根性ガアルガ故ニ、此問題ヲ心配スルノデハナイカ(團結ノ暴力トハ何ダト呼フ者アリ)

元來法律ヲ立テマスル場合ニハ、其當時ノ社會狀態ニ對シテ必要ヲ感ジタル時ニ於テ立法ヲ致スノデアリマス、而シテ現在ノ世相ニ於テ、盜犯防止ノ此法律ノ必要ヲ痛感致シテ居ルノデアリマス、政府ハ今ヤ現行刑法ノ改正ニ著手シ、其調査ヲ進メツ、ア

ルノデアリマス、故ニ此法律ハ一ツノ暫定ニ過ギナイ、何レ刑法改正ヲセラレマスル場合ニ於キマシテハ、整理ヲサレモト信ズルノデアアル、故ニ先ヅ其大事業ノ完成致シマスルマデ、暫定的ニ此法律ヲ實施ヲ見ルト云フコトハ、洵ニ必要ナルコトヲ信ズルノデアリマス、是レ即チ本員ガ本案ニ對シマシテ賛成ノ意ヲ表スル次第デアリマス

終リニ委員會ノ説明ヲ一寸致シテ置クノデアリマスガ、小野寺君ハ斯ノ如キ重大ナル案ガ委員會ニ於テ可否同數デアッテ、委員長ノ採決ニ依テ原案ガ認メラレタノダ、斯様ニ申サレマスガ、全ク嘘デアリマス、私ヨリ質問打切ノ動議ヲ出シマシテ採決ヲ致シテ、質問打切ノ動議ガ成立致シテ其後ニ討論ニ這入ラントスル際ニ當リマシテ、政友會委員ノ諸君ガ速決退席セラレタノデアリマス(拍手)而シテ此討論ハ即チ全會一致ヲ以テ可決シタノデアリマス、委員長一人ガ可否ヲ採決シタノデアリマセヌカ、政友會ノ諸君ガ、若シ此案ガ左様ニ國民生活ニ重大ナル案件デアッテ、而シテ此案ニ對シテ相當ナル意見ヲ表示シナケレバナラヌノデアリマスレバ、何ガ故ニ退席ヲシタノデアリマスカ(拍手)無責任ノ極デアリマセヌカ、私ハ斯ノ如キ己ノ職責ヲ果サズシテ、委員會ノ結果ニ向ッテケチラ付ケルガ如キコトハ慎マナケレバナラヌト思ヒマス、私ハ政友會ノ諸君ニ謹ンデ御忠告申上ゲマス(拍手)

●岡本實太郎君 本案ニ對スル討論ハ此程度ニ於テ終結セラレントヲ望ミマス

●議長(藤澤幾之輔君) 岡本君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

●議長(藤澤幾之輔君) 御異議ナシト認メマス、是ニテ討論ハ終局セラレマシタ

本案ノ第二讀會ヲ開クヤ否ヤニ付テ採決ヲ致シマス、本案ノ第二讀會ヲ開クニ贊成ノ諸君ハ起立ヲ願ヒマス

〔贊成者 起立〕

●議長(藤澤幾之輔君) 多數ト認メマス、仍テ本案ノ第二讀會ヲ開クニ決シマシタ

●岡本實太郎君 直ニ本案ノ第二讀會ヲ開カレントヲ望ミマス

●議長(藤澤幾之輔君) 岡本君ノ動議ハ直ニ本案ノ第二讀會ヲ開クト云フノ動議デアリマス、岡本君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

●議長(藤澤幾之輔君) 御異議ナシト認メマス、仍テ其通りニ決シマシタ 直ニ第二讀會ヲ開キマス

盜犯等ノ防止及處分ニ關スル法律案

第二讀會

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

●議長(藤澤幾之輔君) ソレデハ委員長報告ノ通りニ可決致シマシタ

●岡本實太郎君 直ニ第三讀會ヲ開カレントヲ望ミマス

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

●議長(藤澤幾之輔君) 御異議ガナイト認メマス、別ニ御異議ガアリマセヌカ直ニ第三讀會ヲ開キマス

盜犯等ノ防止及處分ニ關スル法律案

第三讀會

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

●議長(藤澤幾之輔君) 第二讀會議決ノ通り可決確定致シマシタ(拍手)

日程第二、昭和三年度第一豫備金支出ノ件、外六件ヲ議題ト致シマス、委員長ノ報告ヲ求メマス 委員長横山金太郎君

ノ選舉人名簿ハ次ノ選舉人名簿確定迄其ノ效力ヲ有ス

第七 町村制中改正法律案(末松偕一
郎君外三十五名提出)

第一讀會ノ續(委員長報告)

第八 町村制中改正法律案(若宮貞夫
君外十三名提出)

第一讀會ノ續(委員長報告)

報告書
一 町村制中改正法律案(末松偕一 郎君外
三十五名提出)

一 町村制中改正法律案(若宮貞夫君外十
三名提出)

右ハ本院ニ於テ兩案ヲ併合シ表題ヲ「町
村制中改正法律案」トシ別紙ノ通修正ス
ヘキモノト議決致候此段及報告候也
昭和五年五月九日

委員長 末松偕一郎

衆議院議長藤澤幾之輔殿

〔別紙〕

町村制中左ノ通改正ス

第七條第一項中「帝國臣民タル年齢二十
五年以上ノ男子」ヲ「年齢二十五年以上ノ
帝國臣民」ニ改ム

第五十條中「妻」ヲ「配偶者」ニ改ム
第六十七條第四項中「父子兄弟」ヲ「親子、
配偶者又ハ兄弟姉妹」ニ改ム

附則
本法ハ次ノ總選舉ヨリ之ヲ施行ス

本法施行ノ際必要ナル選舉人名簿ニ關シ
町村制第十八條乃至第十八條ノ五ニ規定
スル期日又ハ期間ニ依リ難キトキハ府縣
知事ニ於テ別ニ其ノ期日又ハ期間ヲ定ム
但シ其ノ選舉人名簿ハ次ノ選舉人名簿確
定迄其ノ效力ヲ有ス

第九 北海道會法中改正法律案(末松
偕一郎君外三十二名提出)

第一讀會ノ續(委員長報告)

第十 北海道會法中改正法律案(若宮
貞夫君外十三名提出)

第一讀會ノ續(委員長報告)

官報號外 昭和五年五月十一日 衆議院議事速記第十二號 市制中改正法律案外五件 第一讀會ノ續(委員長報告)

報告書

一 北海道會法中改正法律案(末松偕一
郎君外三十二名提出)

一 北海道會法中改正法律案(若宮貞夫
君外十三名提出)

右ハ本院ニ於テ兩案ヲ併合シ表題ヲ「北
海道會法中改正法律案」トシ別紙ノ通修
正スヘキモノト議決致候此段及報告候也
昭和五年五月九日

〔別紙〕
衆議院議長藤澤幾之輔殿

北海道會法中左ノ通改正ス
第三條第一項中「帝國臣民タル年齢二十
五年以上ノ男子」ヲ「年齢二十五年以上ノ
帝國臣民」ニ改ム

附則
本法ハ次ノ總選舉ヨリ之ヲ施行ス

〔末松偕一郎君登壇〕
●末松偕一郎君 只今議題トナリマシタル
日程第五乃至第十ニ付キマシテ簡單ニ委員
會審査ノ經過及結果ヲ御報告致シマス、本
委員會ハ昨日前午午後ニ互ニ開會致シマ
シテ、委員及政府當局トノ間ニ幾多ノ質問
應答ガアリマシタガ、是等ノ詳細ハ速記録
ニ讓ルコト、致シマシテ、最モ主ナル點一
ニテ申上ゲマスレバ(「簡單」ト呼フ者アリ)
林君ヨリ反對ノ議論ガ色々アリマシタ、
輿論デハナク、或ハ要求ガナイデハナク、
迎合スルノデハナク、外國ノ制度ヲ模倣
スルノデハナク、費用ガ澤山要ル、ソレ
ヲドウスルノデアアルカ、或ハ、家庭ノ不和
ヲ生ズルコトハナク、ト云ウヤウナ色々
ナ反對ノ質問ガアリマシタガ、是等ニ付キ
マシテハ、提案者ヨリ内外ノ實例ニ依リ、
又理論ノ方面カラ、決シテサウ云フ愛ハナ
イ、眞理ニ依リ、正義ニ立脚シテ此案ハ贊
成スベキモノデアルト云フコトノ説明ガ
アッタデアリマス

次ニ、西岡君、田子君、篠原君、信太君等
ヨリ政府ノ此案ニ對スル態度ノ質問ガア
タ

タノデアリマス、政府ト致シマシテハ、安
達内相ヨリ婦人參政權ニ付テハ、主義トシ
テハ贊成デアアル、併ナガラ年齡其他ノ資格
及範圍等ニ付テ、目下考究中デアルト云フ
答辯ガアリマシタ、尙ホ星島君ヨリ婦人ノ
參政權ガ認メラレルト、ドノ位ノ數ニナル
カト云フコトニ付テハ、政府委員タル次田
君ヨリ詳細ノ説明ガアリマシタ、是等ノ議
論ノ結果質問ヲ打切りマシテ、討論ニ入
テ、討論ノ際ニ山根君ヨリ修正案ガ出タ
デアリマス、修正案ハ本案ノ趣旨ニ別ニ變
リハナイノデアリマスケレドモ、妻ト稱シ
父子兄弟ト云フヤウナ文句ガ、婦人ヲ入レ
ルト云フコトニナルト云フト、不都合ヲ來
スト云フ點ニ於テ、相當修正ヲ必要トスル
ノデアリマシテ、此修正案ガ林君ヲ除ク全
會一致ヲ以テ可決致シタノデアリマス、ド
ウカ満場ノ諸君モ御賛成下サイマシテ速ニ
可決サレルコトヲ希望致シマス

●議長(藤澤幾之輔君) 是ヨリ討論ニ入リ
マス、深水清君

〔深水清君登壇〕
●深水清君 私人ハ「簡單」ニ贊成ダカラ簡單
ニヤレト呼フ者アリ、御註文ノ通りニ簡單
ニ贊成演説ヲ致シマス、併シ本案ハ本院ニ
於ケル約四分ノ三ノ後援ガアルノデアリマ
スカラ、仰シヤル通りニ此處デ贊成論ヲ詳
シク述べル必要ハナイ、仰シヤル通りデア
リマス、併ナガラ私ガ述べタイト思フノハ、
本院ヲ通ジマシテ……

〔發言スル者多シ〕
●議長(藤澤幾之輔君) 靜肅ニ願ヒマス
●深水清君(續) 本院ヲ通ジマシテ、貴族
院ニ於ケル諸君ニ對シ、徹底ノニ茲ニ申シ
テ置カナケレバナラヌ必要ガアルト思フノ
デアリマス、贊成セラレタ諸君ニ對シマシ
テ贊成ノ理由ヲ述べルノハ確ニ蛇足ニ違ヒ
ハアリマセヌ、併ナガラ吾々ノ將來ノ目的
ハ、何トシテモ貴族院ヲシテ贊成セシメナ
ケレバナラヌノデアリマスカラ、此必要カ

ラシマシテハ、此案ニ忠實ナル諸君ハ必ズ
私ノ意見ヲ謹聽サレルモノト信ズルノデア
リマス(拍手)若シ妨害若クハ簡單ト云フコ
トヲ叫バレルトスルト、此案ハホソノ御付
合ヒダケデ、サウシテ貴族院ハドウデモ構
ハスト云フ結論ヲ生ズルノデアリマス

〔發言スル者アリ〕
●議長(藤澤幾之輔君) 靜肅ニ願ヒマス
●深水清君(續) ソコデ私ガ本院ヲ通ジマ
シテ、サウシテ此速記録ニ依リテ貴族院ニ申
シタイノハ、第一貴族院ニ於ケル諸公ノ家
庭ト吾々ノ家庭トガ相違シテ居リマス結果
トシテ、此公民權ノ附與ニ付テノ痛痒若ク
ハ必要トカ云フ觀念ガ、薄イノデハナカラウ
カト思フノデアリマス、是ハ會テ五十六議
會デ、モウ能ク御話ガアッタト記憶シテ居
リマスガ、詰リ吾々ノ兒童ノ學校ニ參リマ
シテカラ之ヲ監督シ、若クハ學校ノ教師其
者ヲ監督シ、或ハ學校ト交渉スルニ付キマ
シテモ、或ハ衛生事項、或ハ簡單ニ申シマ
スト水道ノヤウナ問題デモ、貴族院ノ諸公
デアリマス、澤山ノ番頭ガ居タリ、若ク
ハ手代ガ居タリ、或ハ家令、或ハ家扶ト云
フヤウナ人々ガ、悉ク兒童ノ教育ニ對スル
學校トノ交渉ニ當ルノデアリマス、併ナガ
ラ吾々ノ家庭デアリマス、主婦自ラ學校
ニ參リ、主婦自ラ市役所若クハ村役場ニ行
キマシテ此事ヲ交渉スル、隨テドウシテモ
貴族院ニ於ケル諸公ノ家庭カラ云ヒマス
必要ガナイカモ知レマセヌガ、吾々ノ家庭、
即チ其稼ギヲスル吾々ト致シマシテハ、ド
ウシテモ此自治制ニ對シマシテ選舉權ヲ持
タナケレバ、若クハ被選舉權ヲ持タナケレ
バ、實際ノ監督ハ出來ナイト思フノデアリ
マス、此點ガドウシテモ貴族院ノ諸公ト事
情ガ違ヒマスルニ依リ、私ハ此事ヲ徹底
ニ貴族院ノ諸君ニ考ヘテ貰ヒタイト思フノ
デアリマス

更ニ能力ノ問題ニ付キマシテモ論ゼラレ
テ居リマスルガ、是ハ我國ニ於ケル選舉法

二二九

ノ總テノ能力ニ對スル標準トシテ、自書ト云フコトヲシテ居リマス、即チ自筆デ以テ投票スルト云フコトガ主ニナッテ居リマス、シテ見マスルト能力鑑定ト云フモノハ義務教育ヲ卒ヘマシタ以上、候補者ノ姓名ヲ書キ得ルモノトスウ思フノデアリマス、女子ハ能力ガ乏シイ、マダ早イトカ云ウコトヲ申シマスケレトモ、投票標準トシテ自書ト云フ、即チ自筆デ以テ書クコトガ標準ニナッテ居リマス以上義務教育ヲ卒ヘマシタナラバ、當然其能力ハアルモノト私ハ思フノデアリマス、ソレカラ其次ニ於キマシテハ家庭ノ問題デアリマス、家庭ニ對シマシテハ曾テ政友本黨諸君ガ普選ノ問題ノ時ニ於キマシテモ、戸主ナラバ婦人デモ差支ナイト云フ論ヲシタコトガアリマスガ、私共ハ當時普選ニ於テ……

〔發言スル者多シ〕

●議長(藤澤幾之輔君) 靜肅ニ願ヒマス

●議長(藤澤幾之輔君) 總テノ人ニ選舉權ヲ與ヘテモ差支ナイト云フ論ヲ致シマシタガ、何等其爲ニ家庭ヲ紊亂シ若クハ攪亂シタ經驗ハナイノデアリマス、實際ニ於テ二回普選ノ選舉ハ行ハレマシタガ、何等普選ヲ與ヘタ爲ニ家庭ノ混亂ヲ來シタコトハ私共ハ耳ニシナイノデアリマス、加之既ニ御承知ノ通り、農會若クハ商工會議所議員ノ選舉ニバ、婦人ニ選舉權ヲ與ヘテ居リマスケレドモ、未ダ曾テ此爲ニ家庭ノ混亂ヲ來シタコトハ聞キマセヌ、頗ル圓滑ニ行ハレテ居リマスルガ故ニ、是ハ私ガ申上グルマデモナク皆様トシテハ……〔簡單々々〕ト呼フ者アリ〕アナタ方ニ申スノハ蛇足デアリマスケレドモ、茲ニ斯ウ云フコトヲ言ッテ置カナイト、貴族院ニ於ケル所ノ諸君ガ考ヲ間違ヘルカラデアリマス

其次ニ斯ル理由ノ下ニ……〔簡單々々〕ト呼フ者アリ〕餘リモウ長クハ申シマセヌ、斯ル理由ノ下ニ私ハ此問題ニ對シマシテ、提案者トシテ茲ニ贊成ノ演說ヲスルノデア

リマス、唯、最後ニ茲ニ申上ゲテ置カナケレバナラヌコトハ、此問題ハ確ニ吾々ト致シマシテハ、政黨政派ヲ超越セル所ノ問題デアルト思フノデアリマス、唯、位置ノ變更ノ爲ニ或ハ贊成シ、或ハ反對スルガ如キコトハ、吾々ノ最モ慎シマナケレバナラヌコトト思フノデアリマス、既ニ私ハ五十六議會ニ於テ政友會ノ諸君ト相携ヘテ此案ヲ提出致シマシタガ、當時政友會ノ諸君ハ望月内相ノ反對ニ會ッテ吾々ヲ裏切ッタノデアリマス、當時私ハ變節漢若クハ裏切者トシテ此處カラ叫ンダノデアリマス、デアリマスカラ私ハ政友會ノ諸君ヲ非常ニ信頼シ、將來ニ於テハ互ニ相携ヘテ是非共此問題ヲ完全ニ解決シタイト思フノデアリマス

●議長(藤澤幾之輔君) 星島二郎君

●星島二郎君 極メテ簡單デアリマスカラ此議席ヨリ發言ヲ御許シ願ヒマス

●議長(藤澤幾之輔君) 許可致シマス

●星島二郎君 本案ハ全黨一致シタ問題デアリマスシ、又既ニ議場ノ空氣モ斯様デアリマスカラ、今更何等ノ説明ヲ要シマセヌ、極メテ簡單デアリマス、吾々ノ出シタ案ヲ修正サレマシタガ、此修正ハ單ニ文字ノ技巧デアリマスカラ、吾々ハ之ニ同意ヲ致シタノデアリマス、此劃時代的法案ガ本院衆議院ヲ過半數ヲ以テ通過スルコトニ吾々ハ非常ニ喜ヲ感ジ、此案ニ敬意ヲ表スル爲ニ茲ニ一言贊成ヲ表シタイト思フノデアリマス

●議長(藤澤幾之輔君) 討論ハ終局セラレマシタ、採決致シマス、此際念ノ爲ニ一言致シマス、六案ノ委員長報告ハ日程第五、第六ヲ併合シテ一案ト爲シ、第七、第八ヲ併合シテ一案ト爲シ、又第九、第十ヲ併合シテ一案ト爲シ、修正議決シタルモノデアリマス、六案ノ第二讀會ヲ開クニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ〕

●議長(藤澤幾之輔君) 御異議ナシト認メ

マス、第二讀會ヲ開クニ決シマシタ

●岡本實太郎君 直ニ六案ノ第二讀會ヲ開キ、第三讀會ヲ省略シテ委員長報告ノ通り可決セラレンコトヲ望ミマス

●議長(藤澤幾之輔君) 岡本君ノ動議ニ御異議ハアリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ〕

●議長(藤澤幾之輔君) 直ニ第二讀會ヲ開キマス

市制中改正法律案 第二讀會(確定議)

市制中改正法律案 第二讀會(確定議)

町村制中改正法律案 第二讀會(確定議)

町村制中改正法律案 第二讀會(確定議)

北海道會法中改正法律案 第二讀會(確定議)

北海道會法中改正法律案 第二讀會(確定議)

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ〕

●議長(藤澤幾之輔君) 御異議ナシト認メ

●議長(藤澤幾之輔君) 仍テ第三讀會ヲ省略シテ委員長報告ノ通り可決確定致シマシタ

●岡本實太郎君 再ビ日程ノ順序變更ノ動議ヲ提出致シマス、即チ此際日程第二百一十、尾崎行雄君提出、決議案、文部大臣奏薦ノ責任ニ關スル件ヲ繰上ゲ上程セラレンコトヲ望ミマス

●議長(藤澤幾之輔君) 岡本君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ〕

●議長(藤澤幾之輔君) 御異議ナシト認メ

●議長(藤澤幾之輔君) 仍テ日程ハ變更セラレマシタ、日程第二百一十、決議案ヲ議題ト爲シ提出者ノ趣旨辯明ヲ許可致シマス——尾崎行雄君

第二百一十 決議案(文部大臣奏薦ノ責任ニ關スル件)(尾崎行雄君提出)

決議案

總理大臣濱口雄幸君ハ初メ内閣組織ノ大命ヲ拜スルヤ文部大臣ノ適任者トシテ小

橋一太君ヲ奏薦シタリ後幾許モナク小橋君ハ破廉恥罪ノ嫌疑ニ由テ辭職シ尋テ起訴セラレタリ

凡ソ國務大臣ヲ奏薦スルハ輔弼ノ職責中最重大ナルモノトス故ニ濱口總理ハ憲法第五十五條ニ據リ奏薦其ノ人ヲ誤リタルノ責ニ任セサルヘカラス

右決議ス

●議長(藤澤幾之輔君) 尾崎君、一寸御待ヲ願ヒマス、今總理大臣ガ見エマス——尾崎君ノ登壇ヲ望ミマス

〔尾崎行雄君登壇〕

●尾崎行雄君 若シ濱口總理大臣ガ先日ノ問答ニ依ッテ責任ノ重大ナルコトヲ悟ラレテ、適當ノ處置ヲ執ラレタナラバ、本員ハ再ビ諸君ヲ煩スノ必要ヲ感ジテ居ラナカ、タノデアリマス、然ルニ其後何等ノ處置モ執ラズ、恬然トシテ居ラレル爲ニ、茲ニ再ビ同一問題ヲ提出シテ諸君ノ清聽ヲ煩スノハ甚ダ遺憾ニ考ヘテ居リマス、併ナガラ問題ノ性質ガ極メテ重大デアリマスル故ニ、已ムヲ得ズ本案ヲ提出致シマシタ、之ヲ此儘ニ置キマスルト、第一ニハ憲法上ニ於ケル責任ノ大義ガ減減致シマス、輔弼ノ責任ト云フコトハ最モ重大ナル點デアッテ、立憲政治ハ即チ責任政治デアル(拍手)此責任ヲ輕ンズルヤウニナレバ、立憲政治ノ根本ハ崩レルノデアリマス、第二ニハ 陛下ノ側近カラ刑事被告人ヲ出スト云フコトハ實ニ容易ナラヌ事態デアル、帝室ノ御威德ハ之ニ依ッテ演レルノデアリ、陛下ノ御威光モソレニ依ッテ餘程累ヲ受ケルノデアル、殊ニ我國ノ如ク帝室ヲ中心トシテ國ヲ建テ、居ル場合ニ於テハ、帝室ノ威德ヲ演シ、陛下ノ御側ヲ演シ、隨テ御威德ヲ減殺スルト云フコトハ、國家ニ取テハ非常ナ重大ナ事件ト考ヘマス、此問題ヲ此儘ニ捨テ、置キマスレバ、一方ニハ責任ノ大義ヲ減減シ、一方ニハ帝室ノ御威德ヲ減殺スルト云フコトニナラウト心配致シマスガ爲ニ、已

〔尾崎行雄君登壇〕

●尾崎行雄君 若シ濱口總理大臣ガ先日ノ問答ニ依ッテ責任ノ重大ナルコトヲ悟ラレテ、適當ノ處置ヲ執ラレタナラバ、本員ハ再ビ諸君ヲ煩スノ必要ヲ感ジテ居ラナカ、タノデアリマス、然ルニ其後何等ノ處置モ執ラズ、恬然トシテ居ラレル爲ニ、茲ニ再ビ同一問題ヲ提出シテ諸君ノ清聽ヲ煩スノハ甚ダ遺憾ニ考ヘテ居リマス、併ナガラ問題ノ性質ガ極メテ重大デアリマスル故ニ、已ムヲ得ズ本案ヲ提出致シマシタ、之ヲ此儘ニ置キマスルト、第一ニハ憲法上ニ於ケル責任ノ大義ガ減減致シマス、輔弼ノ責任ト云フコトハ最モ重大ナル點デアッテ、立憲政治ハ即チ責任政治デアル(拍手)此責任ヲ輕ンズルヤウニナレバ、立憲政治ノ根本ハ崩レルノデアリマス、第二ニハ 陛下ノ側近カラ刑事被告人ヲ出スト云フコトハ實ニ容易ナラヌ事態デアル、帝室ノ御威德ハ之ニ依ッテ演レルノデアリ、陛下ノ御威光モソレニ依ッテ餘程累ヲ受ケルノデアル、殊ニ我國ノ如ク帝室ヲ中心トシテ國ヲ建テ、居ル場合ニ於テハ、帝室ノ威德ヲ演シ、陛下ノ御側ヲ演シ、隨テ御威德ヲ減殺スルト云フコトハ、國家ニ取テハ非常ナ重大ナ事件ト考ヘマス、此問題ヲ此儘ニ捨テ、置キマスレバ、一方ニハ責任ノ大義ヲ減減シ、一方ニハ帝室ノ御威德ヲ減殺スルト云フコトニナラウト心配致シマスガ爲ニ、已

已

ムヲ得ズ茲ニ再ビ本案ヲ提出スルニ至リタ
譯デアリマス

凡ソ總理大臣ノ責任トシテハ、此前モ申述
ベタ通り、大官巨公ヲ奏薦スルコト云フコト、
奏薦後ハ之ヲ監督スルコトガ一番大切ナル、
補弼ノ職責デアリマス、而シテ濱口總理大臣
ハ小橋文部大臣ヲ奏薦致シマシタ、文部大臣
ガ刑事被告人トナリタト云フ事實ハ、何人モ
之ヲ否定スルコトハ出来ナイ、同時ニ又君側
カラ刑事被告人ガ出タト云フコトモ、何人モ
之ヲ否定スルコトガ出来ナイノミナラズ、其
事ソレ自身ハ帝室ノ御威光ヲ潰スベキ性質
ノモノデアリト云フコトモ、何人モ否定スル
コトガ出来ナイト思ヒマス(拍手)如何ニ濱
口總理大臣ヲ辯護シヨウトシテモ、陛下ノ
側近カラ續々刑事被告人ガ出テモ差支ナイ
ト云フコトハ、何人モ言フコトハ出来ナイ
答デアリ、若シソレヲ言フ人ガアルナラバ、
帝國ノ臣民タル資格ニ於テ缺ケル所アリト
申ス外ニ致方ハナイ、然ラバ此事實ガ既ニ
確定シタ以上ハ、之ニ對シテ總理大臣タル
モノハ輔弼ノ責任ヲ御執リニナラナケレバ
ナラスト云フコトモ、亦多言ヲ弄スル必要
ハナイノデアリマス、現ニ濱口總理大臣モ
初ノ程ハ其責任感ガ薄カラ、モノト見エマ
シテ、道途傳フル所ニ依レバ、初メ文部大
臣ガ辭職シタ頃ハ、内閣ハ之ヲ爲ニ微動ダ
モセズト豪語セラレテ居ルト、世間デハ一
般ニ言ウテ居リ、又濱口君ヲ支持スル所ノ
黨派ノ人モ其事ヲ繰返シテ居リマシタカラ、
是モ事實デアリマセウ、既ニ小橋文部大臣
ガ刑事被告人トナルベキ非行ニ依リテ辭職
致シタ、ソコデ文部大臣ノ後任ヲ作テ、ソ
レデ内閣ガ微動ダモセズト云フ言葉ハ、恐
ラクハ濱口君ノ失言デゴザイマセウ、言ハ
ナカッタナラバ、之ニ越シタコトハナイガ、
言ハタト黨員自身モ日本中デ豪語シテ居ラ
レマシタ、又書面ニモ書イテアツタ、恐レ多
クモ、陛下ノ文部大臣ガ非常ナ非行ニ依
テ辭職致シタ場合ニ於テハ、當リ前ナラバ

奏薦シタ總理大臣ハ、其時ニ直ニ責任ヲ
執ラナケレバナラス答ト本員ハ確信ヲ致シ
テ居リマス、然ルニ微動ダモセズト云フコ
トハ、責任觀念ノ缺乏ト云フコトデアリ、
同時ニ己ノ職責ヲ忘レテ居ラレル言葉デア
ル、普通ノ言葉デア言ヘバ道德的不死身ノ人
デナケレバ此言葉ヲ發セラレルコトハ出来
ナイ管デアリマス、併ナガラ本員モ濱口君
ヲ一通リ承知シテ居ル、平生ノ人ト爲リ決
シテ道德的不死身ノ人デハゴザイマセウ、
責任觀念ハ先ヅ常人以上ニアリト吾々ハ
誤テ居、テカ、眞カ信ジテ居、タノデアリマ
スルカラ、恐ラク此場合ニ於テ内閣ハ微動
ダモセズナド、云フ意外ナル言葉ガ同君ノ
口カラ出ベキ管ガナイ、若シ出タナラバ是
ハ非常ノ失言デアツテ、實ニ恐縮ニ堪ヘナイ
答デアリマス、同君モ近來ハ其過ヲ改メタ
モノト見エテ、此事實ニ對シテハ實ニ遺
憾デアリト、誠心誠意遺憾ノ意味ヲ明言セ
ラレテ居リマス、此席ニ於テモ言ハレタ、
他ノ席ニ於テモ言ハレタ、然ラバ刑事被告
人ヲ、陛下ニ知ラズシテ御薦メ致シタト
云フコトガ宜シクナイト云フコトハ、感ジ
テ居ラレルニ違ヒゴザイマセウ、知、テスレ
バ罪惡デアリ、知、ナイカラ、ソコデ責任
ガ生ズルノデアリマス、知、ナイカラ過失
トナルノデアリ、知、レバ過失デハナイノデ
アリマス、吾々ハ罪惡ヲ責メテ居ルノデハ
ナイ、濱口君ノ過失ヲ責メテ居ル、知、ラズシ
テ文部大臣ノ職ニ此刑事被告人ノ前科アル
人ヲ薦メタト云フ責任ヲ問ウテ居ルノデ
アリマスカラ、知、ラナカッタト云フコトハ何
等ノ意味モ爲シマセウ、之ヲ何カ意味ガア
ルガ如ク言フト云フコトハ、全ク物ノ道理
ヲ一時忘レテ居ル人デナケレバ左様ナ言葉
ヲ發スルコトハ出来ナイ管ノモノデアリマ
ス、幸ニシテ濱口君ハ實ニ遺憾デアツタト言
フ、宜シイ、遺憾デアツタ以上ハ天下ノ儀表
タル總理大臣、人臣ノ極位ヲ占メテ居ル所
ノ總理大臣、此遺憾ニ對シテハ何カ事實ニ

於テ天下公衆ノ儀表タルベキ處置ガナケレ
バナラス(拍手)私ハドウカ此處置ノアルコ
トヲ、マダ遺憾ト云フ言葉ヲ聞カナイ中ニ
深ク感ジテ居リマシタカラ、實ハ鈴木書記
官長ヲ經テ、早ク何トカナサイ、此問題ハ
捨テ、置イテハイケナイ問題デアリト云フ
コトヲ秘密ニ忠告ヲ致シタノデアリマス、
多分濱口君ノ所ニハ行ツテ居ルニ違ヒナイ、
本員ハ此問題ハ荒立テ、濱口君ヲ責メルコ
トヲ好マヌノデアリマスカラ秘密ニ忠告ヲ致
シタ、是ハ容易ナラス事件デアルカラ、ドウカ
事件ノ重大性ヲ考ヘテ、何トカ、然ルベキ御處
置ガアルガ宜シイト云フコトヲ忠告ヲ致シ
タノデアリマス、是ガ現内閣及ビ濱口君ニ
對スル私ノ是迄執ツタ處置デアリ、然ルニ遺
憾ト云フダケハ言フケレドモ、天下ノ儀表、
トナルベキ人ガ遺憾ヲ實ニスル勸ヲ取ラヌ
此遺憾ト云フ言葉デ是ガ天下ノ儀表、即チ
手本トナルト云フ御考ハ何處カラ出ルノデ
アリマス、普通ノ人間デモ誠心誠意ニ遺憾
ヲ感ジタナラバ、ソレ相當ノ處置ヲ執ラナ
ケレバナラス、況ヤ自ラ天下ノ儀表トナル
ベキモノト言ハレテ居ル其人ガ、遺憾デハ
アルケレドモ、遺憾ヲ實ニスルノ處置ハ何
等執ラヌト云フニ至、テハ、果シテ天下ノ儀
表タルベキ地位ヲ汚サヌト云フコトガ出来
ルヤ否ヤ御考ヘテ願ヒタイ(拍手)

子ノ本分ニ於テ缺クル所ノアル人デハナイ
カト考ヘル、凡ソ列國ヲ見渡シマスルニ、
帝室ガ國家ニ若シスル所ノ根本ノ力ガ二ツ
アル、一ツハ力ニ依リテ立ツテ居ルモノデア
ル、即チ露西亞ノ如キ獨逸ノ如キ、奧地利
洪牙利ノ如キハ專ラ力ヲ主トシテ立ツテ居
タ所ノ帝室デアリマス、力ヲ主トスル時ニ
ハ主ニ陸海軍ニ依リテ、之ヲ非常ナ力ニ頼マ
ナケレバナラスカラ、茲ニ於テ統帥權ノ獨
立デアルトカ、陸海軍ノ武官大臣デアルト
カ、色々當リ前ノ民衆、即チ輿論ノ意見ヲ以
テ匡正スルコトノ出来ナイ障壁ヲ其處ニ築
クト云フコトハ、力ヲ以テ立ツテ居ル所ノ
帝室ノ本分トシテハ已ムヲ得ザル事態ト
思ヒマス、而シテ是等ノ帝室ガ如何ニナ
タカト云フコトハ、茲ニ繰返シモナク諸
君ノ御承知ノ通りデアリ、力ニ依リテ立
タ所ノ帝室ハ近來皆滅亡シタ、偶、纔ニ存
シテ居ルモノト雖モ、伊太利ノ如キ、西班
牙ノ如キ、岌々乎トシテ危キ狀態ニ立、テ居
ルノガ、此力ニ依リテ統帥權ヲ獨立セシメ、陸
海軍大臣ハ文官ヲ入レナイト云フヤウナ、
國家ト雖レタ政治ヲスル所ノ國ノ狀態ハ、
皆此通りニナツテ居ルト云フコトヲ、眞ニ帝
室ヲ重ンズル人ハ研究シナケレバナラス問
題デアリ(拍手)

三三

之ニ反シテ德ニ依リテ立ツテ居ル帝室ガア
ル、我國ノ如キハ古來德ヲ以テ帝室ノ基礎
トシテ居、タモノデアリ、之ヲ外ニ類例ヲ求
ムレバ、英吉利ノ如キ、白耳義ノ如キ、皆
力ニ依ラズ、德ニ依リテ立ツテ居ルノデアリ
マスルガ、此方ハ先般ノ大戰爭ニ觸レテモ、
色々思想ノ變化ニ觸レテモ、マダ依然トシ
テ其存榮ヲ維持シテ居リマス、德ニ依リテ
立ツテ居ルモノハ存榮デアリ、力ニ依リテ立
テ居ルモノハ既ニ大抵滅亡致シ、或ハ岌々
乎トシテ危キナツテ居ル、此時ニ於テ、我國
ハ明治ノ初ニ過、テ力ニ依リテ立ツタ所ノ獨
逸、露西亞、奧地利洪牙利等ヲ手本ト致シ
テ、陸海軍ノ制度其他ヲ定メタ、其殘物ガ

決議案(文部大臣奏薦ノ責任ニ關スル件)
於テ天下公衆ノ儀表タルベキ處置ガナケレ
バナラス(拍手)私ハドウカ此處置ノアルコ
トヲ、マダ遺憾ト云フ言葉ヲ聞カナイ中ニ
深ク感ジテ居リマシタカラ、實ハ鈴木書記
官長ヲ經テ、早ク何トカナサイ、此問題ハ
捨テ、置イテハイケナイ問題デアリト云フ
コトヲ秘密ニ忠告ヲ致シタノデアリマス、
多分濱口君ノ所ニハ行ツテ居ルニ違ヒナイ、
本員ハ此問題ハ荒立テ、濱口君ヲ責メルコ
トヲ好マヌノデアリマスカラ秘密ニ忠告ヲ致
シタ、是ハ容易ナラス事件デアルカラ、ドウカ
事件ノ重大性ヲ考ヘテ、何トカ、然ルベキ御處
置ガアルガ宜シイト云フコトヲ忠告ヲ致シ
タノデアリマス、是ガ現内閣及ビ濱口君ニ
對スル私ノ是迄執ツタ處置デアリ、然ルニ遺
憾ト云フダケハ言フケレドモ、天下ノ儀表、
トナルベキ人ガ遺憾ヲ實ニスル勸ヲ取ラヌ
此遺憾ト云フ言葉デ是ガ天下ノ儀表、即チ
手本トナルト云フ御考ハ何處カラ出ルノデ
アリマス、普通ノ人間デモ誠心誠意ニ遺憾
ヲ感ジタナラバ、ソレ相當ノ處置ヲ執ラナ
ケレバナラス、況ヤ自ラ天下ノ儀表トナル
ベキモノト言ハレテ居ル其人ガ、遺憾デハ
アルケレドモ、遺憾ヲ實ニスルノ處置ハ何
等執ラヌト云フニ至、テハ、果シテ天下ノ儀
表タルベキ地位ヲ汚サヌト云フコトガ出来
ルヤ否ヤ御考ヘテ願ヒタイ(拍手)

之ニ反シテ德ニ依リテ立ツテ居ル帝室ガア
ル、我國ノ如キハ古來德ヲ以テ帝室ノ基礎
トシテ居、タモノデアリ、之ヲ外ニ類例ヲ求
ムレバ、英吉利ノ如キ、白耳義ノ如キ、皆
力ニ依ラズ、德ニ依リテ立ツテ居ルノデアリ
マスルガ、此方ハ先般ノ大戰爭ニ觸レテモ、
色々思想ノ變化ニ觸レテモ、マダ依然トシ
テ其存榮ヲ維持シテ居リマス、德ニ依リテ
立ツテ居ルモノハ存榮デアリ、力ニ依リテ立
テ居ルモノハ既ニ大抵滅亡致シ、或ハ岌々
乎トシテ危キナツテ居ル、此時ニ於テ、我國
ハ明治ノ初ニ過、テ力ニ依リテ立ツタ所ノ獨
逸、露西亞、奧地利洪牙利等ヲ手本ト致シ
テ、陸海軍ノ制度其他ヲ定メタ、其殘物ガ

三三

今猶ホ遺テ國家ノ累ヲ爲シテ居ルノガ現在ノ事實アリマス、一日モ早く其本ニ迴テ、此根本ノ過ヲ正シ、古來ノ國體ニ則テ、德ニ依テ立ツ方ニ早ク戻ラナケレバ、我國ノ皇室ノ累ハ餘程將來深クナルベキコトハ、國民思想ノ動搖ヲ俟タズシテ、其方カラモ來ルコトハ諸君ト共ニ餘程心配ヲシナケレバナラヌ等デアリマス(拍手)是等ハ黨派ノ超越シタ問題デアリマス、決シテ黨派問題ナド、スベキモノデハナイ、我國ノ臣民タル者ハ皆如何ニシテ皇室ノ存榮ヲ永遠ニ維持スルカト云フコトヲ考ヘナケレバナラヌガ、ソレヲ考ヘル時ニ當テ、最も必要ナ條件ハ、一方ニ於テハ力ニ依テ立ッテ帝室ヲ學ンダ過ヲ改メルト同時ニ、德ニ依テ立チ、德ニ戻ルト共ニ、其君側ヲ清メ、帝室ト云フモノハ實ニ神聖ナモノデアルト云フ考ヲ全國一般ニ事實ニ依テ示サナケレバナラヌ、是方德ニ依テ立ツ皇室ノ尊嚴ヲ維持スル根本條件デアル、然ルニ此玉座ノ傍カラ刑事被告人ガ出ル

〔發言スル者多シ〕

●議長(藤澤幾之輔君) 靜肅ニ願ヒマス

●尾崎行雄君(續) 被告人ガ出テモ、之ヲ奏薦シタル總理大臣ハ唯、遺憾ト云フダケデ、遺憾ヲ實ニスル所ノ責任ヲ執ラヌト云フコトデアリマスレバ、帝室ハドウシテモ其尊嚴ヲ御保チニナルコトガ出來ナイト云フコトニナル、玉座ノ側近ハ漢サレルト云フコトニ益、將來ナルデハゴザイマセヌカ——御靜ニナサイ——此大切ナ問題ニ對シテ——議長注意ナサイ

〔發言スル者多シ〕

●議長(藤澤幾之輔君) 靜肅ニ願ヒマス

●尾崎行雄君(續) ドウシテモ誰ガ考ヘテモ刑事被告人ヲ玉座ノ傍カラ出スコトノ惡イト云フ點ニ於テハ御異議ハナイノデアリマセウ、然ラバ將來ニ向テ之ヲ出サナイヤウニ考ヘナケレバナラヌ、ドウシタラ出サナイヤウニスルコトガ出來ルカ、現在出タコ

ト、出シタコトニ於テハ責任ヲ執リ、既往ヲ改メ、現在ヲ改メヨリ外ニ、將來ヲ戒ムルノ途ハ外ニハナイデハゴザイマセヌカ、何カ別ニ諸君ニ名案ガアレバ、私ハ決シテ之ヲ以テ唯一ノ途トハ考ヘナイモノデアルト云フコトヲ考ヘル時ニ當テ、本員ハ現在ノ責任ヲ質シ、而シテ將來ヲ戒メヨリ外ニ途ハナイト思フノデアリマス、是ガ本案提出ノ已ムヲ得ザルニ至ッタ二ツノ原因デアリマス、隨テ其目的ハ一方ニ於テハ帝室ノ存榮ヲ維持スルト同時ニ、一方ニ於テハ立憲ノ大義、即チ責任ノ大義ヲ明カニシテ、立憲政治ト帝室トヲ兩立セシメテ、現在ノ危險思想、國民思想ノ動搖ニ當ラウト云フノガ本案提出ノ目的デアリマス、故ニ決シテ濱口總理大臣ヲ咎メルトカ、或ハ此内閣ヲ倒サウト云フヤウナ、唯、一時ノ考ニ依テ本員ハ之ヲ提出シタノデハゴザイマセヌ、濱口總理大臣ガ責任ヲ執ッテ、將來ノ天下ノ儀表トナルベキ人ノ匡サナケレバナラヌモノデアルト云フコトヲ身ヲ以テ天下ニ示スナラバ、本員ハ必ズシモ内閣ヲ倒サウト云フノデハゴザイマセヌ、文部大臣ヲ奏薦シタノハ……

〔發言スル者多シ〕

●議長(藤澤幾之輔君) 靜肅ニ願ヒマス

●尾崎行雄君(續) 此時ニ當テ連帶責任ヲ取ラウト云フガ如キ議論モ内閣ノ中ニ起リマシタ、若シ大浦君ノ非行ガ此内閣ト相談ヲシテシタ仕事デアラバ、無論相談ニ與ッタ者ハ皆連帶ノ責任ヲ取ラナケレバナラヌ等デアルカラ、本員ハ相談ニ與ッタ者ハ皆連帶責任ヲ取レ、總理大臣及ビ本員ノ如キハ相談ニ與ラヌ者デアルカラ、連帶責任ヲ取ルベキモノデナイガ、唯、總理大臣トシテハ(此時發言スル者多シ)靜ニナサイ——相談ニ與ラヌ問題ニ對シテ連帶責任ヲ取ルト云フコトハ、憲法ノ意義ヲ辨ヘナイ人間ノ說デアル、憲法ノ意義ヲ辨ヘル者ハ閣議ニ掛ケタモノハ連帶責任、單獨ニシタ仕事ハ單獨ノ責任ニナルノガ原則デアリマス、唯、總理大臣タル人ニ至ッテハ、部下ノ國務大臣ガ非行ヲシタ時ニハ、監督不行屆ト云フ責任ガアリマス、故ニ大隈總理ハ其監督不行屆ノ責任ヲ取ッタ宜カラウ、拙者ハ大隈總理ノ推薦ニ依ッテ閣僚ニ列シタ者デアルカラ、總理ガ辭職スル以上ハ、唯、總理ト進退ヲ共ニスルコト云フ意味、即チ大隈内閣ノ一員ト云フ意味デハ斷ジテ出サヌト主張ヲ致シタ、即チ大隈總理ハ監督不行屆ノ責任ヲ取ッテ辭職シタノデアル、其時ニモ進退同デモ宜ササウナモノデアルト云フ意見モ起リマシタケレドモ、國務大臣タル者、殊ニ總理大臣タル者ハ左様ナ處置ヲ取ルベキモノデハナイ、天下ノ儀表タル者ハ天下ノ儀表トナルベキダケノ處置ヲ取ラ

●議長(藤澤幾之輔君) 靜肅ニ願ヒマス

●尾崎行雄君(續) 濱口總理大臣一人ノ考デアッテ、無論其時ニハ内閣ハ成立ッテ居ラヌノデアリマスカラ、閣議ニ諮ラモノデハナイ、閣議ニ諮ラナイモノニ對シテハ連帶責任ヲ負フベキモノデナイト云フノガ本員從來ノ持論デアリマス、總理大臣單獨ニシタコトハ單獨ノ責任デアルベキ次第デアルカラ、濱口君ハ遺憾ト云フコトヲ事實ニ現ハスノ方法ヲ御取リニナッタ宜カラウ、其方法ヲ昔モ考ヘタコトガアルガ、近來モ更ニ考ヘテ見マシタケレドモ、國務大臣トシテハ大ナル過失ニ對シテ責任ヲ取ルノ途ハ辭表ヲ捧呈シテ罪ヲ闕下ニ待ツヨリ外ニ斷ジ

ナケレバナラヌカラ、是ハ進退同デナク辭表ヲ出スコトニ決メタノデアリマス、唯、二一ハ連帶責任ノ意味デ出シタ者モアル、是ハ今デモ道理ニ背イタコト、思ヒマス、同僚ニ對シテハ監督ノ責任モ何モアリマセヌ、國務大臣ハ皆職權ヲ以テ各大臣各、仕事ヲスルノデアリマシテ、憲法ニハ「國務各大臣」トアリ、個々ノ大臣ハ、天皇陛下ヲ輔弼シテ其責任ニ任ズトアリ、銘々其實ニ任ゼヨト云フノガ、我が憲法ノ明文デアリマス、其時ニ當テ其同僚中ニ内證デ惡事ヲ働イタ者ガアリ、ソレニ對シテ連帶責任ヲ取ルト云フノハ、情ニ於テハ然ルベキモノデアルケレドモ、理ニ於テハ斷ジテ許スベカラザル處置ト考ヘテ居リマスガ故ニ、今日モ本員ハ尙ホ其意見ニ依ッテ、今回ノ問題ハ唯、濱口君ダケガ責任ヲ取レバ宜シイ、他ノ内閣大臣ハ其責任ヲ分ツ必要ハナイ、唯、濱口君ノ奏薦ニ依ッテ其内閣ニ列スル者デアルカラ、總理ナキ内閣ハアリ得ヌカラ、濱口君ニ殉ズルト云フ意味デ、矢張一應ハ辭表ヲ御出シニナッテモ宜シ、又出サヌデ、濱口君ガ直ガ後任者ヲ奏薦ヲシテ、濱口内閣デナイ民政黨内閣ヲ此儘續ケテモ宜シイノデアリマス、即チ加藤高明君ガ病死シタ時ニ、若槻君ガ代ッテ其内閣ヲ續ケタト同ジ場合ニナルノデアリマスカラ、今日ソレヲ爲サルノガ宜カラウト思フタノデアリマス、併ナガラ不幸ニシテ濱口君ハ其當然取ラナケレバナラヌト考ヘタ所ノ處置ヲ今デモ御取リニナラヌ、併シ今デモ遲クハナイト思ヒマス(拍手)何故此處デ誕生ノ途ヲ執ラヌノデアリマス、濱口君モ今日デハ殆ド創痍滿身ノ狀態デアル、此場合ニ於テ此問題デ責任ヲ取ッテ、一ツハ憲法ノ大義ヲ明カニシ、一ツハ帝室玉座ノ傍カラ刑事被告人ヲ出シタト云フ、君側ヲ濱口君所ノ禍ヲ將來ニ豫防スルト云フ働ヲ以テ辭表ヲ御出シニナリ、一時身ヲ退クナラバ實ニ天下ノ儀表タルベキ資格ハ是ニ於テ現ハレ

ルノデアリマス、而シテ此際後任ヲ奏薦スルニ、民政黨ニハ齊々タル多士アリ、濱口君ニ代ルベキ者ハ可ナリゴザイマセウ、五本ノ指ヲ屈スル位ハアリマセウカラ、之ヲ奏薦シテ依然トシテ民政黨内閣ヲ御續ケニナルコトハ、私ハ少シモ異議ハナイノミナラズ、先ツ當分ノ所デハ却テ之ヲ希望スルト云フ意味モ多少ハアルノデアリマス、大分失望シタカラ今日デハ餘リゴザイマセウガ、マダ少シハ殘リテ居ル、ソレデ宜シイ、或ハ又陛下ノ寛仁大度ナル、ソレニハ及バヌト云フ有難キ御沙汰ノ降ルコト、大隈内閣ニ降タト同ジナラバ、而シテ己ガ最モ宜シイと思フナラバ、陛下ノ大命ヲ重ネテ拜シテ内閣ヲ續ケテモ私ハ差支ナイと思ヒマス

鬼ニ角此過失ヲ犯シタニ付テ當人ガ、誠心誠意遺憾ト考ヘル、其遺憾ヲ實現スル働ハドヴンテモ御取リニナラナケレバ、臣子ノ本分ガ濟マヌト思フ、天下ノ儀表タルベキ者ガ濟マヌバカリデハナイ、當リ前ノ臣子ノ本分ガ濟マヌト考ヘテ居ルノデアリマス、此事ハ私ガ申サズトモ、濱口君ハ能ク知テ居ルノデアリマス、近來少シドウカシテゴザルカハ知レマセヌケレドモ、能ク知テ居タルノデアリ、今既往ノ記憶ヲ喚起ス爲ニ、濱口君ガ知テ居ラレタト云フ事實ヲ少シ述ベテ見マセウ、昭和三年五月田中内閣ノ時デアリマス、濱口君ハ總括的不信任案ト云フモノヲ提出シタ時ニ「現内閣ハ其人事行政ノ上ニ於テ頗ル失態ヲ重ネテ居ルノデアリマス」と言テ居ル、人事行政ト云フノハ、奏薦其人ヲ誤ラタト云フコト、及ビ監督其宜シキヲ得ナイト云フニツニ歸スルノデアリマセウガ、マダ監督宜シキヲ得ナクシテ罪人ヲ出シタ場合デハゴザイマセウガ、何ダカ餘リ芳バシカラザルヤウナ人ヲ奏薦シタト云フ場合ニ於テ、マダ罪人ハ出ナイ時ニ於テ濱口君ハ、人事行政ノ上ニ於テ頗ル失態ヲ重ネテ居ルト答メテ居ル、而シテ尙ホ曰ク「凡ソ選敍ヲ慎ミ適材ヲ適

所ニ置クト申スコトハ、即チ政治ノ基調ヲ爲スモノデアリマシテ、同時ニ綱紀ヲ肅正シ、國民道德ヲ作興スル所以デアリマス」と言テ居ル、此事ハ今日此席デ本員ガ申シテモ、恰度適切ナ言葉デアリガ、本員ノ言ハント欲スル所ヲ、昭和三年ニ濱口君ハ既ニ言テ居ル、唯、異ル所ハ、今日ハ奏薦其人ヲ誤ラタガ爲ニ、ソレガ刑事被告人トナッテ居ル、濱口君ガ人事行政ヲ咎メタ時ニハ、奏薦人ヲ誤ラタハ居ルヤウデアアルケレドモ、マダ何等ノ非行モ外間ニ現レテ居ラヌ時デアリマス、故ニ其區別ヲ言ヘバ、事態ハ今日ヨリ餘程宜イ時デアリマス、其時デモ國民思想ヲ作興スルノニモ、綱紀ヲ肅正スルノニモ、此人事行政ノ誤リニ對シテ責任ヲ執ラナケレバナラヌト、峻烈ナル言葉ヲ以テ咎メテ居リマス

次ニ昭和四年ノ二月九日、即チ此前ノ通常議會ニ於テモ、亦同ジヤウナコトヲ咎メテ居リマス、是ハ濱口君ノ演說デアリマス「爾來總理大臣ノ爲ス所ヲ見ルニ毫モ反省スル所ガナイノミナラズ、人事行政」又言テ居リマス「人事行政ノ失態ハ愈々出デテ愈甚グシク、天皇輔弼ノ重責ニ任ジ、天下ノ儀表タルベキ所ノ國務大臣ヲ奏薦スルニ當テ云々」言テ居リマス、即チ奏薦ノ誤ラコトヲ非常ニ咎メテ居ル、(議長注意シロ)其他發言スル者多シ、而シテ終リニ至ッテ「是ハ綱紀風教ニ關スル重大問題トシテ内閣全體ノ責任ヲ執ラナケレバナラヌ」と言テ居リマス、本人ヨリモ他人ヲ責メル時ハ、濱口君ハ餘程峻酷ナノデアリマス、本員ハ既ニ奏薦、人ヲ誤ラタ結果ガ、刑事被告人トナッテ、事實ニ現レテモ、マダ内閣全體ノ責任ヲ執ルト云フ程ニハ峻酷ニハ斷ゼスノデアリマス(拍手)所ガ濱口君ハマダ内閣ノ奏薦其人ヲ誤ラタト云フコトガ、其結果ガ現ハレナイ内ニ、既ニ内閣全體ノ責任トシテ之ヲ痛論シテ居ルノデアリマス、(拍手)洵ニ人ヲ責ムルコトハ極メテ峻酷デ

アルガ、已レヲ持スルコトハ又極メテ寛大ナル人ト謂ハナケレバナラヌ、是ハ濱口君、已レノ良心ニ向ッテ問フベキ問題デアリマス、又同ジヤウナコトヲ何回トナク申シテ居リマス、更ニ甚シキコトヲ言ヘバ「新聞ニ現レズ、國民ガ沈黙ヲ守リ、又議員ガ深ク追窮シナイニ依テ天下泰平デアリ、民心ノ和解ヲ得テ居ルト考ヘルナラバ、是ハ大ナル誤リデアリマス」と言テ居ル(拍手)今日ノ時代ガ是デハゴザイマセウカ、少シ問題ガアレバ新聞ノ記事ヲ差止メ、甚シキニ至ッテハ要路ノ大官ニマデソレヲ祕シテ置イテ、泰平ヲ粉飾シテ居ルト云フ事實ハ幾ラデモゴザイマス(拍手)而シテ曰ク「天下ノ人ヲシテ敢テ言ハズシテ敢テ怒ラシム」ト言フ言葉マデモ引イテ「國民ノ無言ノ憤リコソ眞ニ恐ルベキモノデアリマス、内閣諸公ハ宜シク人心ノ機微ヲ察シ、國家ノ爲ニ時ヲ誤ラズ、速ニ進退ヲ決スベキデアリマス」又内閣全體ノ責任ヲ唱ヘテ居リマス……

〔發言スル者多シ〕
●議長(藤澤幾之輔君) 靜肅ニ願ヒマス
●尾崎行雄君(續) 既ニ斯ウ云フコトヲ再三他人ニ向ッテ御責メニナラタ以上ハ、切メテハ其半分位ハ自分モ行ハナケレバナラヌト云フ責任ガ生ジテ來ルト云フコトヲ御記憶ヲ願ヒタイ、又言テ居ル同ジ演說デアリマス、今度ハ國民思想惡化ト云フコトヲ主トシテ論ジテ居リマス、國民思想ノ惡化ヲ矯正スルノニハ、色々ナ手段ガアルト言ッテ、ソレヲ述ベタ後、濱口君曰ク「凡ソ是等ノ施設ガ果シテ其效ヲ奏スルヤ否ヤト云フコトニ付テハ、一國ノ政治ガ極メテ公明正大ニ行ハレ、天下ノ儀表タルベキ所ノ國務大臣其人ガ、能ク其輔弼ノ責任ヲ盡シ、政治道德ヲ尊重スルト云フコトガ、總テノ問題ヲ解決スベキ所ノ先決問題デアリマス」(拍手)洵ニ其通りデアリマス、諸君モ極メテ御贊成デアリマセウカラ、贊成デアリ以上ハ自分達ノ首領ニ其事ヲ御勸メヲ願

ハナケレバナラヌ義務ガアル、濱口君又曰ク「苟モ政治ノ基調ガ……」
〔發言スル者多ク議場騒然〕
●議長(藤澤幾之輔君) 靜肅ニ願ヒマス
●尾崎行雄君(續) 濱口君ハ「苟モ政治ノ基調ガ公明正大ナラズ、天皇輔弼ノ重責ニ任ズベキ所ノ國務大臣ガ、自ら政治道德ヲ無視シテ憚ラザルガ如キコトガアルナラバ、國民思想ノ善導ニ關スル政府百般ノ施設ト雖モ、決シテ其目的ヲ達スルコトハ出來ナイノデアリマス」(其通り)ト呼フ者アリ)是ガ政友會内閣ヲ責メタトキノ濱口君ノ言葉デアリマス、サウ云フコトハ其後モ「強ク正シク明ナル政治」ナド、云フ小冊子ヲ配ッテモ、同ジコトヲ何回トナク繰返シテ居リマス、國務ノ要點ヲ能ク心得テ居ル者ト考ヘテ、全國多數ノ選舉民ガ投票ヲ入レタノモ、多分是等ノ言葉ヲ信賴シテ入レタコト、信ジテ居ル(拍手)サウシテ今日ハ果シテ如何——今日ハ果シテ如何、茲ニ濱口君自ラ述ベタ所ノ……(議場騒然聽取シ難シ)少シモ實行シテ居ラヌト云フ事實ガアル、國務大臣トシテ實ニ輔弼ノ重責ヲ帶ビテ居ル者ガ、此間言ッタ所ノ言葉ヲ、全ク根本的ニ忘レルガ如キ言動ヲシテ、恬然トシテ其席ニ居ラレルト云フニ至ッテハ、實ニ失望慨嘆ノ至リニ堪ヘヌノデアリ、投票ヲ入レタ所ノ全國選舉民モ、今日ハ大ニ後悔シテ居ルコトデアラウト思ヒマス(拍手)

前ニモ申シマシタ通り此問題ハ、元來黨派問題トスベキ性質ノモノデハゴザイマセウ、憲法ノ問題ハ各良心ト、其學所ニ依ッテ判斷シナケレバナラヌ管ノモノデアッテ、一通リ文明ノ空氣ノ及ンダ所デハ其通りニ扱ッテ居リマス、唯、我國ニ於テハマダ憲政ノ義理ガ明ニナッテ居ラナイ爲ニ、何デモ彼デモ黨派問題ニシテ、政權爭奪ノ具ニ供スルト云フコトガ、今日我が國歩艱難ニシテ、經濟的ニモ思想的ニモ、有ユル方

面ニ於テ禍ヲ來シテ居ルト云フコトノ其根本デアリマス、ドウカ是等ノコトハ民政黨ノ諸君、黨派問題ヲ離レテ……

(發言スル者多シ)

●議長(藤澤幾之輔君) 靜肅ニ願ヒマス

●尾崎行雄君(續) 唯、無二無三ニ之ニ反對スルト云フヤウナ、良心ヲ沒却シタル學ニ出デザルコトヲ希望致シマス、是ト同時ニ、如何ニ多數テ諸君方之ヲ否決シタ所ガ、ソレハ何等ノ效能モ現ハサヌデハナイカ、是モ政略問題デアラナラバ、ソレハ否決スレバ一時ノ小康ヲ保ツコトガ出來ルカモ知レマセヌガ、憲法ノ大義ニ關スル問題ダ、之ヲ否決シテモ憲法五十五條、嚴然トシテ存シテ居ルノデアリマス(拍手)丁度楠正成ヲ諸君方逆賊ト決議シテモ、楠正成ハ忠臣デ、多數ヲ勝ツタ所ノ尊氏ハ逆賊デアルト定テ居ルノデアル、斯ウ云フ問題ニ付テ(發言スル者多ク議場騒然)多數デ以テ決議シテ、大義名分ヲ沒却シヨウナドト云フコトハ、全ク心得違デアル……

(發言スル者多ク議場騒然)

●議長(藤澤幾之輔君) 靜肅ニ願ヒマス

●尾崎行雄君(續) 諸君ハ楠正成ヲ逆賊拔ニシ、尊氏ヲ勤王忠義ノ士デアルト云フコトハ出來マイ、爲サルナラバ勝手ニナサイ、爲シタ所ガ三文ノ效能モアリマセヌ、唯、喉ヲ天下後世ニ貼スダケノコトデアリマス、ソレト同ジク本員ハ述べタ所ノ問題ニ付テ、諸君ガ多數デ之ヲ否決スルコトハ、丁度正成ヲ逆賊ナリト決議シタト同ジコトデアル、何等ノ効モナイ、唯、諸君ノ良心ノ缺乏、見識ノ不足ヲ天下後世ニ貼スダケデアリマス、加之之ヲ否決致スト云フコトハ、奏薦其人ヲ誤テモ差支ナイト云フ意味ニナリハ致シマセヌカ、奏薦其人ヲ誤テ居ルガ惡イト云フ決議案ヲ否決スル反面カラ見レバ、奏薦其人ヲ過テモ差支ナイト云フ決議ニナッテ來ル、諸君ハ左様ナ決議ヲシテ議員ノ職分ガ濟ムト御考ヘニナリマス

カ(拍手、發言スル者多シ)又奏薦其人ヲ誤タ結果、陛下ノ側近カラ刑事被告人ガ出タ、是モ一向差支ナイト云フ決議ニナリマス、陛下ノ側近カラ刑事被告人ヲ出シテ差支ナイト云フコトハ、苟モ臣子ノ本分ヲ解スル者ノ夢ダニモ思フデハナラヌノデアリマス、ガ諸君ハ今之ヲ堂々トシテ決議ニ現シテ嗤ヲ天下後世ニ貼サントスルノデアナル(拍手、發言スル者多シ)恐シイコトデハナイカ、此諸君デアラナラバ、北條、足利ノ時代デアッタナラバ、如何ニモ北條、足利ノ味方ヲ致スデアラウ、是ハ大義名分ヲ案リ、政治的ニモ、道德的ニモ、根本ヲ誤ッテ居ルノデアリマスカラ、ドウカ斯ノ如キ不純ナル決議ハナサラスヤウニ願ヒタイノデアリマス

惟フニ本員ノ論ズル所ハ極メテ簡單明瞭デ、雪フ白シト言ヒ、墨ハ黒イト言フノト同ジ意味ノ決議デアリマス、奏薦其人ヲ誤ッテハイケナイ、君側カラ刑事被告人ヲ出シテハイケナイ、濱口君モソレハイケナイ、洵ニ遺憾デアルト云フマデハ同意シテ居ルノデアリマス、雷ニ同意シテ居ルノミナラズ、他人ノ場合ニ於テハマダ刑事被告人ニナラナイ中ニ、内閣全體ノ責任トシテ痛論致シテ居ルノデアリマス、併シ他人ノ時ニハ飽迄モ之ヲ深刻ニ論ジ、自分ノ時ニハ殆ド知ラザルモノ、如クニシテ、唯、遺憾デアルト云フダケデ此問題ヲ葬ラウト云フノニ至ッテハ、本員ドウシテモ平生ノ濱口君ト信ズルコトガ出來ナイノデアリマス、何カ其時ニ依ッテ精神ガ狂ッテ斯ノ如キ誤ッタル言葉ヲ述べタル、ノデハナイカ、濱口君ヲ私ハ能ク見テ居リマス、ドウカモウ一度已レノ良心ヲ討檢シテ戴キタイ、今言フコトハ貴方ノ本心デハゴザイマスマイ……

(發言者多ク議場騒然)

●議長(藤澤幾之輔君) 靜肅ニ願ヒマス

●尾崎行雄君(續) 濱口君其他ヲシテ殆ド

其席ニ堪ヘザラシムルダケノコトガ、彼等ノ出シタ所ノ此小冊子ニハ幾ラモアリマスケレドモ、私ハ濱口君ヲ咎ムルノガ目的デハナイ、彼等ヲシテ良心ノ苛責ニ堪ヘザラシムルノガ目的デハナイ、立憲ノ大義ヲ明ニシ、君側ノ將來ヲ淨メルノガ目的デアラカラ、此邊ニ於テ止メテ置キマスガ、但シ本員ヲ駁スル人ガアルト云フコトヲ承リマシタガ、駁スルト云フコトハ出來ナイ筈デアリマス、苟モ良心ガアリ、知識ガアルナラバ、奏薦其人ヲ誤ッタル責任ヲ問ヒ、其結果トシテ君側カラ刑事被告人ヲ出シタノハ、憲政ノ爲ニ宜シクナイト云フコトヲ論ジタノデアル、之ニ對シテ駁論ヲスルコトハ出來ナイ筈デアリマス、駁論ヲスレバソレ等ノコトハ一切差支ナイト云フ不忠不義ノ意見ニ外ナラナイノデアル……

(發言者多ク議場騒然)

●議長(藤澤幾之輔君) 靜肅ニ願ヒマス

●尾崎行雄君(續) 但シ正面カラ駁スルコトガ出來ナイカラ、或ハ側面カラ本員ノ一身上ノ惡口デモ言フ信用ヲ落シテ、雪ハ白シ、墨ハ黒イト云フ議論ヲシテ胡麻化サウト云フ位ノ駁論ヨリ外ハ出來マスマイ、其爲ニハ或ハ大隈内閣ノ時ノ大浦事件ヲ引出スカモ知レマセヌガ、是ハ先刻モ申シタ通り、大隈サシハ監督不行届ノ責任ヲ取ッテ辭表ヲ提出シテ居ル、本員ハ大隈總理ニ殉ジテ同ジク辭表ヲ提出シテ居ル、外ノ連中ノ中ニハ連帶責任ノ意味デ出シテ居ル、是ガ分ラヌ事ハゴザイマセヌ、閣僚一人モ相談ニ與カラズ、監督ノ責任モナシ、獨立ノ職權ニ依ッテ働ク閣僚ガアツタガ爲ニ、何等ノ責任モナイ他ノ者ガ連帶責任ヲ取ルト云フノハ、唯、婦女子ガ情ニ殉ズルト云フ遺方デアッテ、大丈夫ガ大義ヲ明ニシタ遺方デアリマセヌ、本員ハ今ニ於テモ連帶デシタコトハ連帶責任、單獨ノ職權ニ依ッテシタコトハ單獨ノ責任トスベキモノト思フ、是ガ我が帝國憲法ノ大義デ、憲法ノ五十五條ニハ、

唯、國務大臣ト書カズシテ國務各大臣ト態、各ト云フ字ヲ入レタノハ、國務大臣ハ各、職權ガアリ、責任ガアッテ、必ズシモ連帶デハナイゾト云フコトヲ此所ニ明ニシタノデアリマス、濱口内閣ナドト云ッテ内閣ヲ一體ト見ルノハ我が憲法ノ明文ニ依ッテアルノデハナイ、英吉利流ノ慣例ヲ應用シタモノデ、吾々ガソレヲ主張シタノヲ、世間ガ無理解ニ唯、吾達ニ依ッテ居ルト云フダケノ話デ、憲法ノ明文ガザウ出來テ居ルノデナイ、運用上サウシタ方ガ宜イカラ吾等四五十年来ノ苦心ニ依ッテドウカ斯ウカ、其處マデ引付ケタノヲ、今ノ世間ノ人ハ何モ分ラズニ、唯、生吞込ヲシテ居ルニ過ギナイノデアリマス、國務大臣ハ他ノ大臣ニ向ッテハ監督ノ責任ヲ持チマセヌ、奏薦ノ責任ハ無論持タヌ、己ノ下僚ニ對シテハ持ッテ居ル、國務各大臣ハ皆獨立ノ地位ヲ持チ、獨立ノ職權ヲ持ッテ居ルモノデアリマスカラ、獨逸ノ如キハ内閣ヲ一度ニ更ヘナイデ、大臣ヲ一人々々皇帝ハ迭ヘタノデアリマス、其流儀ニ依ッテ我國ノ憲法ハ出來テ居ルノデアリマス、併シハ餘論デアル、唯、私ノ議論ヲ駁スルコトガ出來ナイデ、側面攻撃デ譯ノ分ラヌコトヲ言フダラウト思ヒマスカラ、豫メ其言拔ケヲ塞イデ置クト云フノニ過ギナイノデアリマス、根本ハ奏薦其人ヲ誤ッテ居ル、其結果トシテ、陛下ノ御傍カラ刑事被告人ガ出ル、ソレガ辭職ノ後デアルトカ、前デアアルナドト云フノハ、前ニ申シタ通り最モ下等ナル三百代言ト稱スル者ナドノ言フコトデアッテ、天下ノ儀表タルベキ國務大臣ナドノ口ニスルニモ恥デンケレバナラヌ事柄デアリマス、ドウカ此問題ハ我が憲法ノ爲メ、我が皇室ノ爲メ、臣子ノ本分、立憲國ノ臣民タルノ本分ニ鑑ミテ、贊否ヲ決セラレシコトヲ希望致シマス(拍手)

●議長(藤澤幾之輔君) 質疑ノ通告ガアリマス、通告順ニ依ッテ發言ヲ許シマス——田

中養達君

〔田中養達君登壇〕

●田中養達君 私ハ今議題ニナツテ居リマ
ス此決議案ノ提案者尾崎行雄氏ニ對シテ、
唯、一ツ御尋致シタイコトガアリマス、ドウ
カ諸君等ハ提案者ハ少ク遠イ鹽梅ダカラ、
騷ガレマスト聽エマセヌカラ、暫クノ間御
清聴ヲ願ヒタイ(拍手)

只今ノ理由ヲ承テ見マスルト、先月ノ二
十七日ニ、アナタガ總理大臣ニ對シテ質問
ヲ爲シタノト、大體ニ於テ私ハ同ジコト、
斯ウ察シマス、而シテ此間アナタノ質問ノ
要點ハ何カト申シマスルト、總理大臣トシ
テノ輔弼ノ責任ノ中デ、人事ガ主ダ、其人
事ノ中ニハ、人事ノ責任ヲ二ツニ分ツ、即
チ奏薦ノ責任ト、總理大臣トシテノ監督ノ
責任ト、此二ツニ分テアナタハ御間ニナツ
テ居リマス、此間ハ其中ノ奏薦ノ責任ニ付テ
デアリマシタケレドモガ、其時ニアナタガ
ハキリ述ベテ居ラレマスヤウニ、少クトモ
此奏薦ノ責任ト、監督ノ責任トハ、見様ニ依
テハ幾分違フダラウケレドモガ、大體ニ於
テ同ジナリト、ハキリアナタハ斯ウ申シテ
ゴザルノデアリマス、此處デ私御尋シタイ
今アナタガ大浦事件ノコトヲ辯明ナサツ
ノデアリマスガ、アノ大浦事件ニ付テノア
ナタノ辯明ハ、天下周知ノ事實デヤデ、私
ハ此處デ聽キタクナイノデアリマス(拍
手)アノ當時……(發言スル者多シ)アノ當
時、アナタハ連帶責任ヲ負フベキモノデナ
イ、假令大臣ノ一人ガドンナ事ヲシテモ、
ソレハソレ切リダ、敢テ連帶責任ト云フ
コトヲ言ハレタ、此事ヲ今尙ホ仰シヤツ
ゴザル、ソレデハキリ致シマシタガ、ソレ
ナラバ私ハ御尋シタイ、其時ニアナタハ果
シテ大隈總理大臣ニ對シテ、此監督ノ責任
ヲ御尋ニナツタコトガアルカドウカト云フ
コトデアリマス(拍手起リ發言スル者多シ)
アナタハ——アナタハ最後マデ連帶責任ヲ
負フベキモノニ非ザルガ故ニ辭表ヲ出サヌ

ト仰シヤツタノデハナイカ(拍手起リ發言ス
ル者多シ)天下何レノ國ニカ總理大臣ダケ
罷メテ、手前ダケ居殘ルト云フ馬鹿氣ヲ内
閣ガ何處ニアリマスカ(拍手)アナタガ本當
ニ——アナタガ本當ニ此監督ノ責任ヲ御間
キナサルナラバ——本當ニアナタガ御間
キナサルナルノデアアルナラバ、自ラ俺ハ連
帶責任ヲ負ハヌモノデアアルト云フ、其道理
ハ通りハセヌデアアリマセヌカ……

〔發言スル者多ク議場騒然〕

●議長(藤澤幾之輔君) 靜肅ニ願ヒマス——
靜ニナサラヌト聽エマセヌ——靜肅ニ願ヒ
マス

●田中養達君(續) 天下是位ノ矛盾ハナイ
ト思ヒマス……

〔何ヲ言フテ居ル〕罷メタデヤナイカ
其他發言スル者多ク議場騒然〕

●議長(藤澤幾之輔君) 靜肅ニ願ヒマス
●田中養達君(續) 今一ツ——今一ツ私御
尋シテ置キタイ(發言スル者多シ)ソレハ成
程今アナタガ仰シヤツタヤウニ、大隈總理大
臣ノ說ニ屈シテ、兎ニ角アナタ方ハ辭表ヲ
奏請サレタコトハ事實デアアルガ、其當時
陛下ノ病ヲ抑シテ勤メロト云フ此御言葉
ニ對シテ、居留シタノデハナイカ、是ハ間違
ノナイ事實デアリマス……

〔議長退席副議長著席〕
其儘居殘リナスツタノデアアリマセヌカ、サ
ウシテ見マスルト此大隈内閣時代ト何ノ變リ
モナイノデアリマス、私ハ先程來ノアナタ
ノ言葉ヲ聽テ申スナラバ、少クトモ大隈ハ
自分ノ監督不行届ノ爲ニ君側ヲ演シ奉ツ
責任ダケハアルノデハナイカ(拍手)其君側
ヲ演シ奉ツタト稱スル責任ノアル總理大臣
ノ下ニ恬然トシテアナタガ居留シタ事實ガ
アルデハナイカ(拍手)何ダカ國士ハ俺ダケ
ダト云フヤウナ顔ヲナサツテ、色々ナ事ヲ
言ツテゴザルガ、アナタハ何ノ面目ガアッ
ス様ナコトヲ申セルノデス(拍手)此二ツノ
事實カラ考ヘタ時ニ、アナタハドウシテモ

大隈總理大臣ニ對シテ責任ヲ取ラナシタ
ケハ確デアリマセウガナ(發言スル者多シ)
自分ガ——自分ガ朝ニ在ル時ニハ仲間ガア
レ程ノコトヲシテモ知ラヌ顔ヲシテ居殘
ルシ、己レガ野ニ居ル時ニハ……

〔拍手起リ〕ソレハ濱口ダ其他發言ス
ル者多ク議場騒然〕

●副議長(小山松壽君) 靜肅ニ願ヒマス
●田中養達君(續) 此小橋問題ナルモノハ
天下周知ノ如ク組閣前ノコトデアリナイカ、
組閣前ノコトマデ答メラウナアナタガ、
組閣後机ヲ竝ベテ居タ人ガソレ程ノ大罪
ヲ犯シタ、其監督者デアアル其當時ノ大隈サ
シノ責任ヲ問ハヌトハ何タル矛盾デアアル
(拍手)ソシタ事ハ外ノ人ナラバ申シテモ構
ハヌガ、少クトモアナタハ斯様ナコトハ言
ヘタ義理デハナイト考ヘル(拍手)アナタハ
只今濱口總理大臣ニ對シテ、道德的不死身
デヤナイカト言ヒナスツタガ、私ラシテ言ハ
シムレバ、アナタコソ政治道德的不死身ナ
リト言ウテ差支ナイト思フ(拍手)天下ヲ欺
瞞ナサルモ甚シイデハナイカ(拍手)眞ニ徒
ニ言ヲ弄シテ居ルノデアアル、苟モ人ヲ責メ
ント欲スルナラバ、何故自ララ正シクセヌ
ノダ(拍手)私ハ今日此事ノ是非ヲ論ジテ居
ルノデハナイノデス、諸君、私ハ事ノ是非
ヲ論ジテ居ルノデハナイ、苟モ尾崎トモア
ラウ者ガ自ラノ時ニハ不問ニ付シテ、人ノ
事ダケ咎メルトハ何ト云フ矛盾デアアルカ
ト云フノデアアル(拍手起リ發言スル者多シ)ソ
レデ國士ト謂ヘルカアナタハ……ソレナラ
バモウ一ツ聞クガ、今日ノ此事件ガ——此
事件ガ君側ヲ演シ奉ツタトスレバ、アノ大浦
事件ハ君側ヲ演シ奉ツタトスレバ、モウ今日
盾シタコトヲアナタハ仰シヤル、モウ今日
アナタノ政治的變節改論ハ天下周知ノ事實
デアアルカラ、多クハ言ハヌ、併ナガラ斯様
ナ者ヲ捉ヘテ如何ニモ國士ヲシク此處デ喋
喋ト語ルコトガ、ムカウイデナラヌ、何ト
云フコトデアアルカ、ハキリ質問ノ要項ヲ

申シマスガ、大浦事件ノ時ニ、果シテアナ
タハ大隈總理大臣ニ對シテ、監督ノ責任ヲ
正シナスツタカ、ドウカト云フコト、今一
目ハ此際言フテ置キタイコトガアル、此小
橋問題ニ關シテ、一度是ガ議場ノ問題ニナ
ルト、洵ニ不思議ナ現象ガ起リテ來ル、ソレ
ハ何カト云フト、政友會ノ諸君ガマルデ鬼
ノ首ヲ取ツタヤウニ喜ブ姿ガ俺ニハ分ラヌ、
全體此小橋問題ト稱スルモノ、根本ハ誰ガ
シタノダ……

〔議長注意シテ〕質問デハナイデハナ
イカ其他發言スル者多シ〕

●副議長(小山松壽君) 靜肅ニ願ヒマス
●田中養達君(續) 小橋問題ノ根本デア
ル(降リロ)「議長注意シテ」ト呼ビ
其他離席スル者多シ〕

●副議長(小山松壽君) 御席ニ著キナサ
イ——御席ニ著キナサ
●田中養達君(續) 是ハ質問ノ要點デア
ナイカ、是ハ默テ聽カナケレバ分ラヌ、質問
ノ要點デアアル、默テ聽イタラ宜イジヤナイ
カ

〔降リロ〕其他發言スル者多ク離
席スル者アリ〕

●副議長(小山松壽君) 議員同士ノ私語ヲ
禁ジマス、議長ハ一言致シマス、言論ハ尊
重シタイト考ヘマス、サリナガラ質疑ハ質
疑ノ則ヲ越エヌヤウニ言論ヲ慎ムベキデア
ルト思ヒマス、尙ホ諸君ニ一言致シマス、
諸君ニ於テモ私語ヲ漫リニセズ、其趣旨ヲ
徹底セシメラレンコトヲ希望致シマス

●田中養達君(續) 諸君、大體今此問題ニ
ナツテ居ル此決議案ノ根本ハ何カト云ヘバ、
小橋問題デナイカ、諸君、其根本ヲ今質シ
テ居ルノニ、何故惡イノダ、ドウゾ冷靜ニ
聽イデ貰ヒタイ、諸君等ヲ責メルノデモ何
デモナイ、冷靜ニ聽カナケレバ分ラヌデハ
ナイカ、即チ此問題ハ……

〔此時發言スル者多シ〕

●副議長(小山松壽君) 靜肅ニ願ヒマス

●田中義達君(續) 今ノ政友會ノ長老デア
ル、アノ床次氏ガ黨首ノ時ニ、其幹事長ト
シテノ小橋君ガ遺タ仕事デハナイカ
【此時發言スル者多ク議場騒然】

●副議長(小山松壽君) 靜肅ニ願ヒマス、
田中君質問ノ要旨ヲ……

●田中義達君(續) 尙ホ私ハ政友會ガ――
若シ之ヲ諸君等ガ喜ブト云フコトデア
ラバ、マルデ盗人ヲ捕ヘテ見タラ我ガ子ナ
リダラウ、今日ノ新聞ヲ見タ時ニ、本案ニ
對シテ政友會ハ賛成ナサルサウダガ、如何
ニ政友會デモ之ニハ賛成出來マイ、何故カ
ト申スニ……

●副議長(小山松壽君) 討論ニ互ラヌヤウ
言スル者多シ
【降リロ】「議長注意シロ」其他發
言スル者多シ

●田中義達君(續) 責任ハ何處ニアルカト
云フコトヲ聞カナケレバナラス、民政黨ハ
關係ナイト云フコトヲハキリ申シマス、サ
ウシテ本員ノ質問ハ終リマスガ……

●副議長(小山松壽君) 席ニ御著キナサイ
席ニ御著キナサイ
●田中義達君(續) 最後ニ此問題ニ關シテ
ハキリ申シテ置クガ、少クモ小橋問題ニ
對スル總テノ責任ハ懸テ獨リ床次氏ニ在
ルト言テ差支ナイノデア
【何ガ質疑ダ、ソナナ質疑ガアルカ】
ト呼ビ離席スル者多シ

●副議長(小山松壽君) 田中君ニ注意シマ
ス、又漫リニ席ヲ離レテハイケマセヌ――
靜肅ニ願ヒマス――御著席下サイ
【離席者多ク議場騒然】

●副議長(小山松壽君) ……(聽取スル能
ハス)退場ヲ命ジマス……退場ヲ命ジマス
●田中義達君(續) 最後ニ私ハ一言申スガ
此問題ニ對シテハ民政黨ハ何等ノ關係ガナ
イト云フコトヲ申述ベテ置ク

●副議長(小山松壽君) 靜肅ニ願ヒマス――
尾崎行雄君
【尾崎行雄君登壇】
●尾崎行雄君 幸カ不幸カ……
【發言スル者多シ】

●副議長(小山松壽君) 靜肅ニ
●尾崎行雄君(續) 田中君ノ御質問ニ御答
致シマスルガ、幸カ不幸カ耳ガ悪いノト同
時ニ、大分賑カデアタガ爲ニ、十分ニ御尋
ノ要點ヲ聽取リ兼ナシタガ、大體大浦事
件ノ時ニ於テ大隈總理ノ監督ノ責任ヲ責メ
タコトガ一ツ、オ前ハ――オ前ハト云フノ
ハ私ノコトデアリマス、其時自分デ留マル
ト言タデハナイカ、總理大臣去タ後ニ外
ノ大臣ガ留マルト云フ理由ガアルカナ
カ、ソレダケガ要點デアリマセヌカ、ソ
レダケデ宜ケレバソレニ御答シマスガ(大
キナ聲デ御答辯願ヒマス)ト呼フ者アリ)大
浦事件ノコトハ天下周知ノ事實デアリヤウ
ニ御話ニナリマシタガ、ソレハ新聞紙ガ傳
ヘルダケノ間達タコトヲ御承知ニナッテ居
ルカラデアリマス、眞ノ事ハ其時ニ列シタ
人デナケレバ知ラヌ答デアル、大體新聞ハ
間違ガ多シ、其時ニ列シテ居タ者ハ江木、今
ノ鐵道大臣ガ書記官長デアッテ列シテ居
タ、宮内大臣ノ一木君ガ列シテ居タ、武富時
敏君モ列シテ居タ、生キタ證據人ガ幾ラモ
居リマスカラ、私ノ言フ所ガ間違テ居ル
カ、アナタノ聞イテ居ル所ガ間違テ居ル
カト云フコトハ、是等ノ人々ニ御聞キニナ
ルト直ガ分リマス、私ハサウ云フ生キタ證
據人ノアルノニ嘘ヲ言フ程ニ無考デアリ
マセヌ、大體私ノ言タコトハ新聞ニ傳テ
居ル所ヨリカ正確ナ事實デアルト御承知
アッテ然ルベキデアル、疑ガアレバ辭表ヲ書
イタリ何カシテ、總テ命ニ依ッテ働イタ江木
君ニ御尋ニナルコトガ一番正確デア
ソレデ第二ニ大隈侯ノ監督ノ責任ヲ問ウ
タコトガアルカ、私ハ矢張大隈配下ノ内閣

員デアリマシタカラ、今濱口君ノ責任ヲ問ヒ
マスヤウナコトハ出來ナイノデアリマスケ
レドモ、總理ニハ監督不行届ノ責任ガアル
ト云フコトハ、閣議ノ席デ十分ニ辯ジマシ
タ、加藤其他ノ人ハ、連帶デ辭表ヲ提出シヨウ
ト言テ皆辭表ヲ出スコトヲ申シマシタガ、
私ハ大浦ノ仕事ハ一切吾々ハ相談ニ與ラヌ
コトデアル、一大臣ノ監督ニ依ッテ所ノ相
談ニ與ラヌ大臣ノ責任ヲ取ルト云フコトハ、
ソレハ情ノ働キデハアルカモ知レマセヌ
ガ、道理ノ働キデアリマセヌカラ、私ハ憲
法ノ大義ニ依ッテ、相談ニ與ラヌモノハ一切
責任ヲ取ルベキモノデアリマス、加藤君其他
相談ニ與ッテ云フナラバ、君方ハ連帶責任
ヲ取ルト、少シ氣ノ毒デアリマシタケレド
モ申シタ、是モ江木君ハ聽イテ居タ答デア
リマス、一木君其他モ皆列席シテ居タ、君
方相談ニ與ッテ者ハ皆出テ、拙者ハ與ラヌ者
デアルカラ、與ラヌ者ガ連帶ノ責任ヲ取ル
ト云フコトハ道理上斷ジテ出來ナイト言ウ
テ、同時ニ總理ニ向ッテ、アナタハ此事ヲ御
承知デアル、相談ニ與ッテナラバアナタモ無
論ソレニ關シテ責任ヲ取ッテ辭職シナケレ
バナラヌケレドモ、與ラナケレバ監督ノ責
任ガアルダケデ、其他ノ責任ハナイカラト
申シマシタ、大隈侯ハ無論與ラヌト云フ
意味ノコトヲ明瞭ニ授ケラレマシタカラ、
然ラバ監督不行届ノ責任ヲ御取リ爲サイ、
サウスレバ私ハ總理大臣ノ配下ノ内閣ニ居
ルコトハ出來ナイコトデアルカラ、私ハ連
帶責任デアリナイケレドモ、アナタノ監督不
行届ノ責任ヲ御供ハ致スカラ、其意味デ辭
表ヲ出ス、決シテ連帶責任デナイコトヲ特
ニ斷ルノミナラズ、宮中ニ上奏スルニ連帶
責任ノ者ト、サウデナイ者トノ責任ハ、
陛下マデ能ク申上ゲルヤウニ閣議ノ席デ大
隈侯ニハ御話ヲシテ置イタノデアリマス、
其通りニ言ハレタト思フノハ、其結果大隈
侯ノ辭表ハ御却下ニナリ、同時ニ私ノ辭表
モ戻ッテ參リマシタ、其時ニ留ッテ者ガ一木

君、武富君モ留マリマシタ、私ハ無論
陛下ノ御許シガナイナラバ自分ハ責任ガナ
イノデアリマスカラ、無論留マリマシタ、大隈
侯モ留マリマシタ、陸軍大臣モ留マシタ思ヒマ
ス、三人程連帶責任ヲ取ッテ辭シマシタノ
デ、ソレデ内閣ノ改造ヲ致シタノハ事實デ
アル、是ハ私ガ其席ニ列シテ其通りニ見聞
シテ居タノデアリマス、疑ハシケレバ列
席者ガ外ニ居リマスカラ、ソレ等ノ人ニ御
尋ニナッテ宜カラウト思ヒマス、併ナガ
ラ是ハドウデモ宜イコトデアル、唯、監督ノ
總理ノ國務大臣ノ責任ト云フモノハ、奏薦
ト監督デアル、大隈侯ハ監督ヲ誤タカラ監
督ノ責任ヲ取ッテ然ルベシ、併シ是ハ一人ノ
責任デアルカラ、濱口君ハ奏薦ヲ誤タカ
ラ此責任ヲ取ッテ然ルベシ、併シ是ハ一人ノ
責任デアルカラ、濱口君ガ辭職シタカラト
云ッテ、其他ノ總テガ辭職スル必要ハナイ、
若シ 陛下ガ御許シニナレバ、加藤首相ガ
病死シタ時ニ若槻君ガ之ニ代タト同ジ手
續ヲ取ッテ然ルベシト申スノハ其意味デア
リマス、其他ハ色々御話ニナッテヤウデア
ルガ、前言ヲ御繰返ニナッダケデアッテ、別
ニ御答ノ出來ル御尋ハナカッタカト思ヒマ
ス、ソレダケガ事實デアリマスカラ、攻撃
ハ此事實ニ對シテ爲サルコトナラバ、私ハ
謹ンデ教ヲ受ケル、即チ私ハ監督ノ責任ア
リト稱ヘテ、大隈侯ノ辭表ヲ其意味デ出ス
コトヲ御勸メ致シテ、私ハ大隈侯ニ殉ズル
ト云フ意味デ辭職ハ致シマシタ、連帶責任
ヲ取ルト云フコトハ其時ニ於テモ反對デア
リ、今デモ内閣大臣ハ與ラザルコトニ對シ
テハ連帶責任ヲ取ラヌノガ原則デアルト云
フ信念ヲ持ッテ居リマスカラ、先年鈴木國務
大臣ノ時ニ於テモ、是ハ政治的意味ヲモ混
ヘテ私ハ單獨責任ヲ稱ヘテ、濱口君等ガ連
帶責任論ヲスルノニ對シテ反對致シタ、間
違ッテ居ルカモ知レマセヌガ、私ハ終始一貫
シテ居ルノデアリマスカラ、其點ヲドウゾ
御攻撃ナサイ、幾ラデモ攻撃ニ應ヘルダケ
ノモノヲ持ッテ居リマスカラ、間違ハナイ事

●副議長(小山松壽君) 靜肅ニ願ヒマス――
尾崎行雄君
【尾崎行雄君登壇】
●尾崎行雄君 幸カ不幸カ……
【發言スル者多シ】

●副議長(小山松壽君) 靜肅ニ
●尾崎行雄君(續) 田中君ノ御質問ニ御答
致シマスルガ、幸カ不幸カ耳ガ悪いノト同
時ニ、大分賑カデアタガ爲ニ、十分ニ御尋
ノ要點ヲ聽取リ兼ナシタガ、大體大浦事
件ノ時ニ於テ大隈總理ノ監督ノ責任ヲ責メ
タコトガ一ツ、オ前ハ――オ前ハト云フノ
ハ私ノコトデアリマス、其時自分デ留マル
ト言タデハナイカ、總理大臣去タ後ニ外
ノ大臣ガ留マルト云フ理由ガアルカナ
カ、ソレダケガ要點デアリマセヌカ、ソ
レダケデ宜ケレバソレニ御答シマスガ(大
キナ聲デ御答辯願ヒマス)ト呼フ者アリ)大
浦事件ノコトハ天下周知ノ事實デアリヤウ
ニ御話ニナリマシタガ、ソレハ新聞紙ガ傳
ヘルダケノ間達タコトヲ御承知ニナッテ居
ルカラデアリマス、眞ノ事ハ其時ニ列シタ
人デナケレバ知ラヌ答デアル、大體新聞ハ
間違ガ多シ、其時ニ列シテ居タ者ハ江木、今
ノ鐵道大臣ガ書記官長デアッテ列シテ居
タ、宮内大臣ノ一木君ガ列シテ居タ、武富時
敏君モ列シテ居タ、生キタ證據人ガ幾ラモ
居リマスカラ、私ノ言フ所ガ間違テ居ル
カ、アナタノ聞イテ居ル所ガ間違テ居ル
カト云フコトハ、是等ノ人々ニ御聞キニナ
ルト直ガ分リマス、私ハサウ云フ生キタ證
據人ノアルノニ嘘ヲ言フ程ニ無考デアリ
マセヌ、大體私ノ言タコトハ新聞ニ傳テ
居ル所ヨリカ正確ナ事實デアルト御承知
アッテ然ルベキデアル、疑ガアレバ辭表ヲ書
イタリ何カシテ、總テ命ニ依ッテ働イタ江木
君ニ御尋ニナルコトガ一番正確デア
ソレデ第二ニ大隈侯ノ監督ノ責任ヲ問ウ
タコトガアルカ、私ハ矢張大隈配下ノ内閣

員デアリマシタカラ、今濱口君ノ責任ヲ問ヒ
マスヤウナコトハ出來ナイノデアリマスケ
レドモ、總理ニハ監督不行届ノ責任ガアル
ト云フコトハ、閣議ノ席デ十分ニ辯ジマシ
タ、加藤其他ノ人ハ、連帶デ辭表ヲ提出シヨウ
ト言テ皆辭表ヲ出スコトヲ申シマシタガ、
私ハ大浦ノ仕事ハ一切吾々ハ相談ニ與ラヌ
コトデアル、一大臣ノ監督ニ依ッテ所ノ相
談ニ與ラヌ大臣ノ責任ヲ取ルト云フコトハ、
ソレハ情ノ働キデハアルカモ知レマセヌ
ガ、道理ノ働キデアリマセヌカラ、私ハ憲
法ノ大義ニ依ッテ、相談ニ與ラヌモノハ一切
責任ヲ取ルベキモノデアリマス、加藤君其他
相談ニ與ッテ云フナラバ、君方ハ連帶責任
ヲ取ルト、少シ氣ノ毒デアリマシタケレド
モ申シタ、是モ江木君ハ聽イテ居タ答デア
リマス、一木君其他モ皆列席シテ居タ、君
方相談ニ與ッテ者ハ皆出テ、拙者ハ與ラヌ者
デアルカラ、與ラヌ者ガ連帶ノ責任ヲ取ル
ト云フコトハ道理上斷ジテ出來ナイト言ウ
テ、同時ニ總理ニ向ッテ、アナタハ此事ヲ御
承知デアル、相談ニ與ッテナラバアナタモ無
論ソレニ關シテ責任ヲ取ッテ辭職シナケレ
バナラヌケレドモ、與ラナケレバ監督ノ責
任ガアルダケデ、其他ノ責任ハナイカラト
申シマシタ、大隈侯ハ無論與ラヌト云フ
意味ノコトヲ明瞭ニ授ケラレマシタカラ、
然ラバ監督不行届ノ責任ヲ御取リ爲サイ、
サウスレバ私ハ總理大臣ノ配下ノ内閣ニ居
ルコトハ出來ナイコトデアルカラ、私ハ連
帶責任デアリナイケレドモ、アナタノ監督不
行届ノ責任ヲ御供ハ致スカラ、其意味デ辭
表ヲ出ス、決シテ連帶責任デナイコトヲ特
ニ斷ルノミナラズ、宮中ニ上奏スルニ連帶
責任ノ者ト、サウデナイ者トノ責任ハ、
陛下マデ能ク申上ゲルヤウニ閣議ノ席デ大
隈侯ニハ御話ヲシテ置イタノデアリマス、
其通りニ言ハレタト思フノハ、其結果大隈
侯ノ辭表ハ御却下ニナリ、同時ニ私ノ辭表
モ戻ッテ參リマシタ、其時ニ留ッテ者ガ一木

君、武富君モ留マリマシタ、私ハ無論
陛下ノ御許シガナイナラバ自分ハ責任ガナ
イノデアリマスカラ、無論留マリマシタ、大隈
侯モ留マリマシタ、陸軍大臣モ留マシタ思ヒマ
ス、三人程連帶責任ヲ取ッテ辭シマシタノ
デ、ソレデ内閣ノ改造ヲ致シタノハ事實デ
アル、是ハ私ガ其席ニ列シテ其通りニ見聞
シテ居タノデアリマス、疑ハシケレバ列
席者ガ外ニ居リマスカラ、ソレ等ノ人ニ御
尋ニナッテ宜カラウト思ヒマス、併ナガ
ラ是ハドウデモ宜イコトデアル、唯、監督ノ
總理ノ國務大臣ノ責任ト云フモノハ、奏薦
ト監督デアル、大隈侯ハ監督ヲ誤タカラ監
督ノ責任ヲ取ッテ然ルベシ、併シ是ハ一人ノ
責任デアルカラ、濱口君ハ奏薦ヲ誤タカ
ラ此責任ヲ取ッテ然ルベシ、併シ是ハ一人ノ
責任デアルカラ、濱口君ガ辭職シタカラト
云ッテ、其他ノ總テガ辭職スル必要ハナイ、
若シ 陛下ガ御許シニナレバ、加藤首相ガ
病死シタ時ニ若槻君ガ之ニ代タト同ジ手
續ヲ取ッテ然ルベシト申スノハ其意味デア
リマス、其他ハ色々御話ニナッテヤウデア
ルガ、前言ヲ御繰返ニナッダケデアッテ、別
ニ御答ノ出來ル御尋ハナカッタカト思ヒマ
ス、ソレダケガ事實デアリマスカラ、攻撃
ハ此事實ニ對シテ爲サルコトナラバ、私ハ
謹ンデ教ヲ受ケル、即チ私ハ監督ノ責任ア
リト稱ヘテ、大隈侯ノ辭表ヲ其意味デ出ス
コトヲ御勸メ致シテ、私ハ大隈侯ニ殉ズル
ト云フ意味デ辭職ハ致シマシタ、連帶責任
ヲ取ルト云フコトハ其時ニ於テモ反對デア
リ、今デモ内閣大臣ハ與ラザルコトニ對シ
テハ連帶責任ヲ取ラヌノガ原則デアルト云
フ信念ヲ持ッテ居リマスカラ、先年鈴木國務
大臣ノ時ニ於テモ、是ハ政治的意味ヲモ混
ヘテ私ハ單獨責任ヲ稱ヘテ、濱口君等ガ連
帶責任論ヲスルノニ對シテ反對致シタ、間
違ッテ居ルカモ知レマセヌガ、私ハ終始一貫
シテ居ルノデアリマスカラ、其點ヲドウゾ
御攻撃ナサイ、幾ラデモ攻撃ニ應ヘルダケ
ノモノヲ持ッテ居リマスカラ、間違ハナイ事

●副議長(小山松壽君) 靜肅ニ願ヒマス――
尾崎行雄君
【尾崎行雄君登壇】
●尾崎行雄君 幸カ不幸カ……
【發言スル者多シ】

●副議長(小山松壽君) 靜肅ニ願ヒマス――
尾崎行雄君
【尾崎行雄君登壇】
●尾崎行雄君 幸カ不幸カ……
【發言スル者多シ】

實ニ於テノ御攻撃ノアルコトヲ希望致シマス

●田中養達君登壇

●田中養達君 只今尾崎氏ノ答辯ハ私ノ聞カントスル所デナイ、私ノ御尋スルハ、アナタハ少クトモ、アナタノ言葉ヲ藉テ言フナラバ、總理大臣トシテノ監督不行届ノ爲ニ君側ヲ瀆シ奉リタト云フ、此責任ヲ御取リニナタカドウカ、斯ウ申スノデス、アナタハ一言モ御聽ニナテ居ラヌデセウ、御取リニナテ居ラヌ、其證據ハ斯ウデハナイカ、少クトモアナタハ最後マデ連帶責任ヲ取ラヌト頑張ッタノハアナタデセウ、天下何處ノ國ニカ、總理大臣ノ責任ヲ問フテ總理大臣ヲ罷メサセテ、手前ダケ居殘ル政府ガ何處ノ國ニアリマスカ、ソナハ馬鹿ナ道理ガ何處ニアリマスカ(拍手)私ハ是ハハキリ御尋シタイ、假令大隈老侯ハ死シテモ、其當時ノ生キテ證據ハマダ澤山ゴザルゾ、サウデハナイカ、今一ツ私ハアナタニ聞イテ置キタイコトハ、若シアナタガ今日濱口總理ニ責メラレバ、若シ眞劍ニ國家ヲ思フ志ガアルナレバ、何ガ故ニ大隈侯ノ留マッタ時ニ其所志ヲ貫徹サセヨウ努力ナサラナカッタ(拍手)ソレヲシテ居ラヌデハナイカ、唯、自分ハ大臣ニナテ居リサヘスレバ宜イ——今日此問題ノ、事ノ是非ヲ私ハ論ジテ居ルノデハナイケレドモガ、斯ノ如キコトヲヤッタ將來ドウスル申サレタアナタガ、ヤッテ見セタノデハナイカ、左様ナ無責任ヲ會テヤッタノデハナイカ、自分ノ時ニハ一言半句モ問ハズニ置イテ、サウシテ人ダケ責メルト云フ馬鹿ガタ道理ハ何處ニアル、私ハ唯……

●副議長(小山松壽君)

加藤君若席ナサイ

●田中養達君(續) 最後ニ私ハ、此問題ハ要スルニ尾崎氏ト私ト、言ハハスト云フ問題デヤナイ、マサカアナタモ其時ニハ知ランデ居タトモ言ヘマイガ、勝手氣儘ナコ

トヲ言ヒナサレルガ宜カラウ、私ハ此程度デ質問ヲ打切テ置ク次第デアリマス

●尾崎行雄君登壇

●尾崎行雄君 田中君ニ御答致シマスガ……

●副議長(小山松壽君)

靜肅ニ願ヒマス

●尾崎行雄君(續) 只今御尋ノ事ハ、私前ニ皆御答シタ積リデアリマス、速記録ニ載テ居リマス、故ニ今同ジ事ヲ繰返シテ御答スル必要ハナイト思ヒマスガ、併シ折角ノ御尋デアリマスカラ、敬意ヲ表シテ御答致シマス(良心ニ聽ケ)ト呼フ者アリ監督不行届ノ爲ニ首相ノ責任ヲ問ウタコトガアルカナイカ、問ヒハシナイ、大隈配下ノ閣員デアリマスカラ、閣議ノ席ニ於テアナタハ監督不行届ノ責任ヲ御取リニナラナケレバナラス、連帶責任ヲト云フコトデアリマセ

スト申上ゲタ、即チ監督不行届ノ責任ヲ以テ辭表ヲ御出シナサイ、サウ云フコトヲ總理大臣ニ對シテ言フノデアル、又言ハズトモ大隈侯ハソレダケノ事ハ知ッテ居リマシタト見エテ、直グ監督不行届ノ責任ヲ負ヒ辭表ヲ出シタノデアル(發言スル者多シ)御靜ニナサイ、アナタニ御答シテ居ルノデスカラ……

●副議長(小山松壽君)

私語サレナイヤウニ願ヒマス

●尾崎行雄君(續) 監督不行届ノ責任ヲ取ッテ大隈侯ハ辭職ヲ致シマシタ、其時ニ後ニ留ルヤウナコトハ一言モ申シマセヌ、サウ云フコトハ言ハナイ、アナタガ辭表ヲ御出シニナレバ、私ハアナタノ奏薦ニ依ッテ此内閣ニ列シタ者デアリマスカラ、連帶責任デ辭表ハ出サヌケレドモ、アナタノ辭シタ時ハ、私モ辭シマスト其時ニ言ッタ、江木君ノ如キハ聽イテ居、タ管デアアル、其事ハ前ニモ申シタノデアル(發言スル者多シ)御靜ニナサイ、御靜ニナサラヌト、折角答ヘタコトヲ又問ハレルコトニナル、私ハ後ニ殘

ルト云フコトハ申シタコトハナイノデアリマス、國家ヲ思フカラシテ、監督不行届ニ依リ責任ヲ取ルコトガ然ルベシト唱ヘタ、サウシテ其時ニ辭サレタノデアリマス、即チ大正天皇陛下ニハ、ソレニハ及バヌト云ウテ、大隈ヲ御止メニナッタノデアリマス、御止メニナツテモ辭スト云フコトハ、私ハ臣子ノ本分トシテ爲ス必要ヲ感ゼナカッタノデアリマス、其時ニ於テモ是非強情ヲ張ラナケレバナラスト言フノガ一ツノ説カモ知レマセヌケレドモ、私ハ此時ニ於テハ君命ニ從フコトヲ以テ臣子ノ道ト考ヘテ、陛下ガ御止メニナルノニ、無理ニ御辭シナサイト言フコトハ申サヌガ宜イト考ヘテ、其通りニ計ッタノデアリマス、ソレガ惡イト言フナラ惡イト仰シヤツテ一向差支ナイガ、私ハ今モソレガ正シキモノデアルト心得テ居リマス、多分是ダケダラウト思ヒマスガ、モウ同ジ事デアラナラバ、幾ラ御繰返シニナツデモ、同ジ事ハ何過モ御答致サヌト御斷リヲ致シマス

●副議長(小山松壽君)

尙ホ質疑ノ通告ガアリマス、之ヲ許シマス、森本一雄君

●森本一雄君登壇

●森本一雄君 私ハ本決議案ニ賛成ヲ致スモノデアリマスルガ、討論ニ入ルニ先立チマシテ、總理大臣ニ二三御伺フシタイノデアリマス、私ノ御伺致シタイノハ、貴衆兩院ニ於テ總理大臣ガ小橋問題ニ付テ御答辯ニナリマシタ、其御答辯ノ内容ヲ御改メニナル必要ガナイカドウカト云フコトデアリマス、今日迄貴衆兩院總理大臣ガ御答辯ニナリマシタ、其御答辯ハ一言以テ之ヲ蔽ヘバ願ミテ他ヲ言フモノデアリテ、盡ク責任回避ノ詭辯ニ過ギナイノデアリマス、只今問題ニナテ居ルハ、小橋一太君ノ如キ如何ハシキ人物ヲ文部大臣ノ適任者トシテ奏薦セラレタ、其責任ヲ問ハレテ居ルノデアリマス、總理大臣ノ御答辯ノ如ク、輔弼ノ責任ト云フモノハ、其閣僚ノ罪惡ヲ知ッテ居ル

ト知ッテ居ラヌトニ依ッテ異ルモノデアリマセヌ(拍手)又其閣僚ノ犯罪ガ、他ノ内閣ノ時ニ行ハレタモノデアッテ、自分ノ内閣ノ時ニ起ッタコトデナイト云フ理由ヲ以テ、其ノ犯罪者ヲ奏薦シタル總理大臣ノ責任ヲ割引スルコトハナラスノデアリマス

●副議長(小山松壽君)

森本君、森本君……

●森本一雄君(續)

私ハ政友會ニ質問ヲシタリ、床次サニ質問ノ矢向ケタリスルノデハナイノデアリマスカラ、ドウカ御清聽ヲ願ヒタイ、茲ニ一ツノ内閣ガアッテ、其閣僚ノ一人ガ政治的犯罪デナイ、他ノ犯罪、非政治的ノ犯罪ヲ犯シタ、例ヘバ強盜殺人ヲ犯シタ者ガアル、ソレヲ知ラズシテ文部大臣ノ適任者デアルト云フノデ、御奏薦ニナツタト假定スル、左様ナ場合ニ自己ノ内閣組織以前ノ犯罪デアルト云フ理由ヲ以テ總理大臣ハ此強盜殺人犯人ヲ大臣トシテ奏薦シタル責任ヲ免レルト云フコトハ出來マスマイ、政治的デアラウガ非政治的デアラウガ、採ルベキ責任ハ同一デアリマス、政治的デアラカラ責任ヲ執ラヌデモ宜イ、非政治的デアラカラ責任ニ任ジナケレバナラヌト云フヤウナコトハ斷ジテ許サレナイノデアリマス、濱口總理大臣ハ四月二十七日ノ本會議ニ於テ尾崎行雄氏ノ質問ニ對スル御答辯申スウ云フ御言葉ガアリマス「私ト致シマシテハ閣僚ニ奏薦」即チ小橋氏ヲデアリマス「奏薦ヲ致シマシタ當時ノコトヲ回想致シマシテ、衷心ヨリ遺憾ノ至リニ堪ヘマセヌ、深く遺憾ニ存ジマス」斯ノ如ク答辯ヲ致シテ居ラレマスガ、是ニ二十六日貴族院ニ於ケル小久保喜七氏ニ對スル答辯ト略、同ジ答辯デアリマシタ、之ニ依ッテ明カニ濱口總理大臣ハ貴衆兩院ヲ通ジ一般國民ニ向ッテ小橋文部大臣奏薦ニ關シ遺憾ノ節アリト自白シテ居ラレルノデアリマセウ、國民ニ對シテ遺憾ヲ表シタノデアリナラバ、其遺憾ノ情ヲ 天皇陛下ニ對シ奉ッテ

ドウ爲サルノデアリマス、天皇陛下ニ對シ奉テ遺憾ニ堪ヘナイト云フヤウナ言葉遣ヒガ出來ルト御考ニナリマス、私共ハ左様ナ言葉遣ヒハ出來ナイと思フ、左様ナ言葉遣ヒヲ改メヌデモ宜シイカドウカ、總理大臣ノ御答辯ヲ煩シタイノデアリマス

更ニ二十七日ノ議場ニ於テ内田信也氏ノ質問ニ御答ヘニナリマシテ其最後ニ斯ウ云フ御言葉アリマス「最後ニ内田君ハ陛下ノ詔勅ヲ引用セラレテ、吾々ハ詔勅ニ忠實ニ之ヲ遂行スル覺悟デアルト云フコトデアリマス、勿論ノコトデアリマス、併ナガラ他ノ機會ニ於テモ申シタ通り、詔勅云々ト云フ如キコトハ之ヲ屢々引用スルコトハ御互ニ控ヘタイト思ヒマス」斯ウ云フヤウナ御言葉アリマス、併ナガラ詔勅ヲ引用スルト云フコトハ少シモ差支ヘルモノデハナイ、唯詔勅ヲ餘リ再々引用シテ居リマスルト責任ヲ陛下ニ嫁シ奉ルヤウナ虞ガアテハト云フ、輔弼ノ重臣責ニ任ズル立場カラ用意周到ナル御注意デアルト私共ハ敬服シタノデアリマス、詔勅ノ引用如何ニマデ責任感ヲ御持チニナル總理大臣ガ、小橋君ヲ文部大臣ニ奏薦シタ、其遺憾デアルト云フコトノ責任ヲ何故御執リニナラヌノデアリマスカ(拍手)憲法第五十五條ノ輔弼ノ責任ト云フハ申スマデモナク、天皇陛下ノ大權ノ發動ノ前ニ立ッテ、若シ大權ノ發動ニ非難攻撃ノ矢彈方來レバ、國務大臣ハ前ニ立ッテ其責ニ任ズル、即チ其矢彈ヲ防グト云フ所ニ輔弼ノ責任ガアルノデアリマス、然ルニ總理大臣ハ彼ノ破廉恥罪ヲ犯シタル小橋一太君ヲ文部大臣ニ奏薦シテ、教化總動員ト云フガ如キ重大ナル仕事ヲ行ハセタ、一般國民ハ斯ノ如キコトニ依テ教化總動員、國民精神ヲ興ナドト云フコトヲ行ハセテモ決シテ満足シテ居ルモノデアリマセヌ、此小橋君奏請ノ非難攻撃ノ矢彈ガ大權ノ發動ニ向ッテ盛ニ注ガレテ居ルノデアリマス、此場合ニ當ッテ總理大臣ハ遺憾ニ堪ヘヌト

ハ仰シヤルケレドモ、體ヲ離シテ責任ヲ御執リニナラヌト云フコトデアッテハ、其非難攻撃ノ矢彈ハ恐レ多イ所ニ落チルト云フコトヲ御考ニ及バレスノデアリマスカラ、更ニ第五十七議會、即チ前議會ニ於テ小橋問題ニ對スル大養氏ノ質問ニ對シ濱口總理大臣ガ御答辯ニナッテ居リマスルガ、小橋君ノ辭職セラレタコトハ、其理由ハ「病氣ヲ以テ辭表ヲ奉呈セラレマシタガ、小橋君ガ辭意ヲ早ムルニ至リマシタ其心事ハ私ハ知ッテ居リマス」云々、此御答辯ニ依リマスレバ小橋君ノ辭表ヲ執奏セラル、場合ニ、病氣デアッタト云フ執奏ノ仕方ヲサレテ居ルカノ如ク私ニハ見エ、然ラバ本年三月七日渡邊司法大臣ガ小橋君起訴ノ御裁可ヲ陛下ノ前ニ御願ニ罷リ出ラレテ、侍從長ガ之ヲ此取次ニナツタカノヤウニ新聞ニハ傳ヘテ居リマスルガ、此場合ニ、天皇陛下ハ何ト御考ヘ遊シタデゴザイマセウカ、若シ疑ニ病氣デアルト云フ辭表執奏ノ致方ヲ致シテアルトスルナラバ恐レ多イコトデアリマシタガ、天皇陛下ハ朕、濱口ニ欺カレタリト御思召シタデゴザイマセウ

●副議長(小山松壽君) 森本君注意シマス
●森本一雄君(續) 網紀肅正ハ此内閣ノ生命デアル、網紀肅正ハ現内閣ノ責任デアリマス……
〔副議長小山松壽君、森本一雄君ニ何事カ注意ス〕

●森本一雄君(續) 私ハ質疑ヲ致シテ居リマス、總理大臣ノ責任觀念ガ薄ケレバ國民精神ノ頹廢トナリ、網紀ノ紊亂トナルト云フコトハ申スマデモアリマセヌ、今日ノ網ハ極度ニ紊亂シテ居ルと思フガ、總理大臣ハ左様御考ヘニナリマセヌカドウカ、越後鐵道事件ノ疑雲ニ包マレタル若槻全權ヲ任命セラレタコトニ付テモ、又財部全權ハ如何今「ハルビン」マデ歸リ乍ラ滯留シテ議會ノ開會中ニハ歸ラヌト云フヤウナ遺方ヲシテ居ルノデアリマス、小橋問題ト云ヒ是

等ノ事柄ト云ヒ、私共ハ其責任ヲ問フ必要ガアルト思ヒマス、總理大臣ハ此責任ヲ御執リニナルヤ否ヤ、私共ハ總理大臣ノ責任觀念ガ薄イ爲ニ、此議場ノ光景ヲ見マシテモ網紀ガ非常ニ紊亂シテ居ルト云フコトヲ遺憾ナガラ言ハナケレバナラナイ、去月二十七日ノ本會議ノ有様ハ如何デアリマシタカ、苟モ總理大臣ノ責任ガ論セラレテ居ル際ニ、此側ニ居ル大臣ハ殆ド居眠シテ居タデハナイカ、又壇下ニハ中島彌次、野中徹也、岸衛等ノ秘書官連中ガ口ヲ揃ヘテ彌次デ居リタ是等ノ人ガ殆ド……

●副議長(小山松壽君) 森本君……注意シマス
●森本一雄君(續) 私共ハ網紀肅正ト云フコトニ付テモウ少シ御考ニナラナケレバナラヌト思フ、私共ハ議場喧騒ノ爲ニ全ク質問ヲ聞クコトモ、答辯ヲ聽クコトモ出來ナイ、翌日ニ至ッテ速記ヲ見テ初メテ如何ナル議事ガ行ハレタカラ知ルト云フ不便ヲ感ズルノデアル、サウ云フコトノ大部分ハ政府ノ役人デアッテ、議席ニ著ク人々ガヤッテ居ラレノデアリマスルガ、總理大臣ハ之ニ何ノ御注意モナサライノデアリマスカ、私共ハ……(發言スル者多シ)私共ハ濱口内閣ニ對スル世論ガ既往ニ於テ寛大デアッタト思ヒマス、固ヨリ私共ハ濱口内閣ガ世間ニ評判ガ良カッタ事ヲ認メル、併ナガラ世間ガ濱口内閣ニ評判ガ良クテモ小橋問題ニ關シ寛大ノ取扱ヲシタカラト云フテ、其寛大ニ馴レ、當然執ルベキ責任ヲ濱口總理大臣ガ御執リニナラナイト云フ遺方ハ、斷ジテ許スコトガ出來ナイノデアリマス、ドウカ討論ニ入ルニ先立ッテ、總理大臣ハ宜シク是迄ノ答辯ヲ一切取消シテ、良心ノ命ズルガ儘ニ眞實ノ心ヲ以テ御答辯アラント云フ私共ハ希望スル、即チ總理大臣ノ責任觀念ヲ總テ改メテ戴キタイト思ヒマスルガ、御改メニナル意思アリヤ否ヤト云フコトヲ質問シタイノデアリマス(答辯ノ必要ナシ)

「シツカリヤレ」其他發言スル者多シ)濱口總理大臣ニ私共ハ常ニ敬意ヲ持ツ一人デアリマシタ、容貌魁偉、風采堂々、音吐壯重、全ク私共ハ世評ノ如ク正直ナ人トシテ常ニ尊敬ヲ拂ッテ居タノデアリマス、既成政黨ノ中ニモ、濱口氏ノ如キ立派ナル人ヲ持ツコトヲ非常ニ愉快ニ思ッテ居タノデアリマス、然ルニ此度ノ如キ言動ヲ爲サレ、誠意ナキ答辯ヲナシ、責任感ヲ沒却セラル、ニ至リマシタハ、私共ハ失禮ナガラアナタヲ默然心ダト言ハナケレバナラヌノデアリマス
〔拍手〕答辯無用(其他發言スル者多シ)

●副議長(小山松壽君) 濱口總理大臣
〔國務大臣濱口雄幸君登壇〕
●國務大臣(濱口雄幸君) 森本君ノ御質問ニ答辯致シマス、小橋問題ニ對スル私ノ所信竝ニ其態度ハ、過般尾崎行雄君ノ質問ニ對シテ答辯ヲシタ通りデアリマス、其以外ニ何等加フベキ事柄ハアリマセヌ、變更スベキ事モアリマセヌ、只今宮中ノ事ニ關聯シテ御述ガアリマシタガ、是ハ答辯ノ限リデアリマセヌ(拍手起ル)

●副議長(小山松壽君) 質疑ハ終了致シマシタ
●岡本實太郎君ヨリ正規ノ贊成ヲ得テ議員一瀨一二君、同中島鵬六君、同藤井達也君、同藏園三四郎君、同青木精一君、同深澤豐太郎君、同土倉宗明君、同上田孝吉君、同寺田正君、同井上知治君、右諸君ヲ懲罰委員ニ付スルノ動議ガ提起セラレマシタ此動議ハ直ニ議題ト致シマス(拍手「橫暴」ト呼フ者アリ)提出者ノ趣旨聲明ヲ許シマス
〔岡本實太郎君登壇〕
●岡本實太郎君 只今成規ノ贊成ヲ得マシテ同僚一同カラ懲罰動議ヲ提出致シマスルニ付キマシテ、私共說明ヲ致シマス即チ議員一瀨一二君、同中島鵬六君、同上田孝吉君、同井上知治君、同藤井達也君、同藏園三四郎君、同青木精一君、同深澤豐太郎君、同土倉宗明君、同寺田正君、以上ノ十君

ニ對シテ茲ニ遺憾ナガラ懲罰勸議ヲ提出致シ、院議ヲ以テ懲罰委員ニ付託セラレンコトヲ望ム次第デアリマス(拍手)反對ト呼フ者アリ即チ其理由トシテ茲ニ申上ゲマス、先刻田中養達君ノ質問演説ノ最中ニ、是等諸君ハ恣ニ議席ヲ離レ、而シテ此壇上ニ飛上リ、演説者田中君ニ迫テ其演説ヲ妨害セントシ、或ハ大聲疾呼シ、腕ヲ扼シ徒ラニ威勢ヲ示シテ殺到致サレタノデアリマス、又是方爲ニ議長ノ制止スルノモ聴カズ、益々威ヲ振テ此壇上ニ進ンデ、以テ演説者ノ演説ヲ妨害セントセラレタノデアリマス、而シテ獨リ議長ノ制止ヲ背ゼザルノミナラズ、多クノ守衛方出テ之ヲ防ガントスルヤ、守衛ト取組ミ迄シテ、而シテ此處ニ殺到サレタノデアリマス、或ハ又議長書記官長ノ席ニ迫リ、同ジク大聲疾呼シ、或ハ卓ヲ叩イテ徒ニ騷擾シテ、議長書記官長ノ職務ヲシテ行フノ妨ヲ生ゼシメタノデアリマス、是ガ爲ニ、演説者モ一時ハ其演説ヲ中止シナケレバナラナイト云フヤウナ事情ニ差迫リ、全ク議場ハ混亂致シタノデアリマス、斯ノ如キハ議員ノ職務ヲ行フコトヲ妨害スルモノデアリ、其他議長或ハ書記官長ノ職務ノ執行ヲ妨ゲ、更ニ守衛ト取組フ爲スニ至テハ、沙汰ノ限リダト思フノデアリマス、此點援ヲ來シテ責任ヲ問フベク、懲罰委員ニ院議ヲ以テ付セラレンコトヲ望ム次第デアリマス(拍手)反對ト呼フ者アリ

●副議長(小山松壽君) 只今青木精一君外九名ヨリ一身上ノ辯明ニ付キ發言ヲ求メラレテ居リマス、此際之ヲ許シマス——青木精一君

●青木精一君登壇 只今民政黨ノ岡本君ヨリ懲罰事犯ノ勸議ヲ提出セラレタノゴザイマス、是ハ實ニ驚人ノ事所ノ諸君ノ妄動ト謂ハナケレバナラナイ、私ハ先ヅ私自身ノ立場カラ言フナラバ、私ハ議場内ノ交渉委

員デアッテ、苟モ必要ノ場合ニ於テハ、此壇上ニ登ッテ議長書記官長ニ交渉スル所ノ特權ヲ持ッテ居ルノデアアル(拍手)交渉委員ガ議場内ニ於テ議長席トノ間ヲ往來スル所ノ自由ヲ奪ハレテ、何デ議員ノ職權ヲ行フコトガ出來ルノデアアル、如何ニ民政黨ノ諸君ガ狼狽ヘテモ、少シハ冷靜ニ反省致シ、御互議員ノ行動、權利ノ行使ト云フコトニ對シテハ、他人事ヲ宜イデハナイカ、私デモ藤井君デモ正式ナル所ノ交渉委員トシテ行動ヲ致シ居ルノデアアル、而モ本日多少ノ茲ニ騷擾ラシキ瞬間ガアリマシタケレドモ、アノ様ナル事ハ殆ド毎議會ノ本會議ニ於テアリ得ル所ノ事柄デハナイカ、昨年ノ區制案ノ議會ニ於テ、諸君ハ舉黨一致此壇上壇下ニ殺到シテ如何ナル暴動、如何ナル醜態ヲ演ジタノデアアル(拍手)如何ニ本日尾崎行雄君ヨリ致シマシテ提出セラレタ所ノ、濱口總理大臣ノ小橋文部大臣奏薦ニ關スル所ノ責任問題ニ對スル決議案ガ、如何ニ諸君ノ總裁諸君ノ内閣ノ總理デアアル所ノ濱口君ニ取ッテ痛烈ナル所ノ攻撃デアッテモ、左様ナコトヲ——諸君ハ少シ慎重ニ御考ニナツタラ宜イダラウ、唯徒ラニテ隱シニス様ナル事柄ヲ以テ議員ノ懲罰事犯ヲ起スト云フヤウナ場合デモナケレバ、實質モ件々居ナイノデアアル(拍手)田中養達君ガ質問ノ則チ踰ヘテ、提出者尾崎君ニ質問ヲ致シ居リナガラ脱線ヲ致シテ、政友會ニ向ッテ討論メイトル所ノ事ヲ致シタカラ、ソコデ私ハ書記官長ヲ通ジテ議長ニ田中君ニ注意ヲ與ヘタラ宜カラウト云フ交渉ヲ致シ居タノデアアル、ソレヲ狼狽ヘテ懲罰事犯ヲ起スト云フナラバ、諸君ノ黨派ノ交渉委員モ、毎日懲罰事犯ニ引ッ掛カラナケレバナラヌト云フコトニナルデハナイカ(拍手)少シ冷靜ニ御考ヘナサイ、而モ議長席ニ殺到シ議事ヲドウシテモ進行スルコトガ出來ナイト云フヤウナ状態デハナイ、議長ハ田中君ニ一言私ノ交

渉ニ依ッテ注意ヲ與ヘタナラバ、直ニソレデ議事ガ進行致シ居ルデハナイカ(拍手)コナ事デ一々詰ラナイ感情的ノ懲罰ヲ茲ニ出シタ所ガ、是ガ何ノ爲ニナルノデアアルカ、懲罰ト云フモノハ、御互ニ議場内ノ自治ヲ保ツ上ニ於テ已ムヲ得ザル場合デナケレバ、懲罰權ノ行使ハ御互ニ爲サナイモノデアアル、然ルニ今マデノ議會ノ議場ノ實例ニ於テ、最モ問題ニナラザル所ノ、此一瞬間ノ出來事ヲ捉ヘテ、十數名ノ者ヲ懲罰ニ付スルト云フニ至ッテハ、諸君ガ徒ラニ議場ニ於テ多數ノ威力ヲ誇リタイト言フ、此ノ薄ッペラナル所ノ多數黨ノ威力ヲ發揮スルト云フコトデアアル(拍手)多數黨ノ威力ヲ發揮スル場合ヲ選ビナサイ、本日濱口總理大臣ガ糾彈セラレル、其糾彈ガ辛ラサニ、其糾彈ノ矢ガ如何ニモ痛烈デアアルガ爲ニ、諸君ハ徒ニ政治的良心ヲ麻痺セシメテ、世間ノテ隱シニ、吾々同志ヲ懲罰ニ付シテ、ソレデ實ニ誇ッタルヤウナル、左様ナル政治的ノ見識デハ到底吾々ハ諸君ト俱ニ議會政治ノ進歩ヲ圖ル譯ニハ行カナイノデアアル(拍手)吾々ハ諸君ニ敢テ忠告ヲ致ス、コナ場合ニ於ケル所ノ懲罰コソ、實ニ議會ノ惡先例ヲ作ルモノデアアル、此議會ニ於テモ、今マデノ間ニ或ハ懲罰ニ値スルコトナ事犯ガ一度位ハアツタカモ知ラヌガ、其時ニハ諸君ハ懲罰事犯ニ訴ヘナイデ、今ヤ會期切迫ノ今日ニ方デ、諸君ノ總裁ハ、諸君ノ内閣總理大臣、濱口君ノ缺點ヲ指摘セラレ、糾彈セラル、ト云フ時ニ、斯様ナル所ノ、卑劣ナル所ノ手段ヲ以テ議員ヲ傷ケ、議員ノ懲罰ヲ行フト云フヤウナコトハ、全ク議會政治ノ爲ニ執ラザルノミナラズ、諸君ノ信用ノ爲ニ吾々ハ之ヲ執ラナイノデアアル、諸君ドウカザワ——シナイデ(今マデハ我慢ラシテ居タ——ト呼フ者アリ)今迄我慢ラシテ居テ、今左様ナコトデ、懲罰事犯ナドト云フモノヲ起サレルモノデハナイ、誰ガ見テ

モ今日ノ此一瞬間ノ出來事ノ如キハ、此議場内ニ於テハ始終アル所ノ現象デハナイカ(ソレガ惡イカラヤルノダト呼フ者アリ)ソレガ惡イトハ何ダ、諸君等ノ先輩——君等ハ知ラヌ——諸君等ノ先輩ハ、常ニ此議場ヲ騷擾サスコトヲ以テ常習的ニシテ居タデハナイカ(拍手)ソレデモ當時ノ多數黨ハ、大抵ノ場合ニハ左様ナコトヲ懲罰ニ付サナドト云フコトハシナイデ、サウシテ議事ノ進行ヲ圖リ、議會政治ノ發達ノ爲ニ、御互ニ努力スルコトヲ期シテ居タノデアアル、濱口總理大臣ガ小橋一太君、被告ハ小橋一太君ヲ文部大臣ニ奏薦シタ其責任ヲ問ハレタト云フコト、諸君ニ取ッテハ是レ以上大ナル所ノ苦痛ハナイノデアアル、故ニ諸君ガ何カノ方法ヲ以テ反對黨ノ諸君ニ一矢報イタイト云フ、其黨派的感情ニ對シテハ多少ノ同情ハスル、ケレドモ諸君ハ自分ノ黨首ガ糾彈セラレテ居ル場合デアアル、其場合ニ於テ此位ノ議場内ノ出來事ガアツタカラト云テ、直ニ反對黨ノ議員ヲ懲罰事犯ニ付スルト云フヤウナ、左様ナル所ノ卑劣ノ考ヲ棄テ、大ニ自重シ、大ニ慎重ナル所ノ態度ヲ執ッテ、濱口サンヲシテ臣節ヲ全ウセシムル所ノ態度ヲ執ラシムルガ適當デハナイカ(拍手)斯様ナ場合ニ於テ多クノ時間ヲ費スコトヲ吾々甚ダ潔シトシナイノデアリマスケレドモ、諸君ノ低級卑劣ナル所ノ此提案ニ對シテハ私ハ飽迄モ之ニ反抗セザルヲ得ナイノデアアル、況ヤ私自身ニ於キマシテハ、何處ニ懲罰事犯ノ價ガアルカ、議場内交渉係ノ職務ヲ持ッテ往來ヲ致シテ居ルノニ、何處ニ懲罰ノ値打ガアルカ、左様ニ自縛自縛——自分ノ權利ヲ自分ガ縮少スルヤウナ愚ノコトハ、諸君宜シク反省致スベキデゴザイマス(拍手)私ハ敢テ一身上ノ辯明ヲ致スト云フノデハゴザイマセヌケレドモ、辯明ニ兼ネテ此機會ヲ得テ、民政黨ノ諸君ガ、モウ少シ冷靜自重ヲ以テ、大政黨タル本當ノ精神ヲ發揮セラレ、斯様ナル所ノ些々

ル出來事ノ爲ニ、卑劣ナル行動ヲ諸君ガ御取リニナラナイヤウニ、切ニ此壇上ヨリ勸告ヲ致スモノデゴザイマス

●副議長(小山松壽君) 藤井達也君

(藤井達也君登壇)

●藤井達也君 諸君、民政黨ハ如何ナルコトニ血迷ッカ知レマセヌケレドモ、吾々ニ對シマシテ懲罰事犯ノ動議ヲ出サレテ居リマスルガ、之ニ關シマシテ一身上ノ辯明ヲ致シテ見タイト思フノデアリマス、抑、此際ギノ根本ト云フモノハ、田中養達君ガ演壇ニ立タレマシテ、質問ニ名ヲ藉ッテ討論ヲ爲サレタコトガ其原因デアルト思フノデアリマス(拍手)而モ其内容ヲ拜聴シテ見マスルト、根柢ニ於テ嘘ダラケデアルト云フコトヲ私ハ申スノデアリマス(拍手)而モ此問題ハ現内閣ノ綱紀肅正ニ關シマスル重大問題デアリマスルカラ、此實疑ヲ爲スニ當リマシテハ、前後ノ關係或ハ又有名ナル大隈内閣ノ干渉後ニ出來マシタル大浦事件ノ内容モ、十分調査爲サレタ上ニ出テ來ナケレバナラヌト思フノデアリマス、然ルニ田中君ノ御議論ニ依リマスルト、尾崎行雄君ガ其當時ニ於キマシテ辭職ヲ爲サレタコトコトガ惡イト云フ御演說デアルトデアリマス、然ラバ私ハ此大浦事件ニ關聯致シマシテ、時ノ總理大臣大隈伯ハ辭職ヲ爲サレナカッタカ否カ、其經過、其程度ト云フモノヲ田中養達君ガ御承知ニナッテ居ルヤ否ヤト云フコトヲ第一ニ御尋シタイノデアリマス(拍手、發言スル者多シ)私ガ申シマスルヨリモ、事實ヲ申スノデアリマス、若モ田中君ノ言フコトヲ裏切りマシテ、其當時ノ總理大臣ガ、大浦事件ニ關聯致シマシテ、責ヲ負ウテ一度閣下ニ辭職ヲ奏請シタ事實アリトシマスルナラバ、現内閣ノ總理大臣ハ、是亦一旦ハ閣下ニ奏請シテ辭職ヲ乞フコトガ當然デアルト私ハ考ヘルノデアリマス(拍手)

諸君、私ハ其當時ノ質問應答ニ就キマシ

テ、當時ノ内務大臣デアリマシタル一本君——一本内務大臣ガ政友會ノ元田肇君ヨリノ質問ニ對シテ御答辯ヲ讀ミマスルカラ、若シ此御答辯ノ中ニ於キマシテ、當時ノ總理大臣ハ大浦兼武ト云フヤウナ疑獄事件ヲ出シタコトハ洵ニ恐多イト云フコトガ以テ、閣下ニ辭職ヲ奏請シタト云フコトガアル、恐ラク之ニ向ッテ何等反對ハ出來ナイモノデアルト言ハザルヲ得ナイノデアリマス(議長注意シナサイ)其他發言スル者多シ(是ハ田中君ノ問題ガ出タカラ吾々ハ一身上ノ辯明ヲシナケレバナラヌノデアリマス)

●副議長(小山松壽君) 藤井君……

●藤井達也君(續) 田中君ノ問題デアリマス、大隈内閣以來、大體憲政會デモ、民政黨デモ、能ク嘘ヲ吐ク奴ダラケデアリマスガ、其當時大隈總理大臣ハ次ノ如キ嘘ヲ吐イタノデアリマス(拍手)元田君ノ第二ノ御尋ハ、大浦内閣ノ辭職ヲ勸告シタ場合ニ於テ、其勸告ノ原因トスルガ如キ事實ガナイト云フコトヲ總理大臣ガ言明シタ、然ルニ其後如何デアルト云フ御尋デアリマス、總理大臣ハ其當時ニ於テ斯ノ如キ事實ガナイト云フコトヲ確信シテ居タルデアリマス、固ヨリ各省大臣ノ爲スコトニ對シテハ、總理大臣ハ董督ノ責ガアルカラ其董督ノ責ヲ盡サナカッタト云フコトニ對シマシテハ、深ク恐懼ヲ致シテ 陛下ニ對シテ辭表ヲ捧呈シタノデアルト明瞭ニ書イタル(拍手、發言スル者多シ)諸君、田中養達君ハ、其當時ノ内閣閣僚ハ少シモ辭職シナカッタト云フコトヲ申シテ居リマスガ、當時ノ内務大臣ハ——明瞭ニ總理大臣ハ 陛下ニ對シテ辭表ヲ奉呈シタノデアルト云フコトニナッテ居ルノデアリマス、此根本原因トナリマシテ、茲ニ斯ノ如キ懲罰事犯ガ出來タト致シマスルト、尙ホ明瞭ニ後段ニ互ッテ説明シテ、田中君ノ御議論ノ根柢ガ誤ッタカラ、此様ナ騒キガ出來タトスレバ、ソレハ全部民政黨ガ惡イノデアルト思フノデアリマス

(拍手、發言スル者多シ)

更ニ其次ヲ見マスルト、併ナガラ内外ノ事情、其時ニ從ッテ内閣ノ更迭ヲ許サナイ、内ハ御即位大禮ガ目前ニ迫ッテ居ルト云フコトガアリマスルシ、外ハ外國ノ戰亂ガ將ニ酣ナラントスル時デアリマシテ、此時ニ當ッテ内閣ノ更迭ト云フコトハ國家ノ不利デアアル、内閣總理大臣ガ其職ヲ退クト云フコトガ出來ナイト云フ事情ガアッタノデアリマスガ、總理大臣ニ於テハ、固ヨリ其職ヲ辭セントシテ辭表ヲ出シタノデアリマス(拍手、發言スル者多シ)諸君如何ニ民政黨ヤ、總理大臣ノ顔ガ鐵面皮、鐵板張りデアリマシテモ、嘗テハ大隈内閣ニ於テ、天下有名ナル鐵面皮張ノ大隈氏スラ辭職シタニモ拘ラズ、自ラ奏請ノ責任ヲ誤テ辭職シナイト云フニ至ッテハ、大隈ノ鐵面皮以上ニ鐵面皮デアルト言ハナケレバナラヌ(拍手、發言スル者多シ)唯自分ガ大臣ニ奏請シタ責任ニ對シテ遺憾千萬デアアル、遺憾々々ト云フコトダケ董督ノ責任ガ立ツナラバ、憲法第五十五條ハ洵ニ無用ナ憲法デハナキヤノ疑ヲ懷カシメルノデアリマス、尾崎行雄君ガ御尋ニナリマシタ所以ハ、決シテ現内閣ニ對シテノミデハアリマセヌ、將來ニ對シマシテモ、一國ノ總理大臣ガ、苟モ閣臣ヲ奏請スルニ當リマシテ、斯ノ如キ刑事被告人ヲ奏請シタト云フコトニナリマスルナラバ、其責ハ誰ガ負フノデアリマス、若是レ唯吾々ガ所謂總理大臣ノ言葉デ言ヒマスルナラバ、遺憾ニ堪ヘナイト云フヤウナ言動ニ依リマシテ、此場合暗雲ヲ模糊シテ之ヲ押付ケルト云フコトニナリマスルナラバ 陛下ニ對シテ、陛下ニ不明ヲ押付ケルモノデアルト謂ハザルヲ得ナイノデアリマス(拍手、發言スル者多シ)諸君ソレノミデハナイノデアリマス、(一身上ノ辯明デハナイノデアリマス)其他發言スル者多シ(一身上ノ辯明デアリマス、田中養達君ノ御議論ノ根本ガ違フカラ、之ヲ説明セ

ネバナラスノデアアル(發言スル者多シ)

●副議長(小山松壽君) 靜肅……

●藤井達也君(續) 若シモ養達君ガ斯ウ云フ誤ッテ議論ヲシナカッタラバ、斯ノ如キ事犯ハ絕對ニ起キナイモノデアルト言ハザルヲ得ナイノデアアル(拍手)ソレノミナラズ田中君ノ御話ヲ承ッテ居リマスルト、マルデ唯興奮シテ、質問ト云フコトデナク、討論ヲシテ、苟モ我黨ノ同僚デアリマスル方ニ向ッテ、アレヤ是ヤト關係アルガ如キコトヲ申述ベマシタガ、抑、此問題ノ根柢ハ何カラ來タノデアアルカ、諸君ノ屬シテ居リマスル當時ノ所謂憲政會若槻内閣ニ於キマシテ、越後鐵道ト云フモノヲ許可シナカッタラバ、此問題ハ出テ來ナイノデアリマス、(拍手)何等ノ關係ガナイ、關係ガナイ、關係ガナイコロデヤナイ、越後鐵道ノ裏面ニ於キマスル此醜惡ナル事實ニ端ヲ發シテ、此問題ガ出來タトシマスルナラバ、當時ノ憲政會並ニ憲政會内閣ナルモノハ、越後鐵道ノ醜惡ナル裏面ニ關シマスル所ノ利權屋ノ塊リデアルト言ハザルヲ得ナイノデアリマス(拍手)此越後鐵道ニ關係ヲ致シテ置イテ、此問題ガ議會ニ出テ決議案ニナリマスルト、嘸諸君等ハ幸イデアリマセウ、或ハ現内閣ノ選舉ノ際ニ當ッテ、閣僚諸君等ガ様々ナ御世話ニナッタバカリデナク、世間デハ現内閣ノ選舉ハ「サーベル」ノ選舉デアアル、金貨ノ選舉デアアル、一圓札ノ選舉デアアルト言ハレテ居ルデアアルカラ、嘸カシ諸君等ハ現内閣ヲ擁護シタコトハ尤デアリマス、併ナガラ世間ハ許サヌノデアリマス、洵ニ私ハ小橋問題ト云フハ現内閣、特ニ先程尾崎君カラ御説明ガアリマシタ如ク、自ラ會テ總理大臣濱口君ガ政友會内閣ニ對シマシテ、彈劾當時ニ於キマシテハ恰モ政友會ノ人事行政ガ惡イモノデアルト云フコトヲ追撃ナサレ、此人人事行政ノ惡イ結果綱紀肅正ニ反スル、官紀ノ振肅ニモ反スルモノデアルト御議論ナサッタニ拘ラズ、自ラ内閣ヲ

造り、總理大臣ニナッテ、其關係ノ中カラ文教——文化總動員ノ旗頭デアリマス所ノ文部大臣ガ罷メタトハ云ヒナガラ、罷メタ原因ヲ追リマスルト、決シテ病氣デナイコトハ恐ラク諸君モ是ハ御承知ト思フノデアリマス(拍手)疑獄事件ニ關係シテ之ヲヤラネバナラヌコトニナリマシタカラ、閣僚諸君ハ相談ノ上閣議決定シテ罷メタコトデアルト思フノデアル(拍手)然ラバ現内閣ノ總理大臣ハ事實ノ真相ハ十分御承知ニナッテ居ルノデアリマス、此御承知ニナッテ居リマス所ノ責任ヲ徒ニ唯——吾々ハ諸君等ニ申スノデアリマセス、唯、彼ノ言フ所ヲ聞キマスルト、遺憾ニ堪ヘナイ、遺憾ニ堪ヘナイト云フヤウナコトヲ以テ免レルヤウナ惡例ヲ作りマスルナラバ、國家將來ノ爲ニ洵ニ吾々ハ深憂ニ堪ヘザル次第ナノデアリマス(拍手)特ニ本日吾々ヲ懲罰ニ附スニ當リマシテ、何ガ原因デアリマスカ、又如何ナル行動ヲ吾々ガヤツノデアルカ、田中君ガ根柢ニ於テ誤タル事實ト、誤タル議論ヲ爲サレマスルカラ、之ニ對シマシテ、荷モ議員タル者ガ憤慨スル位ハ當然デアリマス、唯、「サールベル」ヤ金貨、一圓札出テ來ルヤウナ代議士ナラ感ジナイカモ知レマセヌケレドモ、血ノ氣ノアル代議士ハ皆感ズルモノデアルト御諒解ガ願ヒタイノデアリマス(拍手)其感激ノ爲ニ出テ來タノニ對シマシテ、何デ之ヲ懲罰ニ附スノデアリマスカ、而モ先程私ガ尾崎サンノ御演説ヲ承ッテ居リマスルト、洵ニ面白イ御演説ガアツタ、民政黨並ニ總理大臣ガ此決議案ヲ阻止スルヤウナ者ハ逆賊ナリト言ハレテモ、之ニ對シテ懲罰ニ付スルコトガ出來ナイ人ガ、此小サナ問題ニ懲罰トハ何デアルカ、若シ夫レ諸君等ガ逆賊ト言ハレテモ満足スル如ク小橋問題ニ對シマシテ責任ヲ感ジナイニ至リマシテハ、洵ニ總理大臣ガ鐵面皮デアアル許リデナク、民政黨代議士全部逆賊ト言ハレタ上ニ、鐵面皮デアルト謂ハザルヲ得ナイ(拍手)

諸君、此様ナ結果ニ於キマシテ、私ニ對シテ懲罰事犯ヲ提起ナサレタノデアリマスルガ、私ハ岡本君ニ對シマシテ御尋ヲシタイノデアリマス、苟モ御互ガ幹事トナリマシテ、場内ノ交渉委員ト云フモノニナッテ居ル以上、必要ナ場合ニ當リマシテ壇上ニ登リ、而シテ議長ニ對シ、書記官長ニ對シマシテ注意ヲ與ヘ、或ハ又議場内ノ問題ニ關シマシテ、吾々ガ登壇スルコトハ當然デアリマスルガ、若シ夫レ場内交渉係デアリマスル私迄モ、懲罰ニ付シマシテ、此重大ナル決議案ト云フモノヲ阻止シタイ程諸君ガ、ソレ程辛イモノデアアルカト云フコトヲ私ハ御尋スルノデアリマス、惟フニ場内交渉係デアリマスル私ニ對シテ迄モ懲罰ニ付シマシテモ、此決議案ト云フモノヲ有耶無耶ニ葬リ去リタイト云フ、此心情ヲ追ッテ見マスルト、誠ニ諸君ニハ御氣ノ毒デアリマスルケレドモ、臣節ヲ全ウセザル所ノ、アノ總理大臣ノ能ク率キテ居リマスル所ノ代議士ニハ相應シイ遣方デアルト謂ハザルヲ得ナイノデアル(拍手)

諸君田中養達君ノ彼ノ狂態ハ殆ド全議員諸君ガ御承知ト思フノデアリマス、恐ラク吾ヨリモ此來聽致シテ居リマスル所ノ傍聽人諸君ハ、如何ニ田中君ガ脱線ヲ致シマシテ、質問ヲ離レテ唯、討論ヲ致シ、政友會ニ對シマシテ意見ノ根據ヲ誤リ、又尾崎君ニ對シマシテモ議論ノ根柢ヲ外レ、事實ヲ事實トセズシテ、却テ有リモセヌコトヲ茲ニ述ベテ、之ヲ彼此レ言ヒマスルカラ、懲罰事犯ト云フヤウナコトガ出來タノデアリマスルカラ、其罪ガ誰ニアルカト申シマスルナラバ、寧ロ政友會ニ非ズシテ全部民政黨ニアルノダト謂ハザルヲ得ナイノデアリマス、(拍手)

諸君、誠ニ私ハ此様ナ議論ヲスルヤウナ代議士ガ飛出ス其原因ヲ追ッテ見マスルト、全ク此内閣ハ小橋問題ニ關シマシテハ、責任ハ十分感ジマスケレドモ、之ヲ感ジマスルナラバ、一旦閣下ニ辭表ヲ捧呈致サレマシテ、然ル後ニ爲スベキモノデアアルニ拘ラズ、是モ爲サナイデ、知ラス顔ノ半兵衛デ、何處ニ風ガ吹クカト云フヤウナ面ヲシテ、知ラス顔デ以テ通サウト致サントスル爲ニハ、又此多數黨ト云フモノヲ率キテ無理ニ政友會ニ懲罰事犯ヲ作ッテ、一氣呵成ニ吾々ヲ除外シテ、無理ニ之ヲ通サウト云フ考ノ外ニハ何物モナイト云フコトハ明瞭ナリト謂ハザルヲ得ナイノデアリマス(拍手)此原因ヲ追ッテ見マスルト、全ク現内閣ノヤル所ヲ見マスルト、唯、言論ヲ選舉ニ於テ高壓スル許リデハナク、干涉ハ至レリ盡セリ、特ニ内務大臣ノ如キハ内務大臣官邸ニ於テ、大阪ノ岡田豐一ト云フ者ト密談シテ、堺市ニ於キマシテ山口義一君ヲ落ス爲ニ、何トカ云フ足袋屋ノ親爺ヲ立タセル約束ヲシテ、南惣三郎ト云フ人ト妥協ヲ致シテ、内務大臣官邸策謀致シタコト、ソレ自體ヲ考ヘマシテモ、如何ニ干涉ノ激シカッタカ、分ルノデアリマス(拍手)此様ニ烈シイ干涉ヲスルヤウナ鐵面皮ナ閣僚ガ擲ッテ居ル所デアリマスカラ、小橋問題ニ連坐致シマシテ、現内閣ハ責任ヲ感ジナイト云フコトハ尤ノ道理ト思フノデアリマス、恐ラク現内閣ノ閣僚ノ血管ノ中ニハ、生キタ人間ノ血ガ通ッテ居ルノデアルカ否ヤスラ、吾々ハ疑ハザルヲ得ナイノデアリマス(拍手)選舉干涉ヲシタ事ノミデハナイノデアリマス、事毎ニ彼等ノ爲ス所ヲ見マスルト、議會ニ於キマシテハ横暴ヲ極メテ居ルノデアリマス、世間デハ何ト云フテ居リマスカ、民政黨ノ代議士ト云フモノハ眞造代議士デアルト言ッテ居リマス

●副議長(小山松壽君) 藤井君ニ注意シマシタガ……

●藤井達也君(續) ソレデハ又他ノ分ヲヤリマス、苟モ小橋問題ニ關シマシテ、遺憾デアルト云フコトナラバ、少クモ大隈總理大臣ノ範ヲ學ビマシテ、一旦ハ閣下ニ自ラ辭表ヲ奉呈シテ然ル後 閣下カラ御言葉ガアツタ際ニ、初メテ留ルコソ臣節ヲ完ウスルモノデアルト謂ハザルヲ得ナイノデアアル(拍手)現ニ内務大臣ノ一木君ノ答辯ノ中ニモ、次ノヤウナ言ガアリマス、總理大臣ガ聖旨云々ト云フコトヲ言ハレマシタガ、固ヨリ國務大臣ノ進退ハ 聖旨ニ依ルコトハ勿論ノ話デアアル、憲法ノ條章ガ明カニ示シテ居ル所デアリマス、故ニ總理大臣ノ辭表ヲ奉呈シタ場合ニ於キマシテ、 閣下ガ之ヲ勅許セラルレバ固ヨリ其責ヲ去ルコトハ當然ノ事デアリマスガ、幸ニシテ 閣下ガ總理大臣ガ董督ノ責ヲ盡サナカッタト云フ所ヲ責ヲ 閣下ガ許サレマシテ、辭表ヲ却下セラレマシテ、即チ 閣下ニ於カセラレマシテハ、總理大臣ガ其董督ノ責ヲ盡サナカッタト云フコトノ過失ヲ御許シニナッタト云フ意味ヲ、總理大臣ガ言ハレタノデアリマスト書イテアル、諸君、田中君ニ御尋シタイノデアリマス、尾崎君ガ惡イナドト仰セニナリマシタガ、其當時ニ於キマシテハ、大浦事件ニ關係致シマシテ、總理大臣大隈伯ハ 閣下ニ對シマシテ辭表ヲ奉呈致シタ所ガ 閣下ハ其儀ニ及バズト云フコトガアリマシタカラ、初メテ留ッタノデアリマス、此度小橋問題ニ連坐致シマシテ——小橋君ノ疑獄事件ニ連坐シテ居ルニ拘ラズ、戀々トシテ唯、遺憾ニ堪ヘナイト云フコトダケデハ、 閣下ガ御許シニナッタモノトハ、私ハ判斷スルコトハ出來ナイノデアリマス、全ク總理大臣ハ自ラ 閣下ニ對シマシテ、辭表ヲ奉呈ナサレマシタ後デ、 閣下ヨリシテ御許シノ言葉ガアツタ際ニ方リマシテ、初メテ自ラ總理大臣ト云フ榮職ヲ保持スルナラバ宜シイノデアリマスケレドモ、 閣下ヨリ何等ノ御言葉ガナイノニ拘ラズ、之ニ對シマシテ自ラ留ルコト云フコトハ、全ク臣節ヲ完ウセザルモノデアアル、憲法五十五條ノ責任ヲ完ウセザルモノデアルト謂ハザルヲ得ナイノ

デアリマス(拍手)

諸君、此問題が根本ニナリマシテ懲罰動議が出タノデアリマスガ、特ニ私ハ提案者ニ對シマシテ質問ヲセネバナラヌノデアリ……

●副議長(小山松壽君) 藤井君、質問ハ……

●藤井達也君(續) 辯明セネバナラヌノデアリマス、場内交渉係ト云フモノハ、特別場内ニ於キマシテ種々ノ事務ニ携ハルノデアリマスルカラ、演壇ニ登リマシテ議長ニ注意ヲ與ヘルコトモ、或ハ又其演説ヲシテ居リマスル人ガ無法ニ事實無根ノコトヲ述ベマシタ際ニ當リマシテハ、議長ニ之ヲ注意致サセマスコトハ當然ノ務デアルト私ハ考ヘテ居ルノデアリマス、其者ニ對シマシテスラモ懲罰ニ付サネバナラヌ程、周章狼狽シタ其原因ヲ追テ見マスルト、全ク現内閣ハ小橋問題ノ爲ニ非常ナル痛手ヲ負フノデアリマスカラ、ソレヲ阻止センガ爲ニ吾々同僚十名程ト云フモノヲ懲罰ニ付シマシテ、世間ヲ胡麻化サウト云フ御考デアルト思フノデアリマス(拍手)斯ノ如キ不純ナル動機ニ依テ懲罰動議ガ提出サレ、而シテ其當時ノ狀況ヲ見マスルナラバ、全ク田中君ガ事實無根ノコトヲ述ベタ結果デアルト考ヘマスナラバ、一人モアノ際懲罰ニ掛ルヤウナコトハナカッタ、事實無根ノコトニ憤慨致シ、而シテ又田中君ハ個人ノ身上ニ涉ルコトマデモ論議致シ、質問ニアラズシテ討論ヲ致サレマシタガ、之ニ同僚諸君ガ憤慨サレマシテ、此壇上ニ於テ多少ノ争ガアリ、多少ノ事ガアッタト云フコトヲ捉ヘテ懲罰事犯ニ付スト云フコトハ、全然吾々ノ反對スル所デアリマスカラ、何卒懲罰事犯ハ全部撤回サレマシテ、小橋問題ト云フモノヲ心中ニ置カズシテ、公平嚴正ナル立場ニ於キマシテ、惡イ者ハ惡イ、小橋問題デ内閣ハ罷メテモ宜シイト云フ、大キナ腹デヤッテ頂戴シタイト思フノデアリマス

●副議長(小山松壽君) 土倉宗明君

〔土倉宗明君登壇〕

●土倉宗明君 議會初マリマシテ以來、懲罰事犯ニ掛ッタ人モ其回数極メテ多イノデアリマスルガ、今日吾々同志ノ者ガ懲罰ノ動議ニ掛ッタト云フ其理由ノコトタルヤ、此位阿呆ガ理由ト云フモノハ私共ハ發見スルコトガ出来ナイノデアリマス(拍手)

●藤井達也君(續) 辯明セネバナラヌノデアリマス、場内交渉係ト云フモノハ、特別場内ニ於キマシテ種々ノ事務ニ携ハルノデアリマスルカラ、演壇ニ登リマシテ議長ニ注意ヲ與ヘルコトモ、或ハ又其演説ヲシテ居リマスル人ガ無法ニ事實無根ノコトヲ述ベマシタ際ニ當リマシテハ、議長ニ之ヲ注意致サセマスコトハ當然ノ務デアルト私ハ考ヘテ居ルノデアリマス、其者ニ對シマシテスラモ懲罰ニ付サネバナラヌ程、周章狼狽シタ其原因ヲ追テ見マスルト、全ク現内閣ハ小橋問題ノ爲ニ非常ナル痛手ヲ負フノデアリマスカラ、ソレヲ阻止センガ爲ニ吾々同僚十名程ト云フモノヲ懲罰ニ付シマシテ、世間ヲ胡麻化サウト云フ御考デアルト思フノデアリマス(拍手)斯ノ如キ不純ナル動機ニ依テ懲罰動議ガ提出サレ、而シテ其當時ノ狀況ヲ見マスルナラバ、全ク田中君ガ事實無根ノコトヲ述ベタ結果デアルト考ヘマスナラバ、一人モアノ際懲罰ニ掛ルヤウナコトハナカッタ、事實無根ノコトニ憤慨致シ、而シテ又田中君ハ個人ノ身上ニ涉ルコトマデモ論議致シ、質問ニアラズシテ討論ヲ致サレマシタガ、之ニ同僚諸君ガ憤慨サレマシテ、此壇上ニ於テ多少ノ争ガアリ、多少ノ事ガアッタト云フコトヲ捉ヘテ懲罰事犯ニ付スト云フコトハ、全然吾々ノ反對スル所デアリマスカラ、何卒懲罰事犯ハ全部撤回サレマシテ、小橋問題ト云フモノヲ心中ニ置カズシテ、公平嚴正ナル立場ニ於キマシテ、惡イ者ハ惡イ、小橋問題デ内閣ハ罷メテモ宜シイト云フ、大キナ腹デヤッテ頂戴シタイト思フノデアリマス

●副議長(小山松壽君) 土倉宗明君

●藤井達也君(續) 辯明セネバナラヌノデアリマス、場内交渉係ト云フモノハ、特別場内ニ於キマシテ種々ノ事務ニ携ハルノデアリマスルカラ、演壇ニ登リマシテ議長ニ注意ヲ與ヘルコトモ、或ハ又其演説ヲシテ居リマスル人ガ無法ニ事實無根ノコトヲ述ベマシタ際ニ當リマシテハ、議長ニ之ヲ注意致サセマスコトハ當然ノ務デアルト私ハ考ヘテ居ルノデアリマス、其者ニ對シマシテスラモ懲罰ニ付サネバナラヌ程、周章狼狽シタ其原因ヲ追テ見マスルト、全ク現内閣ハ小橋問題ノ爲ニ非常ナル痛手ヲ負フノデアリマスカラ、ソレヲ阻止センガ爲ニ吾々同僚十名程ト云フモノヲ懲罰ニ付シマシテ、世間ヲ胡麻化サウト云フ御考デアルト思フノデアリマス(拍手)斯ノ如キ不純ナル動機ニ依テ懲罰動議ガ提出サレ、而シテ其當時ノ狀況ヲ見マスルナラバ、全ク田中君ガ事實無根ノコトヲ述ベタ結果デアルト考ヘマスナラバ、一人モアノ際懲罰ニ掛ルヤウナコトハナカッタ、事實無根ノコトニ憤慨致シ、而シテ又田中君ハ個人ノ身上ニ涉ルコトマデモ論議致シ、質問ニアラズシテ討論ヲ致サレマシタガ、之ニ同僚諸君ガ憤慨サレマシテ、此壇上ニ於テ多少ノ争ガアリ、多少ノ事ガアッタト云フコトヲ捉ヘテ懲罰事犯ニ付スト云フコトハ、全然吾々ノ反對スル所デアリマスカラ、何卒懲罰事犯ハ全部撤回サレマシテ、小橋問題ト云フモノヲ心中ニ置カズシテ、公平嚴正ナル立場ニ於キマシテ、惡イ者ハ惡イ、小橋問題デ内閣ハ罷メテモ宜シイト云フ、大キナ腹デヤッテ頂戴シタイト思フノデアリマス

●副議長(小山松壽君) 土倉宗明君

●藤井達也君(續) 辯明セネバナラヌノデアリマス、場内交渉係ト云フモノハ、特別場内ニ於キマシテ種々ノ事務ニ携ハルノデアリマスルカラ、演壇ニ登リマシテ議長ニ注意ヲ與ヘルコトモ、或ハ又其演説ヲシテ居リマスル人ガ無法ニ事實無根ノコトヲ述ベマシタ際ニ當リマシテハ、議長ニ之ヲ注意致サセマスコトハ當然ノ務デアルト私ハ考ヘテ居ルノデアリマス、其者ニ對シマシテスラモ懲罰ニ付サネバナラヌ程、周章狼狽シタ其原因ヲ追テ見マスルト、全ク現内閣ハ小橋問題ノ爲ニ非常ナル痛手ヲ負フノデアリマスカラ、ソレヲ阻止センガ爲ニ吾々同僚十名程ト云フモノヲ懲罰ニ付シマシテ、世間ヲ胡麻化サウト云フ御考デアルト思フノデアリマス(拍手)斯ノ如キ不純ナル動機ニ依テ懲罰動議ガ提出サレ、而シテ其當時ノ狀況ヲ見マスルナラバ、全ク田中君ガ事實無根ノコトヲ述ベタ結果デアルト考ヘマスナラバ、一人モアノ際懲罰ニ掛ルヤウナコトハナカッタ、事實無根ノコトニ憤慨致シ、而シテ又田中君ハ個人ノ身上ニ涉ルコトマデモ論議致シ、質問ニアラズシテ討論ヲ致サレマシタガ、之ニ同僚諸君ガ憤慨サレマシテ、此壇上ニ於テ多少ノ争ガアリ、多少ノ事ガアッタト云フコトヲ捉ヘテ懲罰事犯ニ付スト云フコトハ、全然吾々ノ反對スル所デアリマスカラ、何卒懲罰事犯ハ全部撤回サレマシテ、小橋問題ト云フモノヲ心中ニ置カズシテ、公平嚴正ナル立場ニ於キマシテ、惡イ者ハ惡イ、小橋問題デ内閣ハ罷メテモ宜シイト云フ、大キナ腹デヤッテ頂戴シタイト思フノデアリマス

●副議長(小山松壽君) 土倉宗明君

●藤井達也君(續) 辯明セネバナラヌノデアリマス、場内交渉係ト云フモノハ、特別場内ニ於キマシテ種々ノ事務ニ携ハルノデアリマスルカラ、演壇ニ登リマシテ議長ニ注意ヲ與ヘルコトモ、或ハ又其演説ヲシテ居リマスル人ガ無法ニ事實無根ノコトヲ述ベマシタ際ニ當リマシテハ、議長ニ之ヲ注意致サセマスコトハ當然ノ務デアルト私ハ考ヘテ居ルノデアリマス、其者ニ對シマシテスラモ懲罰ニ付サネバナラヌ程、周章狼狽シタ其原因ヲ追テ見マスルト、全ク現内閣ハ小橋問題ノ爲ニ非常ナル痛手ヲ負フノデアリマスカラ、ソレヲ阻止センガ爲ニ吾々同僚十名程ト云フモノヲ懲罰ニ付シマシテ、世間ヲ胡麻化サウト云フ御考デアルト思フノデアリマス(拍手)斯ノ如キ不純ナル動機ニ依テ懲罰動議ガ提出サレ、而シテ其當時ノ狀況ヲ見マスルナラバ、全ク田中君ガ事實無根ノコトヲ述ベタ結果デアルト考ヘマスナラバ、一人モアノ際懲罰ニ掛ルヤウナコトハナカッタ、事實無根ノコトニ憤慨致シ、而シテ又田中君ハ個人ノ身上ニ涉ルコトマデモ論議致シ、質問ニアラズシテ討論ヲ致サレマシタガ、之ニ同僚諸君ガ憤慨サレマシテ、此壇上ニ於テ多少ノ争ガアリ、多少ノ事ガアッタト云フコトヲ捉ヘテ懲罰事犯ニ付スト云フコトハ、全然吾々ノ反對スル所デアリマスカラ、何卒懲罰事犯ハ全部撤回サレマシテ、小橋問題ト云フモノヲ心中ニ置カズシテ、公平嚴正ナル立場ニ於キマシテ、惡イ者ハ惡イ、小橋問題デ内閣ハ罷メテモ宜シイト云フ、大キナ腹デヤッテ頂戴シタイト思フノデアリマス

●副議長(小山松壽君) 土倉宗明君

●藤井達也君(續) 辯明セネバナラヌノデアリマス、場内交渉係ト云フモノハ、特別場内ニ於キマシテ種々ノ事務ニ携ハルノデアリマスルカラ、演壇ニ登リマシテ議長ニ注意ヲ與ヘルコトモ、或ハ又其演説ヲシテ居リマスル人ガ無法ニ事實無根ノコトヲ述ベマシタ際ニ當リマシテハ、議長ニ之ヲ注意致サセマスコトハ當然ノ務デアルト私ハ考ヘテ居ルノデアリマス、其者ニ對シマシテスラモ懲罰ニ付サネバナラヌ程、周章狼狽シタ其原因ヲ追テ見マスルト、全ク現内閣ハ小橋問題ノ爲ニ非常ナル痛手ヲ負フノデアリマスカラ、ソレヲ阻止センガ爲ニ吾々同僚十名程ト云フモノヲ懲罰ニ付シマシテ、世間ヲ胡麻化サウト云フ御考デアルト思フノデアリマス(拍手)斯ノ如キ不純ナル動機ニ依テ懲罰動議ガ提出サレ、而シテ其當時ノ狀況ヲ見マスルナラバ、全ク田中君ガ事實無根ノコトヲ述ベタ結果デアルト考ヘマスナラバ、一人モアノ際懲罰ニ掛ルヤウナコトハナカッタ、事實無根ノコトニ憤慨致シ、而シテ又田中君ハ個人ノ身上ニ涉ルコトマデモ論議致シ、質問ニアラズシテ討論ヲ致サレマシタガ、之ニ同僚諸君ガ憤慨サレマシテ、此壇上ニ於テ多少ノ争ガアリ、多少ノ事ガアッタト云フコトヲ捉ヘテ懲罰事犯ニ付スト云フコトハ、全然吾々ノ反對スル所デアリマスカラ、何卒懲罰事犯ハ全部撤回サレマシテ、小橋問題ト云フモノヲ心中ニ置カズシテ、公平嚴正ナル立場ニ於キマシテ、惡イ者ハ惡イ、小橋問題デ内閣ハ罷メテモ宜シイト云フ、大キナ腹デヤッテ頂戴シタイト思フノデアリマス

ナク行ハレタル一ツノ醜態ナル半面デア
ル、五万圓ヲ即チ總理自體ガ手ニ入レタ
云フノデアリマス、而モ其取次ガ江木鐵相
ガ致シテ居ルノデアアル、現ニ我黨ノ牧野代
議士其他カラ此事件ニ對シテ告發ヲ致シテ
居ル、所ガ此告發ヲ眞ニ眞面目ニ審理ガ進
メラレナイデ、司法官ヲ壓迫シ、司法權ニ
向テ干渉ヲシテ、此事件ナドモ矢張曖昧
ノ裡ニ葬リテシマッタノデハナイカ(拍手)ソ
レハ諸君茲ニ告發狀ガアリマス、其告發狀
ヲ御覽ニナッテモ分ルノデアアル……

●副議長(小山松壽者) 關係ノナイコト
ハ……
〔「關係ガアル」議長々々「横暴々々」
其他發言スル者多ク聽取スル能ハス」〕
●土倉宗明君(續) 極メテ此事件ニ關聯ガ
アル、一身上ノ私ノ辯明ニ關聯ノアル限リ
ニ於テハ、ドウカ緩クテ述ベサシテ戴キタイ、
緩クテ述ベサセテ戴キタイと思フノデアリ
マスルガ、成ルベク簡略ニ、成ベク簡單ニ
申述ベルノデアリマスルカラ、ドウカ御聽
取ヲ願ヒタイ、即チ此告訴ノ條件モ、私ノ
一身上ノ辯明ニハナルノデアリマス、此事
件ノ爲ニ議場ガ騷擾ヲ醸シ、遂ニ收拾スベ
カラザル混亂ニ陥リタノデアリマスルカラ、
之ニ矢張立派ニ關聯ガアルノデゴザイマ
ス、途中ハ省略致シマシテ、「濱口内閣成
立直後本年七月十日過ぎニ於テ鐵道大臣江
木翼ガ伊勢鐵道株式會社社長熊澤一衛ニ對シ
賄賂ヲ要求シ熊澤一衛ハ之ヲ承諾シ江木翼
ノ自邸ニ金五万圓ヲ持參シ之ヲ提供シタ
ル處同人ハ一旦之レヲ收受シ直チ熊澤一
衛ヲ伴フテ總理大臣官邸ニ到リ濱口雄幸ニ
會見シ熊澤一衛ノ面前ニ於テ既ニ收受セシ
五万圓ヲ提出シ濱口雄幸ニ手交シ濱口雄
幸ハ之レヲ收受シタリト言フニ在リ」(拍
手)〔議長々々其他發言スル者多シ〕右ニ
對シ東京地方裁判所檢察局ノ審理ノ結果ハ
江木翼ニ於テ一度之レヲ收受シタルモ五六
日後自己ノ之レヲ受クルコトハ不穩當ト考

ヘ武藤嘉門ナル者ヲシテ民政黨本部ヘ持
參スヘク命シタル處武藤嘉門ハ熊澤一衛ガ
鐵道疑獄事件ニテ拘留セラレタル後熊澤ノ
番頭某ニ返還シタリトノ辯解ヲ採用セラ
レ、犯罪ヲ構成セズト云フニ在リト聞ケリ
一、右ハ甚ダシキ愚劣極マル辯解ニシテ江
木翼ガ自己ノ受ケ置クコトノ不穩當ト信ズ
ル金員ヲ五六日手許ニ留メ置キタリトハ實
ニ驚キ入りタル事實ニシテ苟クモ不穩當ト
信ズル金錢ニ手ヲ觸ル、事力解ス可カラ
ズ……

●議長々々「緩クリヤレ」其他發言ス
ル者多シ
●土倉宗明君(續) モウ僅カデアリマス……
●副議長(小山松壽者) 中止シマスゾ
〔「議長餘計ナコトヲ言フナ」其他發言
スル者多ク聽取スル能ハス」〕
●土倉宗明君(續) 諸君、是ハ議長カラ只
警告ヲ受ケテ、是レ以上此關聯ノナイ問題
ヲヤレバ中止ヲスルト云フノデゴザイマス
カラ(關聯シテ居ル、ヤレ)ト呼フ者
アリ)中止ヲサレテハ私ノ一身上ノ辯明ガ
立チマセス、故ニ此事件ハ避ケマシテ、次
ノ問題ニ移リタイと思フ(拍手)議長注意ナ
サイト呼フ者アリ)私共ガ懲罰ノ動議ヲ受
ケマシタ點ニ付テハ飽迄モ不同意デアリマ
ス、故ニ諸君ニ於カレマシテモ私ノ立場ヲ
能ク諒トセラレテ、此動議ヲ速ニ撤回セラ
レンコトヲ望ムノデアリマス(拍手)

先程モ申述ベマシタ如ク自席ニ極メテ靜
肅ニシテ居ラタ者ガ、懲罰ノ動議ヲ出サレ
理由ガゴザイマセヌ、ソレヨリハ、寧ロ
此導因ヲ爲シタル所ノ田中君コソハ、正ニ
懲罰ノ私ハ資格十分アリト思ヒマス、即チ
今日迄議場ノ混亂サレル所以ノモノハ(皆
君)ト呼フ者アリ)所以ノモノハ、言ハ
トスル所ノモノヲ言ハシメズ、又言フ所ノ
者モ極メテ不穩當ナル言葉ヲ以テ、挑戰
ノ態度ニ出ラレマスカラ、議場ガ混亂ヲ來
スノデゴザイマス(拍手)然ラバ今ノ問題ナド

ハ、明ニ田中君ガ、アノ狂氣ノ如キ態度ヲ
以テ、山犬ノ如キ態度ヲ以テ此演壇ニ咆吼
シテ居ル、斯ノ如クシテ、言行甚ダ不穩當
ナル點ガアリマシタカラ、混亂ニ陥リタ
ノデアアル(拍手)然ラバ喧嘩ハ兩敗俱損シテ、民
政黨ノ田中君モ、懲罰ノ仲間入シテコソ、
是レ公平ナル所ノ懲罰動議デアアル、然ルニ
一方ノ相手方ダケハ免レ、サウシテ反對黨
ナリノ理由ヲ以テ、偶、民政黨ガ又多數黨
アルト云フ理由ヲ以テ、少數黨デアアル政友
會員ヲ懲罰ニ付スルト云フコトナラバ、誰
ニデモ出來ル、ケレドモ是ハ單ナル議席ニ
於テ數字ヲ争フベキ問題デハナイ、總テハ
諸君多數黨ノ所謂暴壓ナル力ニ依テ此手
段ヲ敢テスルナラバ、天下ノ人心ハ、總テ
ハ民政黨ヲ離レルノデアアル(拍手)諸君此本
旨ニ鑑ミテ此動議ハ撤回サルベキモノデア
ルト、私ハ固ク信ジテ疑ハナイノデゴザイ
マス、茲ニ即チアナタ方ノ總理大臣デア
濱口サンハ、嘗テハ此言論抑壓ニ對シテハ、
斯様ナコトヲ申述ベラレテ居ル「議會ノ質
問ニ對シテ政府ハ默シテ語ラナイデ済ムト
思ウテ居ルカモ知レマセヌ、併ナガラ新聞
ニ現レズ國民ガ沈黙ヲ守リ又議員ガ深ク追
窮シナイニ依テ、天下泰平デアリ、民心ノ
和解ヲ得テ居ルト考ヘルナラバ、是ハ大ナ
ル誤デアリマス、私ハ茲ニ古人ノ句ヲ引ク
コトヲ御許ヲ願ヒタイ、或古人ノ句ニ「天
下ノ人ヲシテ敢テ言ハズシテ、敢テ怒ラシ
ム」ト云フコトガアタコトヲ私ハ確ニ記憶
シテ居ル、國民ノ無言ノ憤リコソ、眞ニ恐
ルベキモノデアリマス、斯ノ如ク總理大臣
自ラガ、會テ田中内閣ノ際ニ此壓迫スルコ
トハ、總テハ之カ反撥シテ非常ナル所ノ
結果ヲ及ボスナリ、ト云フコトヲ明ニ明言
シテ居ルデハナイカ、此言ハハムルコトヲ
諸君カ十分ニ言ハシメズ、一身上ノ辯明ニ
對シテサヘモ、十分ニ口ヲ開カシメナイト
云フコトハ、餘リニモソレハ議會中心主義ヲ
唱ヘテ居ラレ諸君方ノ恥辱デアルト言ハ

ザルヲ得ヌノデアアル、斯ノ如キ言辭ヲ用ヒテ、
盛ニ反對黨ノ時ナラバ、堂々ト論旨ヲ立テ
テ進メルケレドモ、一旦自己ガ其職責ニ座
ルヤ、責任ノ地位ニアルヤ、恬トシテ之ヲ
顧ミズ、如何ナル所ノ質問、詳細ナル所ノ
答辯ヲ求メナクテハナラヌ場合ニ於テモ、
默シテ語ラナイ、噤者ノヤウナ態度ヲ以テ
臨マレテ居ルト云フコトハ、實ニ遺憾千萬
ト言ハナケレバナラヌノデアアル(拍手)

諸君、總理大臣ガ文部大臣奏薦ノ責任ニ
當リマシテモ、彼ガ會テハ斯ノ如キ言動ヲ
シタ人間ト吾々ハ思フテ居リマス、之
ニ對シテハ聊カモ言ハナイ、サウシテ恰モ
官僚ノ權化、無言ノ行ヲサレテ居ルト云フ
コトハ、是デモ立憲國ノ宰相デアルト云フコ
トガ出來ルカドウカ、甚ダ疑ハザルヲ得ナ
イノデアアル、私ハ結論ニ這入りタイと思
マス、今暫ク……モウ少シデアリマス、要スル
ニ私ガ何等ノ理由ナクシテ懲罰ニ附サレ
ル所ノ動議ニ、氏名ヲ出サレマス云フコト
ハ、甚ダ迷惑千萬デゴザイマス、如何ナル
證據ニ依テ、如何ナル事實ニ基キテ、斯ノ
如キ人ノ名譽ヲ毀損スルガ如キ行動ヲ爲サ
レルカト云フコトニ付テハ伺ヒタイノデ
アリマス、提案者ハ何ニ基キテ私ヲ懲罰動
議ニ付サレタカト云フコトヲ此處デ説明ヲ
願ヒタイノデゴザイマス、理由ナクシテ受
ケル所ノ懲罰ハ、私ハ受ケタクナイと思フ、
但シ民政黨諸君ガ、是ガ非デモ土倉ダケハ
懲罰ニシテヤラナケレバナラヌト云フ意味
合カラ懲罰ニ爲サレラナラバ、名譽ノ懲罰
トシテ私ハ受ケルノデアリマス、(ド)チデ
モ宜イト呼フ者アリ)ド)チデモ宜イ
云フ譯ニハ斷ジテ參リマセヌ、苟モ懲罰ノ
理由ガアリトスレバ、極メテ不名譽ナル行
動デゴザイマスカラ、私ハ理由ナキ懲罰ナ
ラバ絕對ニ受ケマセヌ、併シ理不盡ニ諸君
ハ柄ノ無イ所ニ柄ヲスデテ、懲罰ニ付サ
ケレバナラヌト仰シタルナラバ、私ハ甘ん
ジテ名譽ノ懲罰トシテ受ケル積リデゴザイ

マス、其事實ノ點ヲ——懲罰ニ付サルベキ理由ヲ私ハ伺ヒタイ、斯ノ如キ次第デアッテ、此民政黨内閣ト云フモノハ、言論ニ對シマシテ如何ナル暴言ト、如何ナル所ノ不穩當ナル言葉ヲ使フモノ懲罰ニハ付サレナイデ、唯議席ヲ離レ、若クハ幹事トシテ書記官長ノ手許ヘ交渉ニ來ル者ヲ提ヘテ懲罰ニ付スルト云フヤウナコトハ、洵ニ驚人ナコト、謂ハナケレバナラヌ（拍手）諸君劈頭ニ名前ヲ擧ゲラレテ居リマス青木君デアルトカ、或ハ藤井達也君デアルトカ、是等ハ幹事デアリマシテ、議事ノ進行上當然書記官長ト交渉スベキ筋アリト云フノデ、此處迄來テ懲罰ニ付サレルト云フナラバ、何ヲ以テ交渉スルコトガ出來ルノデアリマスカ、交渉ハ出來ナイ、且又此交渉員ト私ハ交渉ヲ爲スベキ所ノ任務ヲ有テ居リマスノデ、偶、議席ヲ立タト云フヤウナ事實アリトスレバ、其交渉ノ用件ヲ帶ビテ議席ヲ立タモノデアッテ、決シテ演説者ノ演説ニ對シテ妨害ヲスルヤウナ態度ヲ取ツコトハゴザイマセヌ、況又演壇等ニハ上ツタ覺モゴザイマセヌ、何ヲ提ヘテ此懲罰ノ動議ニ私ノ名前ヲ連ネテ居ルカト云フコトヲ不思議ニ思フ次第ゴザイマス、兎モアレシノ如キ、會期モ將ニ一兩日ニ盡キントシテ、最後ニ懲罰ニ付スルト云フコトハ、諸君ハドウ云フ御考デ爲サルノデアリマス、其理由ヲトクリ承リタイト思フ、先程モ申述ベタ通り、理由ハ極メテ薄弱デアアルノデアリマス、更ニ詳細ナル納得ノ出來ル得心ノ行クベキ所ノ理由ヲ私ハ説明シテ貰ヒタイト思フ、諸君、民政黨内閣ガ、此特別議會ニ於テ爲サレタル所ノ行動、態度ト云フモノハ、實ニ不眞面目デアッテ、慎重審議、國家ノ政治ヲ議スルト云フ態度ニ出テ居ラレナイト云フコトハ明ナル事實デアリマス、恐ラクハ諸君ニ於テモ之ヲハッキリ自覺サレテ居ルダラウト思フノデゴザイマス、唯單ニ短イ此期間内ニ於テ、速ニ無二、二百七

十名ト云フ多數ノ力ヲ以テ蹂躪シテ通ルナラバ何事モ成ラウト云フヤウナ御考デ、此方向ヲ進メラレテ來タコトハ明カデアリマス、斯ウ云フ態度デハ、總テハ全國民ヨリ指揮ヲサレ、サウシテ民政黨自身ガ逆境ニ立タナケレバナラヌ時期ガ近キ將來ニ來ルト云フコトヲ皆サンニ申上ゲテ置キタイ（變々コトヲヤレ）ト呼フ者アリ）是程變々事ハナシ、斯ル醜態ヲ以テ終始サレタ此特別議會ハ、全ク民政黨ノ無智無能ノ由テ然ラシムル所デアルト云フ結論ヲ以テ、私ハ一身ノ辯明ニ代ヘテ置ク次第デアリマス（拍手）

●副議長（小山松壽君） 暫時休憩致シマス
午後六時三十一分休憩

●議長（藤澤幾之輔君） 休憩前ニ引續キ會議ヲ開キマス、深澤豐太郎君

●深澤豐太郎君 昨日本日民政黨ノ諸君ノ發議ニ依ッテ、茲ニ懲罰ニ付スト云フ動議ヲ提出セラレタノデアリマス、私ハ此場合自分ノ眞情ヲ披瀝シテ皆様ノ御聽ヲ願ヒタイト思フノデアリマス、吾々第二ノ普通選舉ニ依ッテ選出セラレマシタル御互ハ、此議會ニ當リマシテハ是非……

〔發言スル者多シ〕

●議長（藤澤幾之輔君） 清家君、少シ御注意ナサイ

●深澤豐太郎君（續） 舊來ノ如キ議會ノ狀態ヲ避ケタイト云フコトヲ心掛ケテ居タノデアリマス、然ルニ議會ガ開ケマスルヤ、二十五日ノ最初ノ日ヨリ依然トシテ前ノ儘ノ議場ノ有様ヲ呈シテ居ルト云フコトハ、御五誠ニ残念ニ堪ヘナイ次第デアリマス、（資格ガナイゾ）ト呼フ者アリ）資格ガナイゾト云フ彌次ガ出テ居リマスガ、斯ノ如キコトヲ申上ゲル資格ガアリヤ否ヤノ私ノ眞情ヲ御聽ヲ願ヒタイ、私ハ二十五日ノ政友會ノ代議士會ニ於キマシテ——私ハ午前中

ノ貴族院ニ於ケル總理大臣、外務大臣ノ演説ヲ傍聽致シマシタ、サウシテ正午ノ政友會ノ代議士會ニ臨ミマスルト、會議ヲ秘密會ト致シマシテ、幹事長ハ政友會ノ代議士會デ斯ク吾々ニ言ハレタノデアリマス、國務大臣ノ演説、殊……

〔發言スル者多シ〕

●議長（藤澤幾之輔君） 靜肅ニ願ヒマス

●深澤豐太郎君（續） 總理大臣ノ演説ニ對シテハ我黨ハ終始絕對靜肅ノ態度ヲ以テ傾聽シナケレバナラナイ、同時ニ政友會ノ總裁デアル犬養先生ガ今日ハ演説ヲナサレルガ、其場合ニ於テモ靜肅ヲ保ッテ、兩黨總裁ノ演説ハ靜肅ノ中ニ徹底的ニ論議ヲ盡サシメナケレバナラナイ、故ニ今日ノ議場ニ於テハ我黨ノ代議士諸君ハ、十分慎重アル態度ヲ執ッテ、絕對ニ彌次ナドヲ致シテハイケンイト云フコトヲ言ハレマシタ、此幹事長ノ提言ニ對シテ代議士會ハ滿場一致ヲ以テ、二十五日ノ會議ニハ絕對靜肅ノ態度ヲ以テ臨ムト云フコトヲ決議ヲ致シマシタ、其場合私一人ハ除外例ヲ求メマシタ、私ハ斯ク申シタノデアリマス、ソレハ成程幹事長ノ仰セノ通り、絕對ニ靜肅ヲ保チタイノデアアルケレドモ、議場ノ心理ハ之ヲ許サナイカモ知レナイ、殊ニ貴族院ニ於ケル午前中ノ總理大臣ノ演説、外務大臣ノ演説ヲ拜聽シマスルト、私共如何ニシテモ默シテ之ヲ聽イテ居ルコトノ出來ナイヤウナ言辭ヲ弄シテ居ルノデアアル、其時ニ私ハ總理大臣ノ演説ノ一齣ヲ引用致シマシタ、我國防ハ絕對ニ安固デアアル、倫敦會議ハ成功デアルト云フヤウナ總理大臣ノ斷定、外務大臣ニ至リマシテハ其言論ハ實ニ挑戰的デアリマス、國家ノ眞ニ國防ヲ憂フル所ノ者ニ對シテ、神經過敏ニ過ギルモノデアアルナド、云フ首斷ヲ致シテ居ルノデアリマス、ソレバカリデハナイ、今日ノ國防ハ五年後ニ於テハ國防ノ力タル價值ヲ失フカモ知レナイ、五年後ニ於テハ新シキ國防ノ力ガ出テ來ルカモ知レ

ナイナド、云フ演説シテ居ルト、故ニ斯ノ如キ暴言ニ等シキ國務大臣ノ施政演説ニ對シテハ、私ハ幹事長ノ言葉デハアルケレドモ、默シテ之ヲ聽イテ居ル譯ニハ行カナイ、或ル場合ニ於テハ「ノー」ト言ヒ、或ル場合ニハ「イエス」ト言ヒ、又議事ノ妨害ニナラザル程度ノ批評短評ハ之ヲ加ヘテモ差支ナイデヤナイカト云フコトヲ提議致シマシタ、所ガ他ノ代議士諸君ハ、此總理大臣外務大臣ノ演説ニ付テハ、「イエス」「ノー」ノ言葉モイケンナイ、短評ヲ加ヘルコトモイケンナイ、苦シイ所ガアッテモ絕對ニ靜肅ニ聽カナケレバナラナイト云フコトニ、二十五日ノ我黨ノ代議士會デハ決定ヲシタノデアリマス、其時ニ望月圭介氏ヨリ此我黨代議士會ノ決議ハ、之ヲ民政黨ノ諸君ニモ交渉ヲシタノデアアルカド云フ御話ガアッタ、所ガ立憲政治ノ上ニ於テ當然ノ事デアアルカラ、敢テ交渉ヲ爲スノ必要ヲ認メマセヌト云フコトデ、我黨ノモミノ態度デ之ヲ決シタノデアリマス、私モ其黨議ニ基イテ二十五日ノ此議場ニ臨ミマシテ、暴言ニ等シキ總理大臣、外務大臣、況ヤ金解禁ヲ誇張スル所ノ井上大藏大臣ノ演説スラ、吾々ハ默シテ之ヲ傾聽致シタノデアリマス（拍手）（大藏大臣ハ答辯出來ナカッタデヤナイカ）ト呼フ者アリ）御待チナサイ、ソレハ是カラデアリマス、所デ皆サン此二十五日ノ速記録ヲ細イテ見テ下サイ——二十五日ノ速記録ヲ細イテ見テ下サイ、總理大臣ノ演説、外務大臣ノ演説、大藏大臣ノ演説ニ付テハ一言半句ノ……

〔發言スル者多シ〕

●議長（藤澤幾之輔君） 靜肅ニ願ヒマス

●深澤豐太郎君（續） 彌次モ記載セラレテ居ナイノデアリマス、議長ハ三大臣ノ演説ノ間ニ於テハ唯ノ一回ノ注意モ致シテ居リマセヌ、所ガ此三大臣ノ演説ガ濟ンデ、犬養政友會總裁ガ壇上ニ立チマスルヤ、吾々ハ三大臣ノ演説ノ間終始靜肅ヲ保ッテ傾聽

ヲシタニ拘ラズ、民政黨ノ諸君ハ犬養——殊ニ本院ニ於ケル長老ノ演説ニ對シテ、殆ド罵聲譁謗ヲ恣ニ致シタノデアリマス、或者ハ之ヲ馬鹿ト罵リ、甚シキニ至リテハ之ヲ老耄ト罵倒致シテ居リ、タノデアリマス（拍手）諸君、此犬養總裁ノ演説ノ間ニ於テハ議長ガ民政黨ノ諸君ニ靜肅ニ願ヒマスト云フ注意ヲ發シタルコト、數フルニ違ナイ程多クノ注意ヲ拂テ居ルノデアリマス、速記録ヲ通ジテ此三大臣ノ演説ニハ唯ノ一回ノ彌次モナク、議長ノ注意モナイノニ、犬養總裁ノ演説ニハ殆ド喧騒裡ニ終始スルト云フ有様デアッタノデアリマス（拍手）即チ第一日ノ第一回ノ議場ノ光景ヲ見テ、モウ諸君ト共ニ議場ノ廓清ヲ期スルコトハ到底無駄デアルコトヲ自覺致シマシタ、斯ノ如キ徑路ヲ以テ、我ガ黨ハ黨議ヲ決シテマデ議場ノ靜肅ヲ保タンガ爲ニ、此議場ニ臨ンダニモ拘ラズ、各位ハ遂ニ犬養總裁ノ演説ヲ議場ニ徹底セシムルコトヲ恐レテ、之ヲ彌次リ倒サントスル有様デアッタ（拍手）其次ノ總理大臣ノ演説ヲ見テ下サイ、前回出タル時ニハ唯ノ一言半句ノ彌次モナク、靜肅デアッタ此議場ガ、再び總理大臣ノ立タ時ニハ、犬養總裁ニ對スル諸君ノ彌次ハ、是ハ取テ直ニ總理大臣ニ報イントシテ、吾々ハ遂ニ總理大臣ヲシテ發言ヲ自由ナラシメナカッタデハナイカ（拍手）犬養大臣ニ對シ然リデアリマス、其原因ガ何レニアルカラ論及致シマスレバ、斯ノ如キ紳士的デアッタ吾々ヲ驅テ、今日ノ議場ノ如キ有様ヲ繼續シテ來タラシメタ罪ハ、舉ゲテ立憲政治ニ無自覺ナル民政黨各位デアルト謂ハナケレバナラヌノデアリマス（拍手）殊ニ私ノ残念ニ思ヒマスルコトハ、其場合總理大臣ガ此處ニ著席シテ居テ、自分ノ演説ニハ一言半句ノ彌次ヲ飛バズ者ガナカッタノニ、犬養總裁ノ演説ガ議場ニ徹底セザル迄ニ彌次ラレテ居ル場合ニデス、民政黨ノ總裁タル濱口君ガ平然トシテ、恰モ之ヲ喜ブガ如クニ見

テ居ッタト云フコトハ、吾々總理大臣ノ立ハ憲政治ニ對スル良心ヲ疑ハザルヲ得ナイノデアリマス（拍手）殊ニ各大臣、總理大臣ノミデハアリマセヌ、各大臣ノ連中ガ、此議場ニ於テ、最も喧騒ヲ極メタル者ハ各大臣ノ秘書官ノ連中ガ喧騒ヲ極メテ居リ、其秘書官ノ連中ガ喧騒ヲ極メテ居ルノヲ、大臣ハ此上カラ恰モ褒ムルガ如キ態度デ之ヲ見テ居リ、タノデアリマス（拍手）殊ニ松田源治君ガ此處ニ居ラレケレドモ、松田サン、岸衛君モ終始一貫シテ彌次ノ大將ヲ勤メテ居リマス、此岸君ノ議事妨害ニ對シテ……（議長注意シロ）ト呼ヒ其他發言スル者多シ）

（此時議長深澤豐太郎君ニ何事カ告ク）
●深澤豐太郎君（續） 殊ニ此大臣諸カガ吾等ノ心理ヲ今日ノ如ク導イテ來タ責任ハ、茲ニ議長ノ注意ガアツタカラ論ジマセヌケレドモ、二十五日ノ三土忠造君ノ質問ニ對シテ答辯ヲ回避シタル總理大臣ノ態度ガ、今日ヲ導イテ來タノデアリマス（拍手）殆ド議會ノ先例ヲ破テ居ルノデアル、或ル場合ニハ總理大臣ガ先ニ出テ犬養大臣ガ後デ出テ居ル、三十幾年間ノ慣例ヲ破テ、犬養大臣ヲ先ニシテ總理大臣ヲ後ニシヨウトシタ、或ハ或ル場合ニ於テハ大臣ノ

（此時發言スル者多シ）
●議長（藤澤幾之輔君） 靜肅ニ願ヒマス——靜肅ニ願ヒマス
●深澤豐太郎君（續） 大臣ノ身上ニ涉ル所ノ質問ヲ致シタノニ對シテ、江木鐵道大臣、依商工大臣ハ答辯スラ致スコトガ出來ナカッタノデアリマス（拍手）其實問ハ獨リ單ナル一身上ノ辯明デアリマセヌ、吾々ノ最モ聽カント欲スル所ノ鐵道大臣ノ收賄事件デアリマス、或ハ……

（議長注意シロ）ト呼ヒ其他發言スル者多シ）
（此時議長深澤豐太郎君ニ何事カ告ク）
●深澤豐太郎君（續） 一身上ノ辯明ニ涉ル

ベキコトヲ議長ハ要求セラレマシタカラ、一身上ノ辯明ヲ簡單ニ申上ゲマス

（發言スル者多シ）
●議長（藤澤幾之輔君） 靜肅ニ願ヒマス
●深澤豐太郎君（續） 私ハ本日ノ議場ノ狀態ハ、小山副議長ガ既ニ……

（發言スル者多シ）
●議長（藤澤幾之輔君） 靜肅ニ願ヒマス——靜肅ニ願ヒマス
●深澤豐太郎君（續） 小山副議長ハ田中養達君ノ演説ニ對シテ、質問ノ範圍外ニ互ルト云フコトデ、注意ヲスルコト既ニ三度、四度ニ及ンダノデアリマス、民政黨員デアッタ所ノ議長ハ、田中養達君ガ、自分ノ質問シテ居ルコトガ、尾崎行雄君ノ演説ノ範圍ヲ脫シテ居ルト云フコトヲ、三度モ四度モ注意致シタノデアリマス、然ルニ議長ハ——此議長ハ、タタ一タビ私ガ一身上ノ辯明外ニ互レバ、直ニ私ニ對シテ注意ヲ致スノデアリマス

（發言スル者多ク議場騒然）
●議長（藤澤幾之輔君） 靜肅ニ願ヒマス
●深澤豐太郎君（續） 議院法ニ依リマスレバ、三度モ四度モ注意シテ、尙ホ此注意ヲ聽カザル場合ニ於テハ、議長ハ其言論ヲ中止セシムルノガ當然ナノデアリマス、然ルニ民政黨デアッタノ田中君ノ演説ニ對シテハ、議長ハ唯注意ヲ繰返シテ居タニ過ギナイノデアリマス、故ニ若シ議長ガ公平デアルナラバ、私ノ演説ニ對シテモ、終始一貫シテ注意ヲ繰返シテ置イデ貰ヒタイノデアリマス（拍手）此田中君ノ演説ガ、如何ニモ尾崎君ノ演説ニ對スル質問ノ範圍ヲ越シテ居ルガ爲ニ、私ハ此壇上ニ登リマシタ、確ニ登リタニ相違ナイ（議場騒然）所ガ議長ハ私ノ注意ニ對シテ——何故此演説ヲ再三再四注意シテ居テ、之ニ中止ヲ命ジナイカト云フコトヲ注意シタ時ニ、議長ハ然ラバ注意致シマスと言ウテ、私ノ議長ニ對スル注意ヲ取上ゲテ、田中君ヲ呼バレテ演説ヲ

注意セヨト云フコトヲ警告セラレタノデアリマス、注意デハイケナイ、中止デナケレバナラヌト云フコトハ、當然デアリマスケレドモ、議長ハ單ニ注意ヲ繰返シテ居リ、過ギナイ、是ハ此事件ノ全部デアリマス、懲罰ヲ加ヘル場合ニ於テハ、其議場ノ狀態ガ、議事ノ進行ヲ中止シテ、殆ド本會議ガ休憩ヲシタ後デナケレバ懲罰ヲ加ヘラレヌト云フヤウナ前例ハ、殆ド稀ニシカ存在致サナイノデアリマス（拍手）發言スル者多ク議場騒然今日ノ如キ場合ニ於テ、懲罰ナド、云フ勸諭ノ起ラウ筈ハナイ

（發言スル者多ク議場騒然）
●議長（藤澤幾之輔君） 靜肅ニ願ヒマス
●深澤豐太郎君（續） 是ハ全ク民政黨ノ諸君ガ、始メテ議會内ニ多數ヲ制セラレタ爲ニ、其多數ノ威力ヲ以テ、自分達ノ今日ノ窮境ヲ此懲罰事犯ニ依ッテ、糊塗シ去ラントスル多數橫暴ノ態度ト謂ハナケレバナラヌ（拍手）大臣諸公ノ態度ト云ヒ……

（發言スル者多シ）
●議長（藤澤幾之輔君） 靜肅ニ願ヒマス
●深澤豐太郎君（續） 或ハ昨日ノ盜犯等ノ防止ニ關スル法律案ノ委員會ニ於テモ、殆ド諸君ハ議事規則ヲ無視スル所ノ態度ヲ執ッテ居リタデハナイカ、内務大臣ノ所管デアル所ノ警察犯處罰令ノ説明ヲ求ムベク、委員長ガ之ニ賛成ラシテ、内務大臣ヲ探シ行ッテ所ガ、内務大臣ハ用事ガアッテ出テ來ナカッタ、少シ位休憩ラシテモ、此重大ナル盜犯防止ノ法律ヲ作ルノデアリマス、私共死刑ヲ以テ臨ム所ノ法律ヲ審議スル場合ニ於テハ、十分ニ慎重ナル態度ヲ執ラナケレバナリマセヌ、警察犯處罰令ノ第一條第四項ハ、面會ノ強要デアルトカ、強談威迫ナド、云フコトハ二十九日ノ拘留デ以テ事ガ濟ムノデアリマスガ、同じ狀態ニアルモノヲ恐怖、驚愕、興奮トカ狼狽トカ云フ條件ガ付ケバ、之ヲ殺シテモ無罪デアルト云フヤウナ、聖代ニ見ルコトノ出來ナイ惡法

ヲ作テ、何故諸君ハ慎重審議シテ、國民ノ生命財産ヲ保護スル所ノ態度ヲ執ラナイノカ、之ヲ多數ヲ恃ンデ、多數橫暴ノ力ヲ以テ通過セテ、ハナイカ、私ハ今日ノ時局ヲ靜ニ考ヘテ見マスル時ニ、吾々議員同志ガ果シテ茲ニ政治上ノ遊戲ニモ等シイコトヲ繰返シテ居テ、宜イ時局デアリカナイカト云フコトヲ痛感スルノデアリマス、皆様ハ御存知ナイカ知レマセヌガ、若シ此衆議院ノ門カラ一歩外ヘ出テ見テ下サイ、如何ナル事件ガ起キテ居リマスカ、吾々ハ其事件ヲ聽イテサヘモ戰慄ヲ禁ゼザルモノヲ得ナイ所ノ事件ガ到ル所ニ頻發ヲ致シテ居リマス（拍手）（以下五十四字削除）

〔發言スル者多シ〕

●議長（藤澤幾之輔君） 靜肅ニ願ヒマス——深澤君、ドウカ餘リ範圍ヲ逸シナイヤウニ願ヒマス

●深澤豐太郎君（續） 諸君、全ク時局ハ重大ニナッテ居ルノデアリマス、此事件ヲ皆様が聽イテ見テ、果シテ驚カザル者ガアルデアリマセウカ、（以下七十字削除）

〔此時議長深澤豐太郎君ニ何事ヲカ告ケタルモ聽取スル能ハス〕

●深澤豐太郎君（續） 是ハ今日ノ時局ガ重大デアルカラ、私共ハ斯ウ云フ問題ヲ論議シテ居ル時ニ、本當ニ國民ノ爲ニ計ル所ノ態度ヲ執ラナケレバナラス、其爲ニ申上ゲテ居ルノデアリマス（拍手）此事件ハ或ハ發賣禁止、否、掲載禁止ニナッテ居ルカモ知レマセヌカラ、速記ハ注意ヲ願ヒタイノデアリマス、尙ホ是レ以上ニ言フコトハ、議長ノ注意ニ依ッテ省略ヲ致シマス、本月ニ入ッテカラ……

●議長（藤澤幾之輔君） アナタノ只今御述ベニナッテ居ル事ハ、問題外デアリマス、アナタニ對シテ再三御注意致シマシタケレドモ、最早致シ方ガアリマセヌ、是デアナタノ演説ノ中止ヲ命ジマス、降壇ヲ命ジマ

ス……

〔議場騷然〕
●深澤豐太郎君 ……

〔議場騷然〕

●議長（藤澤幾之輔君） 議長ノ命ニ從ヒマセヌカラ退場ヲ命ジマス

〔議場騷然〕

●議長（藤澤幾之輔君） 本日ハ……是レ以上議事ヲ進メルコトガ出來マセヌカラ、是ニテ散會致シマス——十三日ハ最終日デアリマスカラ、特ニ午前十時カラ開會致シマス、次回ノ日程ハ公報ヲ以テ御通知致シマス

〔議場騷然〕

●議長（藤澤幾之輔君） 尙ホモウ一度申上ゲマス、十三日ハ最終日デアリマスカラ、特ニ午前十時カラ開會ヲ開キマス

〔發言者離席者多ク議場騷然〕

●議長（藤澤幾之輔君） ……次回ノ日程ハ公報ヲ以テ御通知致シマス、本日ハ是ニテ散會致シマス
午後九時五十一分散會

衆議院議事速記録第九號中正誤

頁 段 行 誤 正
一四四 一 一九 妻湯前間 杉安湯前間